

インドネシア 投資ガイドブック



MINISTRY OF INVESTMENT/
INDONESIA INVESTMENT COORDINATING BOARD



ASEAN-JAPAN
CENTRE



インドネシア投資 ガイドブック

2023

はじめに

T インドネシアにおける経済成長の勢いと投資に対する高い関心を維持し続ける必要があります。2023年第3四半期現在の投資実現は374兆4000億ルピアに達しており、前期比7.0%の増加となりました。これを年間データで見ても、2022年同期比で21.6%という二桁の数字に達しています。

また2023年1月から9月までの累計では、2022年同期比で18.0%増の1053兆1000億ルピアに達しました。この数字は、2023年の目標とする1400兆ルピアの75.2%に及んでいます。

上記の期間における外国直接投資（PMA）の実現は、前年同期比16.2%増であり、国内投資（PMDN）と比較しても、総額196兆2000億ルピア（52.4%）に達していることから、依然として優位を示しています。

Jokowi大統領も、2023年APEC CEOサミットのフォーラムにおいて、インドネシアが投資先として、適切かつ有望な選択肢であるということを強調しています。その理由の一つは、インドネシアの経済は、順調に成長すると予測されており、また多くの可能性が秘められているということです。インドネシアが重視する部門はいくつかありますが、その中には投資家にとって投資機会となり得るものがあります。その一つが産業の下流部門です。

インドネシア政府は、投資と下流部門が、この国を先進国にするための重要な要素であると考えています。そのためには、投資調整庁（BKPM）が作成した「戦略的投資下流部門ロードマップ」によると、8つの重点部門における21の商品に対して5453億米ドルに相当する下流部門投資が必要となります。そして2023年9月現在での下流部門投資は266兆ルピアに達しており、これは総投資実現額の25.3%に相当する数字です。

今後数年の間に、この投資が価値と質の両面において目標を上回ることを期待しています。さらに、投資が流入し、発展することによって、雇用を創出し、繁栄を拡大し、インドネシアを他の先進国と同等の水準に引き上げることが、より重要になってきます。



2023年12月
投資大臣
H.E. Bahlil Lahadalia

免責事項

このガイドブックは、執筆時点で入手可能な最新のデータ、情報、規制に基づいて作成されています。データ、情報、規制に関する最新情報がある場合は、投資省投資促進開発局まで電子メールでお問い合わせください。

tu.ditpp@bkpm.go.id

目次

はじめに	3
目次	4
I. インドネシアの概要	7
1. 経済と政治の概観	8
2. 投資環境	12
3. 投資機会	14
3.1 投資機会マップ	16
3.2 戦略的重点プロジェクト（主要プロジェクト）	18
3.3 重点部門	19
3.4 戦略的投資拠点としての経済圏	20
3.5 SDGs、ESG、グリーンエコノミー、ブルーエコノミー、カーボン・トレーディング	25
3.6 下流部門政策	26
3.7 プロジェクト資金調達スキーム	28
4. インドネシア各地域	29
5. 人口統計	32
6. インドネシアの生活	34
6.1 ビジネス文化	34
6.2 住居費および生活費	34
6.3 健康および教育	35
7. Nusantara国家首都（ <i>Ibukota Negara Nusantara/IKN</i> ）	35
II. 投資の手続き	39
1. 事業許認可統合電子サービスまたはオンライン・シングル・サブミッション	40
1.1 リスクベース・アセスメント（RBA）の概念	40
1.2 OSS RBA（オンライン・シングル・サブミッションのリスクベース・アセスメント）	41
1.3 情報、事業許認可および監督サブシステム	41
2. 事業の開始	45
2.1 資本とリスクに基づく会社分類	45
2.2 投資のための事業体の形態	47
2.3 投資の制限	49
2.4 PMA会社の設立プロセス	53
3. 許認可取得	54
3.1 OSS RBAアクセス権	54
3.2 OSS RBAシステムで実行されるプロセス	54
3.3 インドネシア標準産業分類（ <i>Klasifikasi Baku Lapangan Usaha</i> ）	56
3.4 リスクベース事業許認可の基本要件	56

III. 外国投資家のための法律面の概要	57
1. 雇用（最新の雇用創出法による）	58
1.1 外国人労働者の活用	58
1.2 有期雇用労働者	59
1.3 アウトソーシング	59
1.4 労働時間	60
1.5 雇用の終了	60
1.6 地域別最低賃金	61
1.7 社会保障制度	62
2. 入国手続き	62
2.1 ビザの種類	63
2.2 一時滞在許可証	64
2.3 ゴールデンビザ	64
3. 土地と環境	65
3.1 土地の権利	65
3.2 空間利用活動の適合性	67
3.3 建物	67
3.4 環境	67
4. 物流	68
4.1 ナショナル・ロジスティック・システム（NLE）連携プラットフォーム	68
4.2 インドネシアの港湾	69
5. インフラ	70
6. 貿易	71
6.1 貿易協定	71
6.2 輸出および輸入	72
6.3 商品の流通	72
7. 国産品の利用	74
7.1 国産品の使用拡大	74
7.2 国産化率（TKDN）	74
7.3 企業貢献指数（BMP）	74
8. 投資の保護	75

IV. 税制	76
1. 法人税 (CIT)	78
1.1 財務諸表	78
1.2 税率	78
1.3 優遇税制	79
a. タックスホリデー (一時減免)	79
b. アローワンス (便宜供与)	80
c. 研究開発活動、職業訓練施設および労働集約型施設の税制優遇	81
d. 輸入関税免除	83
1.4 源泉徴収税	85
1.5 現物支給	86
1.6 移転価格	86
1.7 税務行政	87
2. 個人所得税	88
3. 配当金	89
4. 付加価値税 (VAT) および奢侈品販売税	90
4.1 付加価値税	90
4.2 奢侈品販売税	91
5. 印紙税	91
5.1 土地・建物税 (PBB)	91
5.2 印紙税	92
6. 出訴期限	93
7. Nusantara国家首都の税制優遇施設	94
よくある質問	105
用語集	107
問い合わせ先	113

第1章

インドネシアの 概要

01 経済と政治の概観

インドネシアは、比較的高い、持続可能な経済成長のおかげで、G20グループや世界有数の国内総生産（GDP）が高い国々と肩を並べることができ、国際協力フォーラムにも参加することになりました。また、インドネシアの、世界に対する経済貢献度も過去20年間で増加しています。2000年初めには、インドネシアの経済貢献度は2.7%に達し、2021年には3%にまで増加しました。そして2045年までには、インドネシア、中国、インドが世界最大級の経済大国になることが予測されています。

表1.1 - G20諸国の経済シェア（名目GDPおよび現在のPPP）

国	2000	2005	2010	2015	2020	2021
 アルゼンチン	1.2	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9
 オーストラリア	1.3	1.3	1.3	1.2	1.3	1.3
 ブラジル	4.0	3.8	3.9	3.4	3.0	3.0
 カナダ	2.3	2.2	1.9	1.8	1.7	1.7
 中国	9.2	12.4	17.3	19.9	22.6	23.2
 フランス	4.0	3.6	3.3	3.0	3.0	2.9
 ドイツ	5.6	4.9	4.5	4.4	4.4	4.1
 インド	5.4	6.1	7.0	7.8	8.1	8.3
 イタリア	3.9	3.3	2.9	2.5	2.4	2.3
 日本	8.7	7.7	6.3	5.8	4.9	4.5
 韓国	2.2	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1
 メキシコ	2.7	2.5	2.4	2.5	2.2	2.1
 ロシア連邦						
 サウジアラビア	0.0	2.1	2.0	1.8	1.6	1.5
 南アフリカ	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7
 トルコ	2.5	1.5	1.8	2.3	2.2	2.2
 英国	3.9	3.9	3.7	3.2	2.9	2.8
 米国	25.7	24.5	21.1	20.4	19.6	19.7
 欧州連合	23.7	21.9	20.3	19.0	19.1	18.5

*注：G20推計にはロシア連邦が含まれているが、個別には示されていない。

インドネシアの経済規模は、GDPの規模に比例して拡大すると予測されており、中間層に支えられた市場規模の拡大に伴い、インドネシアの経済貢献度も増加します。インドネシアの経済的地位は、2023年には世界第15位、2028年には世界第13位になると推定されています。そして2045年には、インドネシアの経済規模は世界第5位に入ると推定されています。

表1.2 - GDP、現行価格（単位：10億米ドル）

国	2023	2024	2025	2026	2027	2028
アルゼンチン	641	639	636	650	681	712
オーストラリア	1,708	1,720	1,787	1,854	1,930	2,005
ブラジル	2,081	2,211	2,322	2,449	2,588	2,759
カナダ	2,090	2,179	2,281	2,385	2,492	2,605
中華人民共和国	19,374	20,881	22,408	24,036	25,722	27,493
フランス	2,923	3,019	3,133	3,233	3,322	3,391
ドイツ	4,309	4,446	4,635	4,822	4,947	5,044
インド	3,737	4,062	4,403	4,766	5,153	5,575
インドネシア	1,392	1,509	1,632	1,761	1,899	2,049
イタリア	2,170	2,218	2,285	2,347	2,407	2,450
日本	4,410	4,526	4,731	4,923	5,077	5,344
大韓民国	1,722	1,793	1,871	1,950	2,033	2,123
メキシコ	1,663	1,733	1,797	1,860	1,929	2,003
ロシア連邦	2,063	2,118	2,159	2,206	2,235	2,266
サウジアラビア	1,062	1,082	1,120	1,162	1,208	1,257
南アフリカ	399	415	430	444	457	469
トルコ共和国	1,029	1,087	1,146	1,210	1,273	1,335
英国	3,159	3,375	3,574	3,793	4,016	4,245
米国	26,855	27,741	28,766	29,903	31,092	32,350
先進国	60,469	62,643	65,153	67,753	70,310	72,992
新興市場 および開発途上国	45,100	48,121	51,297	54,673	58,195	61,959
世界全体	105,569	110,764	116,450	122,426	128,505	134,950



インドネシアの今後5年間の経済成長率は、5.6%以上を目標としています。また2030年から2035年にかけては、6%以上を目標としています。これは、インドネシア経済が2045年に経済先進国となることを支援するためです。インドネシアの経済発展を示す指標の一つとして、一人当たりGDPが挙げられます。2023年におけるインドネシアの一人当たりGDPは5,017米ドルと推定されています。この数字はその後増加を続け、2028年には7,073ドルになると思われます。

表1.3 - 一人当たりGDP、現行価格（単位：10億米ドル）

国	2023	2024	2025	2026	2027	2028
アルゼンチン	13,709	13,520	13,326	13,494	13,984	14,490
オーストラリア	64,964	64,603	66,303	67,970	70,251	72,142
ブラジル	9,673	10,218	10,676	11,202	11,658	12,124
カナダ	52,722	54,234	56,047	57,888	59,762	61,749
中華人民共和国	13,721	14,801	15,901	17,083	18,317	19,623
フランス	44,408	45,729	47,331	48,695	49,896	50,793
ドイツ	51,384	53,007	55,262	57,520	59,053	60,260
インド	2,601	2,803	3,012	3,232	3,466	3,720
インドネシア	5,017	5,388	5,777	6,179	6,610	7,073
イタリア	36,812	37,645	38,803	39,872	40,899	41,660
日本	35,385	36,492	38,333	40,095	41,569	44,000
大韓民国	33,393	34,807	36,355	37,930	39,594	41,381
メキシコ	12,674	13,098	13,473	13,846	14,252	14,694
ロシア連邦	14,404	14,821	15,140	15,508	15,752	16,022
サウジアラビア	29,922	29,893	30,337	30,854	31,434	32,075
南アフリカ	6,485	6,648	6,780	6,889	6,987	7,060
トルコ共和国	11,932	12,461	12,997	13,574	14,136	14,679
英国	46,371	49,321	52,001	54,978	58,009	61,130
米国	80,035	82,132	84,601	87,361	90,231	93,259
先進国	55,538	57,338	59,437	61,610	63,742	65,968
新興市場 および発展途上国	6,666	7,039	7,426	7,833	8,250	8,689
世界全体	13,440	13,969	14,549	15,153	15,755	16,384

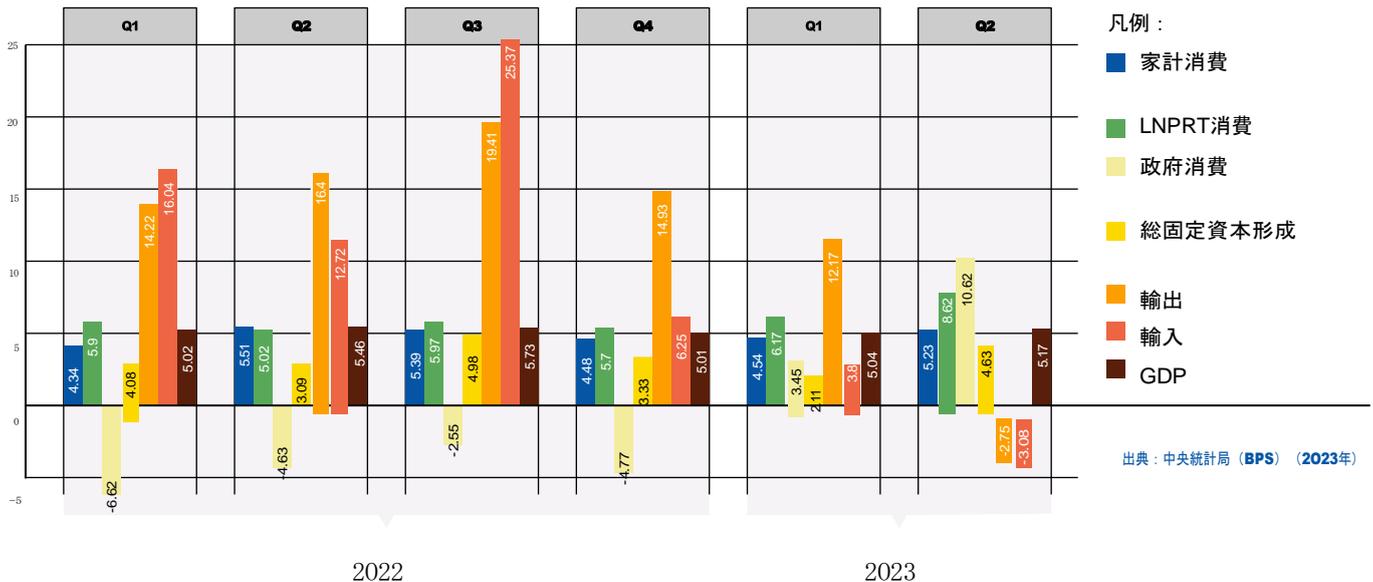
出典：国際通貨基金（2023年）

さらにマクロ経済の観点からは、現在の世界的なダイナミクスの中で、2023年第2四半期のインドネシア経済は、2023年第1四半期の5.04%成長を上回る5.17%成長を達成することができました。この2023年第2四半期の経済成長は、5.23%の家計消費率によって支えられています。次いで経済成長の原動力となったのは政府消費で、10.62%の成長が見込まれます。



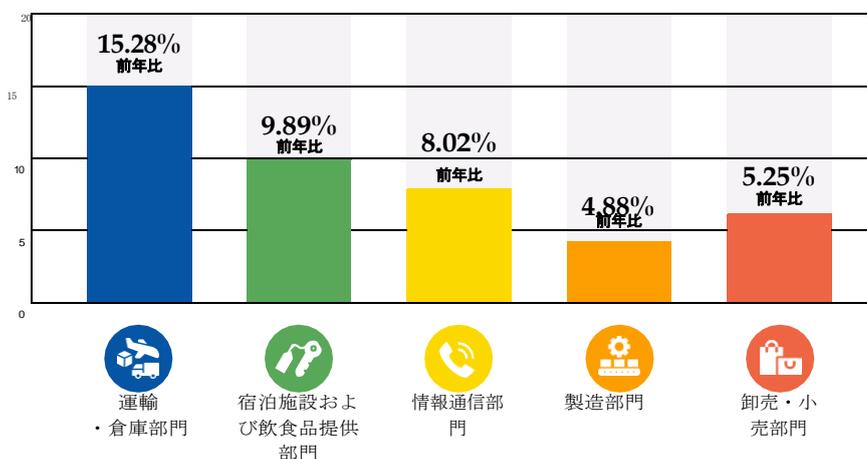
2023年第2四半期の経済成長は、5.23%の家計消費率によって支えられています。次いで経済成長の原動力となったのは政府消費で、10.62%の成長が見込まれます。投資率は4.63%で、第2四半期から上昇しています。2023年第2四半期の輸入率は、輸入活動が減速していることを反映して、3.08%の低下でした。この輸入に伴い、輸出率も第1四半期には11.68%と他の構成要素に比べて最も高い伸びを示していましたが、第2四半期には2.75%低下しています。輸出と輸入の構成要素によって補正されているように見えていても、経済成長の達成にはさほど影響を与えていません。これは、国内市場の強さと、経済の原動力となる人々の購買力によるものです。

図1.1 - インドネシアの支出面における経済成長（%、前年比）



支出面におけるGDPパフォーマンスは、家計消費が強化されていることとの関連でさらに調べてみると、興味深いことがわかってきます。2023年第2四半期に、家計消費のシェアが53.31%と半数以上を占めたことがその表れです。

部門別に見ると、2023年第2四半期のインドネシアの経済成長の原動力となったのは、特に以下の要因です。



経済成長の柱である部門の成長が緩やかであるのは、2023年第1および第2四半期においても、インドネシア経済は安定的に成長し、景気回復のモメンタムを維持すると思われることを意味しています。2023年の国家予算では、インドネシアの経済成長率が5.3%に達すると予想されており、これは2022年の経済成長率の5.31%に匹敵する数字です。

さらに、インドネシアでは2024年に選挙が行われます。政治的に重要な年は、将来性のある部門に拍車をかける機会として活かすことができます。そのような部門の一つが繊維、製紙、印刷、メディア産業です。これらの産業は、特に2024年は同時選挙でもあるため、選挙がもたらすモメンタムによって、国内で存続していく上で大きな機会となります。この他にも、ホテル、レストラン、運輸など、潜在的な需要が高い部門があります。複数の部門が、2023年および2024年の国内経済の原動力になるだろうと私は考えています。

現政府の政策がこの政治の年における経済の安定を維持に重点を置いていることを考慮すると、経済自体は、世界的な不確実性の中でもプラス成長が予測されます。また、パンデミックの状況が終わったことで、公共消費を促進する新鮮な空気が送り込まれることにもなるでしょう。これは、特に消費を増加させ始めている上流中産階級にとって好ましい合図となります。資本市場の観点からは、ジャカルタ総合指数（JCI）は、選挙期間中にプラス傾向を示すと思われる。

総選挙が行われる年や月の間は、IHSGは常に上昇傾向トレンドを示します。これに続いて、現金直接支援（*Bantuan Langsung Tunai/BLT*）や「家族の希望プログラム」（*Program Keluarga Harapan/PKH*）などのさまざまなプログラムから、コミュニティ内のマネーサプライが増加します。こうした状況では、消費者部門と金融部門（金融）が奨励されます。適切な戦略と、適切な部門に対する投資とにより、政治の年における経済パフォーマンスが向上することが期待されています。



02 投資環境

格付け会社スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）は、2023年7月4日、インドネシア共和国のソブリン格付けを「BBB」で維持し、見通しは「安定的」としました。この決定は、堅調な経済成長、良好な政策実績、当初目標よりも速い財政再建の見通しを考慮したものです。

一方、「安定的」の見通しは、財政パフォーマンスと債務安定化を支えると思われる、今後2年間のインドネシア経済回復の持続可能性に対するS&Pの信頼感を反映しています。

S&Pは、インフレ圧力の緩和と、総選挙に向けた政府支出の増加とが、2023年後半の個人消費を押し上げると考えています。これは、世界的な需要の減速という課題の中で、インドネシアの経済パフォーマンスを支えることになり、その結果、2023年のインドネシア経済は4.8%成長すると予測されています。またS&Pは、有利な人口構造を背景として現在進行中である政策改革が、インドネシア経済にプラスの影響をもたらすと考えています。これは、政府が最近改正した雇用創出法の施行によっても強化されており、投資と潜在的な経済成長とを促すビジネス環境の改善が期待されています。



S&Pは外部的な観点から、インドネシアの対外部門の業績改善によって、商品価格の減速がもたらす影響を持ちこたえることができると見えています。鉱工業品の付加価値を高めることを目的とした、鉱業部門における、下流政策の実施と加工能力の向上は、輸出収入の増加に寄与すると考えられます。またS&Pは外貨準備高の水準について、経常黒字と外国資本の流入に支えられ、2022年後半に一時的に低下した後、再び上昇すると見えています。

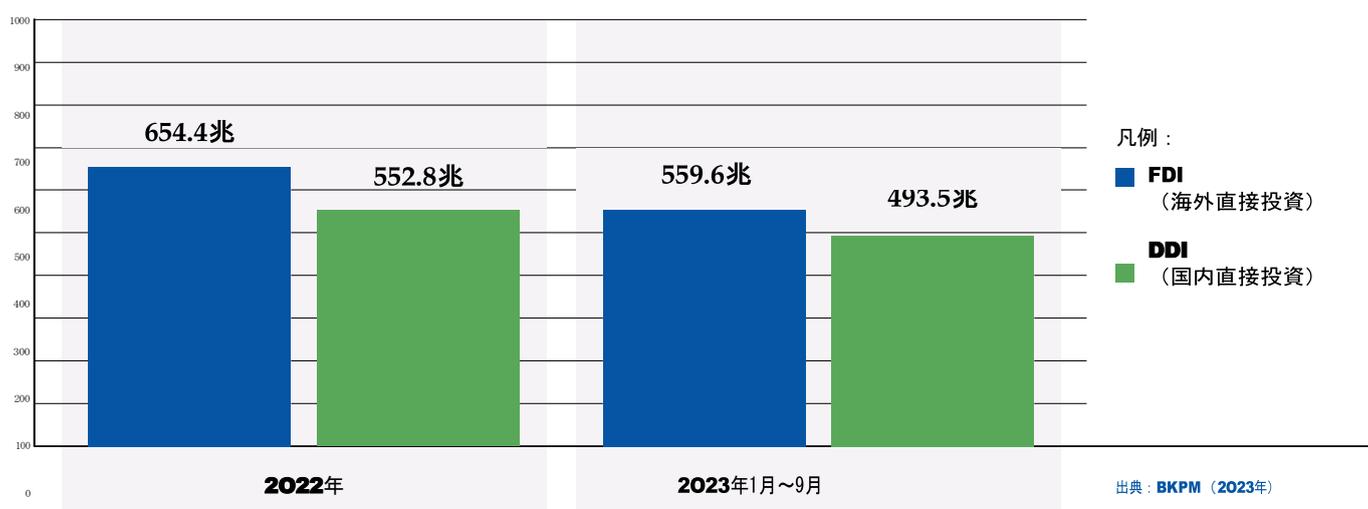
財政面からは、S&Pは、より迅速な財政再建により、インドネシアの財政赤字は目標よりも1年早く対GDP比3%未満にまで削減されると見えています。2022年の財政赤字は対GDP比2.4%であり、2021年の4.7%を大幅に下回っています。S&Pは、歳入の増加と政府支出の抑制により、2023年の財政赤字は再び対GDP比2.3%前後の減少を示すだろうと予想しています。財政赤字が削減されることで、政府の債務と支払利息が減少すると考えられています。しかし政府の歳入基盤が限定されていることは、インドネシアの格付けを今後進展させる上での課題であるという点に注意する方が良いでしょう。S&Pの他にも、フィッチ・レーティングスがインドネシアに対する格付けを「BBB」、日本格付研究所および格付投資情報センターが「BBB+」とするなど、他の格付け機関も高い評価を示しています。

表1.4 - インドネシアのソブリン格付けに関する最新情報

格付機関	見通し	信用格付	最新情報
スタンダード・アンド・プアーズ	安定的	BBB	2023年7月10日
フィッチ・レーティングス	安定的	BBB	2022年12月14日
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	安定的	Baa2	2022年2月10日
日本格付研究所	安定的	BBB+	2022年7月27日
格付投資情報センター	ポジティブ	BBB+	2023年7月25日

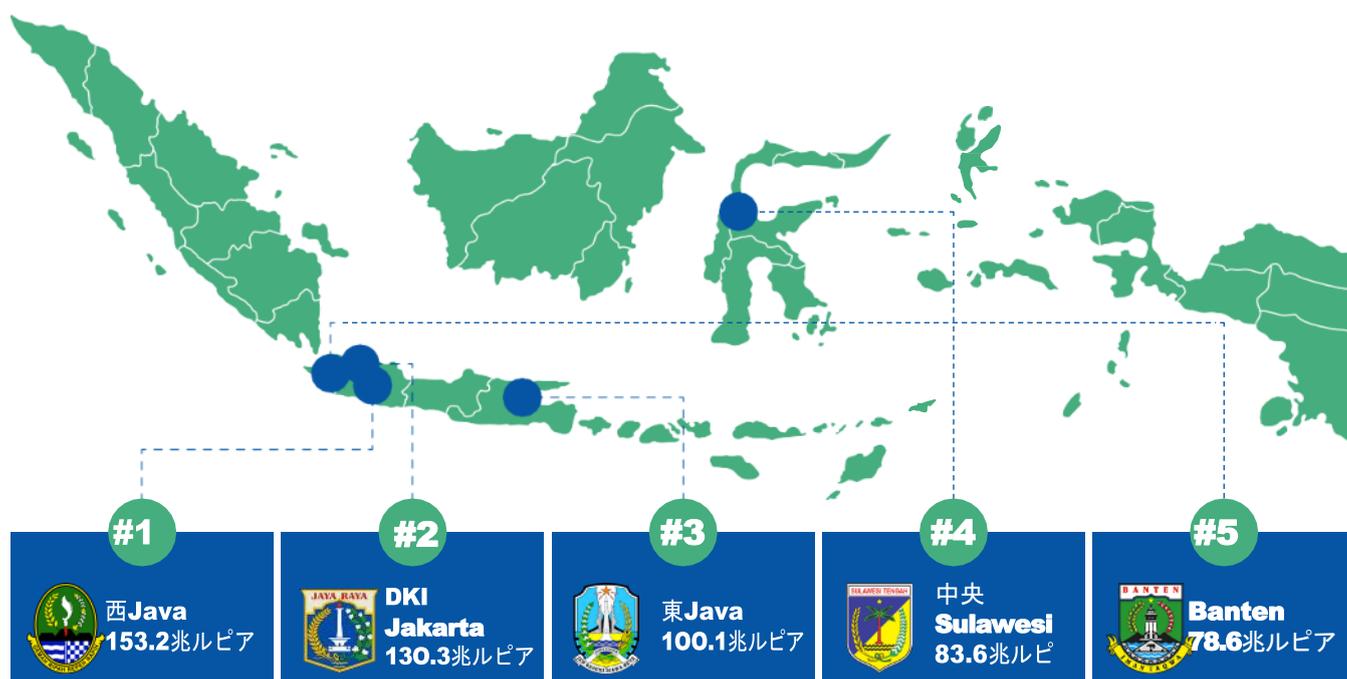
出典：金融サービス庁（OJK）（2023年）

さまざまな格付機関の評価が示すとおり、インドネシアの投資実現も目覚ましい成果を上げています。



投資実現は地域に基づいているため、投資実現が最も大きいのは西 Javaで、174兆6000億ルピアに達しています。次いでDKI Jakarta、3位は中部Sulawesiです。中部Sulawesiにおけるニッケル鉱業の下流部門の発展は、この地域における投資実現の成長と経済成長とが加速していることを証明しています。

図1.2 - 2023年1月から9月までの投資先上位5カ所 (FDIおよびDDI)



出典：BMKP (2023年)

03 投資機会

インドネシアは、インクルーシブで持続可能な経済成長を促進するために、投資の質を向上させるさまざまなプログラム、政策、規制を設けています。政府は、国家経済の競争力を強化し、投資の増加を加速させることを目的として、投資に資するビジネス環境の創出を奨励する投資基本政策を策定します。許認可プロセスから投資活動の終了に至るまで、法律と規制の定めるところに従い、投資家に対して、法的確実性、ビジネスの確実性、ビジネスの安全性を保証します。



投資政策の方向性：質の高い投資（2020年～2024年）



3.1. 投資機会マップ

投資プロジェクトのリストは、スマトラからパプアに至るまで、インドネシア各地にまたがっています。地域別の推定投資ニーズは以下のとおりとなっています。



島	No	州	各地域の投資部門
Sumatera	1.	Nanggroe Aceh Darussalam	Aceh Ladong工業団地
	2.	北Sumatera	DPPP Toba Lake アルミ成形 オレンジ 天然ゴム製医療機器
	3.	西Sumatera	ガンビール（染料）
	4.	Riau	パーム油
	5.	Riau諸島	アルミ製錬所 アルミ線材 地面効果翼機
	6.	Jambi	Kemingking工業団地
	7.	Bangka Belitung	DPP Bangka Belitung
	8.	南Sumatera	石炭ベースMEG サトウキビ
	9.	Lampung	Pesawaran工業団地
Java	10	Banten	KEK Tanjung Lesung 電所 ソーラーパネル
	11.	DKI Jakarta	統合充電ステーション
	12.	西Java	自動車部品 医薬品 航空機タイヤ 電動バイク
	13.	中部Java	DPP Borobudur

島	No	州	各地域の投資部門		
Java	14.	東Java	DPP Bromo Tengger Semeru		
			有害廃棄物処理施設		
			ソーダ灰		
			バナナ		
			医薬品塩		
			バイオエタノール		
			銅		
			農業機械		
			錫下流産業		
			15.	Yogyakarta首都特別州	空港貨物基地
Baliおよび Nusa Tenggara	16.	Bali	LNGのターミナルと再ガス化施設		
	17.	西Nusa Tenggara	DPP Lombok Mandalika		
			畜産場 エビ養殖		
	18.	東Nusa Tenggara	DPP Labuan Bajo 畜産場		
Kalimantan	19.	西Kalimantan	脂肪アルコール 電子部品材料 ボーキサイト下流産業		
			20.	中部Kalimantan	海綿鉄製錬所
			21.	北Kalimantan	パーム油
	22.	東Kalimantan	エビ養殖 脂肪アミン産業 再生可能エネルギーインフラ 水供給管理インフラ 物流および統合倉庫 Nusantaraコンベンションセンター 総合園芸農場 Buluminung工業団地 総合養鶏場 不動産 Solar Polar Plant パーム油下流部門		
			23.	南Kalimantan	製錬スラブ銅 鉄鉱石
					24.
			Sulawesi		

島	No	州	各地域の投資部門
Sulawesi	25.	Gorontalo	飼料（トウモロコシ） ココナッツ
	26.	中部Sulawesi	フェロニッケルステンレス製錬所 ココア
	27.	西Sulawesi	ココア
	28.	南Sulawesi	銅リサイクル 大豆 海藻
	29.	南東Sulawesi	DPP Wakatobi ニッケル製錬所
	MalukuおよびPapua	30.	北Maluku
31.		Maluku	KSPN Banda 水産業
32.		南西Papua	DPP Raja Ampat Sorong港 魚の缶詰
33.		西Papua	ナツメグ農園
34.		Papua	サゴヤシ食品工業団地 コーヒー豆

注：

■ 農業
■ 観光

■ インフラ
■ 経済特区および不動産

■ 工業
■ 再生エネルギー

3.2. 戦略的重点プロジェクト (主要プロジェクト)

政策の方向性と中期開発戦略とに基づき、2020-2024年RPJMNにおいて、国家重点・開発アジェンダの12の戦略的重点プロジェクト（MP）と開発アジェンダの12の主要プロジェクトを策定しています。



表1.5 - 開発アジェンダ (AP) と主要プロジェクト (MP)

AP 1 : 質の高い公正な成長のための経済レジリエンスの強化	
MP1	5つの重点下位部門のインダストリー4.0 : 飲食品、繊維・アパレル、自動車、エレクトロニクス、化学品、薬局
MP2	Java外の9つの工業地域と31の精錬所
MP3	食品工業団地 (食品生産センター地域)
AP 2 : 格差是正と公平性確保のための地域開発	
MP4	Batam Bintan地区の開発
MP5	国都 (IKN)
AP 3 : 質の高い、競争力のある人的資源の増加	
MP6	妊産婦死亡率および発育障害の削減加速
MP7	包括的社会保護制度に向けた社会支援の統合
AP 4 : 精神革命と文化発展	
AP 5 : 経済発展と基本サービスを支えるインフラの強化	
MP8	主要港湾ネットワーク統合
MP9	デジタルトランスフォーメーションを支えるICTインフラ
MP10	水道へのアクセス (1000万世帯と接続)
AP 6 : 生活環境の構築、災害に対するレジリエンスの向上、気候変動	
MP11	災害早期警戒システムの強化
AP 7 : 政治・法律・安全保障の安定性強化と公共サービスの変革	
MP12	NSOC SOCの強化と121 CSIRTの設立

出典 : 国家開発省 (Bappenas, 2022年)

3.3. 重点部門

政策の方向性と中期開発戦略とに基づき、2020-2024年RPJMNにおいては、国家重点・開発アジェンダには12の戦略的重点プロジェクト (MP) が、開発アジェンダには12の主要プロジェクトが策定されています。



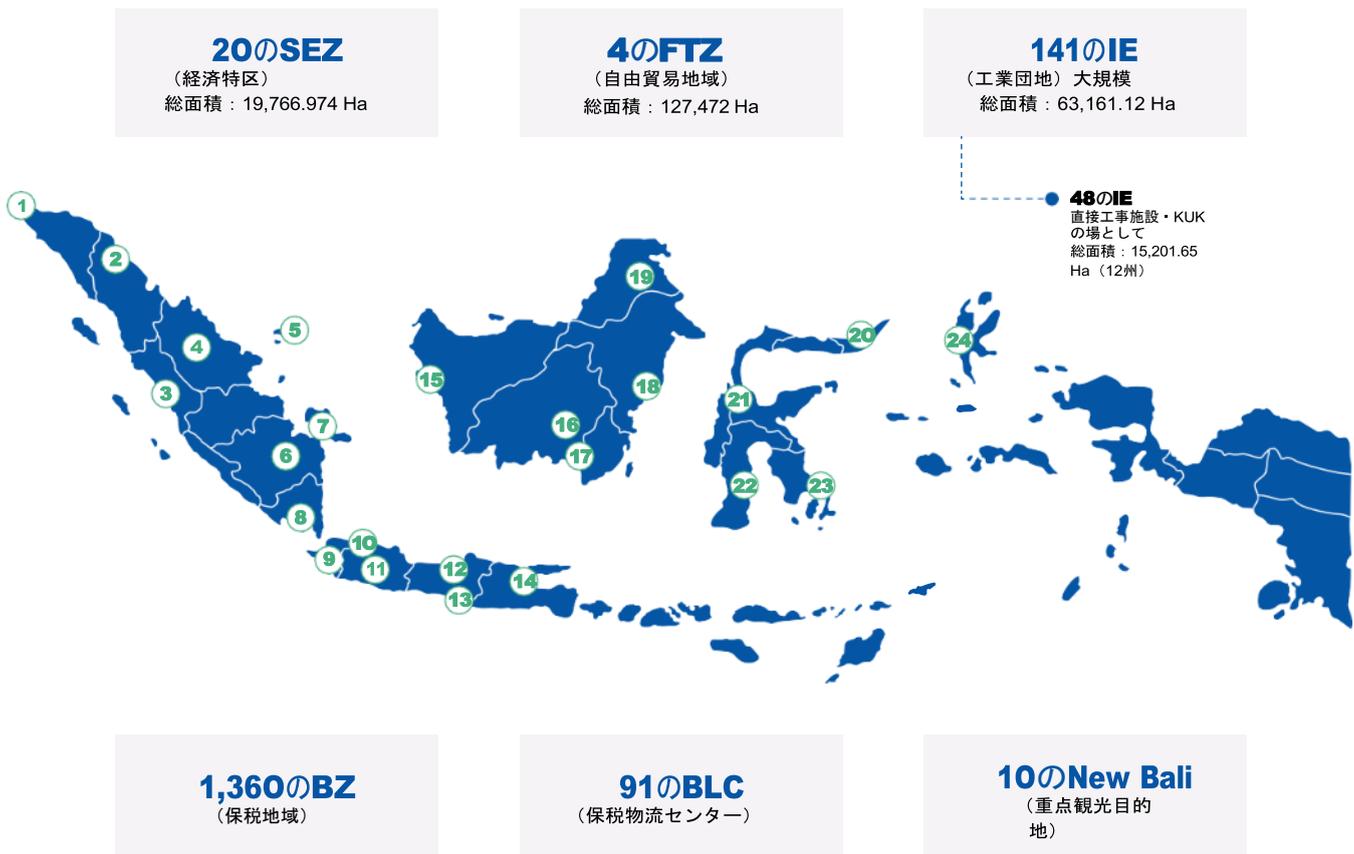
その発展には比較優位と競争優位があり、その潜在力と強さに応じて産業成長の中心が拡大し、均等に分散されます。

3.4. 戦略的投資拠点としての経済圏

インドネシア政府は、生産プロセスや産業発展の継続性を保証します。中央および地方政府は、原材料や副資材を入手するための施設を提供します。これについては、産業部門の組織に関する2021年政府規定第28号（政府規定28/2021）に基づいて対処されています。この規則は、産業事業活動および工業地帯の事業活動に関する監督および管理の手続も規制します。

この規則の下では、産業活動に従事する全ての企業は、工業地域または指定された工業地域に居住しなければならないことについても言及されています。政府は、工業地域における活動を支援するためのインフラや施設、インフラの利用可能性を保証します。

インドネシアには20の経済特区があり、それぞれが産業部門および観光部門における比較優位性に基づいて特化されています。さらにインドネシアには、138の工業地域、4の自由貿易地域（FTZ）、1,360の保税地域、および131の場所に91の保税物流センターがあります。



詳細は以下のリンクをクリックしてください！

<https://regionalinvestment.bkpm.go.id/pir/kawasan-industri-kek>

インドネシアの工業団地一覧

1	Nangroe Aceh Darussalam	<ul style="list-style-type: none"> • Aceh Ladong工業団地 	
2	北Sumatera	<ul style="list-style-type: none"> • Medanstar工業団地 • Medan工業団地 • Sei Mang (KEK) 工業団地 	
3	西Sumatera	<ul style="list-style-type: none"> • Padang工業団地 	
4	Riau	<ul style="list-style-type: none"> • Tanjung Buton工業団地 • Dumai工業団地 • Tenayan工業団地 	
5	Riau諸島	<ul style="list-style-type: none"> • Bintan Inti工業団地 • Karimun Maritime工業団地 • Batamindo工業団地 • Panbil工業団地 • Bintang工業団地 • Puri工業団地2000 • Tunas工業団地 • ユニオン工業団地 • Kabil総合工業団地 • エグゼクティブ工業団地 • Sarana工業拠点 • Sekupang Makmur Abadi工業団地 • Hijrah工業団地 • Indah工業団地 • Kabil総合工業団地 	
6	南Sumatera	<ul style="list-style-type: none"> • Tanjung Enim工業団地 	
7	Bangka Belitung	<ul style="list-style-type: none"> • Sadai工業団地 	
8	Lampung	<ul style="list-style-type: none"> • Lampung工業団地 • Waylaga Bizpark 	
9	Banten	<ul style="list-style-type: none"> • Modern Cikande工業団地 • Modern Cikande工業団地 • Nikomas Gemilang工業団地 • Modern Cikande工業団地 • SBS工業団地 • Wilmar総合工業団地 • ミレニアム工業団地 	
			<ul style="list-style-type: none"> • Pasar Kemis工業団地 • Cikupamas工業団地および倉庫 • Royal Kosambi工業団地 • Kosambi Permai 工業団地および倉庫 • Griya Idola工業団地 • Sumber Rezeki工業団地 • Laksanaビジネスパーク • Krakatau工業団地Cilegon • Pancapuri工業団地 • Kawasan Industri dan Pergudangan Taman Tekno BSD
10	DKI Jakarta	<ul style="list-style-type: none"> • Jakarta工業団地Pulogadung • Berikat Nusantar工業団地 	
11	西Java	<ul style="list-style-type: none"> • Jababeka工業団地 • Hacacaビジネスパーク • インドネシア・中国総合工業団地 • Bekasi国際工業団地 • MM2100工業都市BFIE • MM2100工業都市MMID • Jababeka工業団地 • East Jakarta工業団地 • Gobel Jababeka工業団地 • Marunda Center工業団地 • グリーンランド国際工業センター (GIIC) • Jababeka工業団地 • Lippo Cikarang工業団地 • Karawang国際工業都市 • MM2100工業都市BFIE • MM2100工業都市BFIE • Marunda Center工業団地 • グリーンランド国際工業センター2 (GIIC 2) • Jababeka工業団地 • Karawang国際工業団地 • Cibinong Center工業団地 • Sentul工業団地 • インド大成 (Kota Bukit Indah) 工業団地 • Kujang Cikampek工業団地 • Mitrakarawang工業団地 • Karawang国際工業都市 • Suryacipta IE • Mandalapratama Permai工業団地 • Suryacipta Subangスマートポリタン • Artha Industrial Hill工業団地 • Niaga Karawang Prima Park (GTテックパーク) • Sinar Primera Industrial Karawang Eco City (SPIKE) • Karawang New工業都市 • Pertiwi Lestari工業団地 • Suryacipta Subang Smartpolitan • Karawang Jabar工業団地 • Suryacipta Subangスマートポリタン 	

- Kota Bukit Indah工業都市
- ライオン工業団地
- Cikaopark総合工業団地
- SKI工業団地
- Jatiluhurインダストリアルスマートシティ
- Suryacipta Subangスマートポリタン
- Taifa工業団地
- Cikembar工業団地
- Dwipapuri Abadi工業団地

12 中部Java

- Batang工業団地
- Batang工業団地
- Jawa Tengah Land工業団地Sayung
- Kendal工業団地
- Wijayakusuma工業団地
- Aviarna工業団地
- BSB工業団地
- Terboyo Semarang工業団地

13 Yogyakarta首都特別州

- Piyungan創造経済工業団地

14 東Java

- Gresik工業団地
- Maspion工業団地
- Java総合工業港湾団地
- Ngoro工業団地 (IS)
- Ngoro工業団地 (KII)
- Pasuruan工業団地Rembang
- Sidoarjo工業団地Berkak
- Safe N Lock工業団地
- SiRIE工業団地
- Tuban工業団地
- Surabaya工業団地Rungkut

15 西Kalimantan

- Ketapangエコロジ農業工業団地
- KBS工業団地
- Landak工業団地

16 中部Kalimantan

- Surya Borneo工業団地

17 南Kalimantan

- Batulicin工業団地 (TSB)
- Batulicin工業団地 (WCS)
- Batulicin工業団地 (SCL)
- Batulicin工業団地 (APP)
- Batulicin工業団地 (BCK)

18 東Kalimantan

- Batuta工業団地 (BCIP)
- Kariangau工業団地
- Kaltim工業団地

19 北Kalimantan

- KIPI

20 北Sulawesi

- Bolaang Mongondow (KIMONG) 工業団地

21 中部Sulawesi

- Morowali工業団地
- ATI工業団地
- 青島インドネシア工業団地
- ESKI (Enam Sembilan Kawasan Industri)
- スターダスト工業団地
- Palu工業団地

22 南Sulawesi

- Makasar工業団地

23 南東Sulawesi

- Konawe工業団地
- Motui工業団地

24 北Maluku

- Pulau Obi工業団地
- Teluk Weda工業団地
- EFI工業団地

経済特区 (SEZ)

インドネシアの東西に広がる合計20の経済特区 (SEZ) は、インフラ整備、施設の提供および投資の容易さによって支えられています。



ワンストップサービス
全ての事業許可サービスに対して管理者を任命



テーマ指定
開発者は指定された中から複数のテーマを選択



複数の部門
開発者は複数の部門を選択することができる



インセンティブと施設
中央政府と地方政府からの財政的インセンティブ

経済特区の開発は、インドネシア政府の重点政策であり、財政的および非財政的インセンティブの両方の形で便益を提供するという利点によって補完された良好なビジネス環境を提供する、割当区域と部門別テーマとを決定します。

インドネシア経済特区 (SEZ) における部門の機会

 石油化学産業	 ベースメタル工業	 電子産業	 医療	 教育	 自動車産業	 MRO産業
 デジタル技術産業	 ボーキサイト産業	 ニッケル製錬業	 エネルギー	 物流	 観光	 飲食品産業
 家具・玩具産業	 繊維・衣料産業	 水産業	 パーム油加工業	 ゴム産業	 林業 (サゴヤシ) 産業	 ココナッツ加工業

経済特区 (SEZ) は、経済価値や国際競争力の高い産業活動や輸出入などの経済活動を行うための機能を持つ、地理経済的および地理戦略的に有利な地域を整備することで発展します。経済特区が存在することで、付加価値産業やバリューチェーン産業、観光業を通じて、国家レベルでの経済力や競争力を構築することが期待されます。2023年までに、インドネシアには20の経済特区が設置されています。

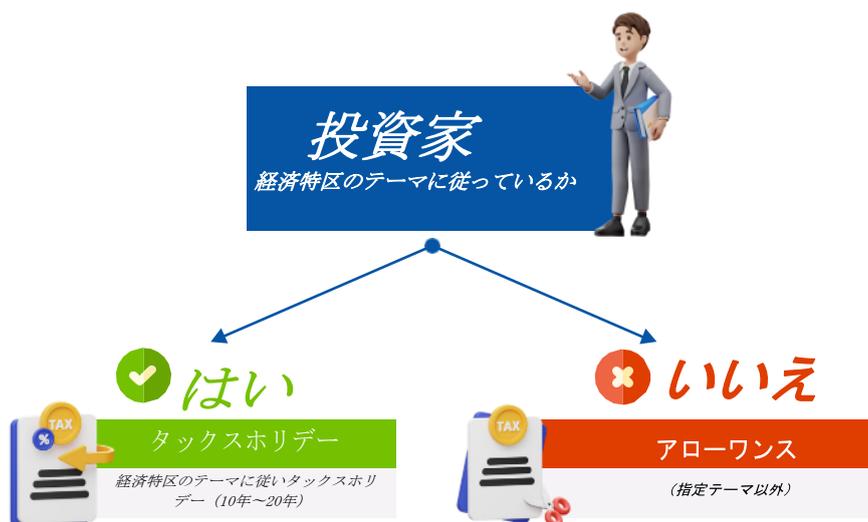
インドネシアの経済特区 (SEZ) のビジネスモデル



財政的インセンティブ

 <p>法人所得税 (PPH) 控除</p> <ul style="list-style-type: none"> - タックスホリデー (一時減免) - アローワンス (便宜供与) 	 <p>付加価値税 (PPn)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 徴収しない 	 <p>高級品の売上税</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税対象商品や課税対象サービスの提供に対して徴収しない 	 <p>関税および物品税</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本財の輸入税の免除、輸入税を徴収しない 	 <p>輸入税の繰延</p> <ul style="list-style-type: none"> 原材料の輸入税も
 <p>物品税</p> <ul style="list-style-type: none"> 原材料または補助材料の物品税免除 	 <p>地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税や懲罰の50%から100%の軽減 	 <p>物品の交易</p> <ul style="list-style-type: none"> 制限品目：経済特区への商品の輸入は制限の対象としない 	 <p>特別な施設 観光経済特区</p> <ul style="list-style-type: none"> - 付加価値税還付制度 - 奢侈品販売勢の免除 	

法人所得税優遇措置



<p>10年</p> <p>最低投資額が100億ルピア (6900万米ドル) の場合ゼロ課税 開発者およびテナント向け (指定部門)</p>	<p>15年</p> <p>最低額が50億ルピア (3450万米ドル) の場合ゼロ課税 テナント向け (指定部門)</p>	<p>20年</p> <p>最低額が1兆ルピア (6700万米ドル) の場合ゼロ課税 テナント向け (指定部門 セクター)</p>	<p>指定セクター以外に適用</p> <ul style="list-style-type: none"> • 投資額の30%の純利益の控除 (6年間5%で按分) • 10年分の損失を繰越 • 減価償却費の前倒し • 配当税10%以下
---	--	--	---



輸入のインセンティブ
付加価値税を徴収しない
奢侈品を徴収しない
輸入による所得税を徴収しない

資本財 (建設中)	原材料 (供用中)	輸入税免除	原材料の輸入税繰延
-----------	-----------	-------	-----------



付加価値税および奢侈品のインセンティブ
国内購入の付加価値税および以下を対象とする奢侈品を徴収しない

課税対象物品 (資本財および原材料)	選択した課税対象サービスの提供：建設、請負製造および修理
--------------------	------------------------------

3.5. SDGs、ESG、グリーンエコノミー、ブルーエコノミー、カーボン・トレーディング

1945年憲法の前文には、国民の福祉を実現し、あらゆる形態の貧困を撲滅することが、国家の目的の一つとして記されています。公平な福祉の増進は、持続可能な経済成長のための資本です。インドネシアは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）に合意している国の一つであり、これは、世界の200の国と地域が合意しているものです。



インドネシアは2030年までに極度の貧困を撲滅することを目指しています。世界銀行の購買力平価アプローチによる貧困測定によると、2015年にはインドネシアの人口の約8.8%が1.25ドル以下で生活していました。一方、国家貧困線によると、2022年までに人口の9.54%が貧困層となります。全ての支出集団にわたって公平な成長を促すことで、2040年以降、インドネシアに極度の貧困は見られなくなります。2045年のインドネシアの貧困率は0.02%にとどまり、約63000人が貧困線以下で生活しています。

持続可能な開発の規模を示す技術的指標の一つにESG（環境、社会、ガバナンス）があります。ESGは、事業や企業への投資の持続可能性と倫理的影響を測定するために、特に広く使用されている指標の一つです。

インドネシアでは、BGK財団が、持続可能性報告書における企業開示に基づいて、持続可能性総合価格指数（IHSGK）を作成しています。IHSGKは、グローバル・レポートング・イニシアティブ（GRI）の基準に基づいて持続可能性報告書を作成した企業の中から選定されます。またBGK財団は同年に、持続可能性報告書の透明性評価、特に気候変動のESG要因に基づいて、気候30指数を作成しました。報告書によると、インドネシアでは毎年、ESG開示に向けた大きな動きが見られます。この調査では、BGKFに加えて、リフィニティブおよびサステナリティクスもESG評価機関の参考文献として使用しました。リフィニティブ-LSEグループは、2019年以降、上場企業およびBEI上場企業100社の集計を行っており、鉱業部門では、政府系企業よりも民間企業が上位を占めています。

サステナビリティは、投資家が利用できるESG指標として、ESGリスクレーティングを公表しています。これは、企業が抱えるESGリスクを特定の業種に分け、そのリスクに対してどの程度の管理が行われているかを示す指標です。この指標では、企業価値に影響を与える可能性のあるESGリスクの深刻度を「無視できる低さ」「低」「中」「高」「重大」の5つに分類しています。

3.6. 下流部門政策

天然資源（SDA）の下流部門化は、国の経済構造を強化するための重要な柱の一つとなっています。国家経済の構造を強化するための重要な部分であるSDAが下流部門化されているのには、主に3つの理由があります。

第一に	第二に	第三に
天然資源の下流全体で、より付加価値の高い下流産業が確立され、より強固な産業構造が構築される。	高付加価値産業の創出は、依然として輸入が行われている下流天然資源の需要を満たすための工業力を支えるものでもある。	高付加価値産業の発展は、他地域からの支援産業と地域のバリューチェーンとを確立し、より包括的な成長が実現される。

インドネシアでは、既に国家下流部門投資ロードマップを作成しています。このロードマップは、下流部門投資の計画および開発の柱となる原則および基準を用いて作成されているので、当初の目的に沿った方向付けが行われています。国家下流部門投資ロードマップは、革新的でありながら、協力的かつ包括的で、持続可能な柱に基づいて作成されています。国家天然資源下流部門投資ロードマップは、政策の方向性、および国家戦略部門の付加価値を高める取り組みを奨励することになり得る投資の開発の基礎として作成されています。インドネシアは豊富な天然資源を有しているため、下流部門化を促進する努力は、質の高い経済成長を実現するために重要です。

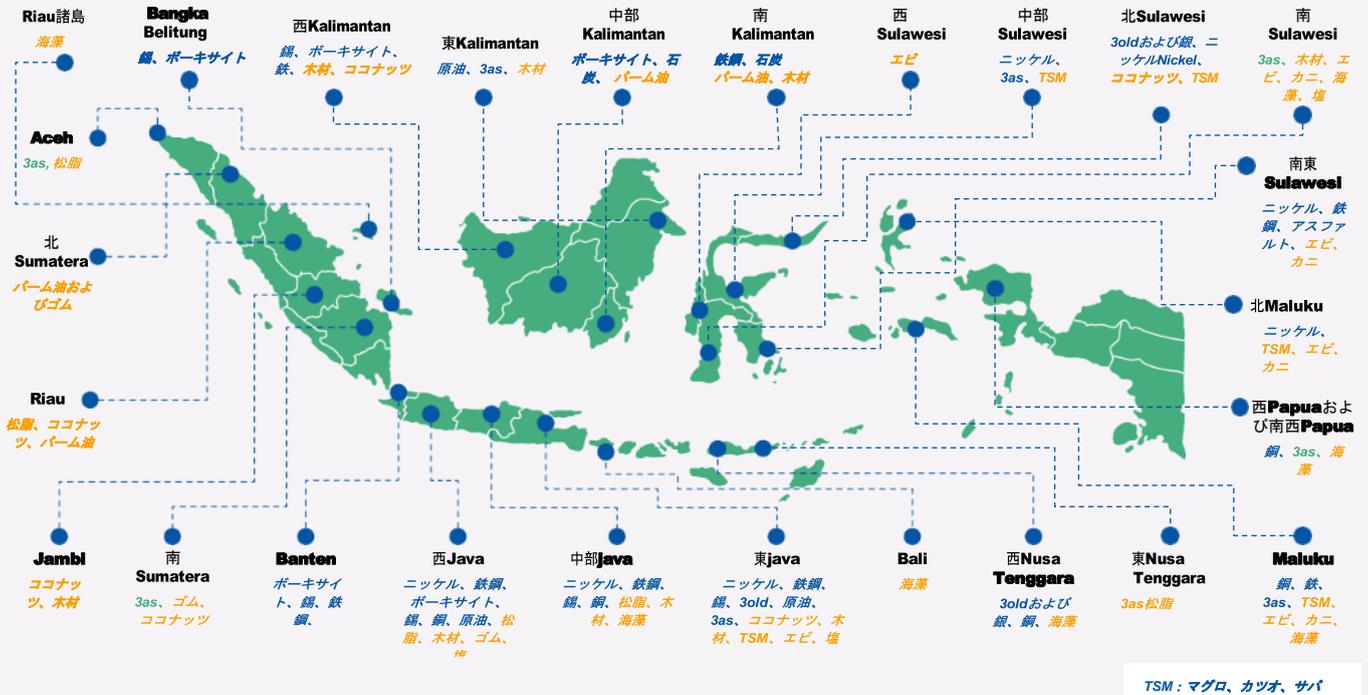
下流部門ロードマップ

天然資源下流部門化プロジェクトのロードマップです。2040年までの下流部門化プロジェクトを支援する投資ロードマップには、**8つの重点部門および21の工業製品**があります。これらの部門および製品は、天然資源に対するインドネシアの潜在力と優位性、および将来の大きな市場需要の可能性に基づいて選択されています。そのために必要な総投資額は**5453億米ドル**です。

鉱物および石炭 4316億米ドル	1	鉱物	プランテーション	5	プランテーション、水産業、漁業、林業 454億米ドル
	1~7: ニッケル、錫、銅、ボーキサイト、鉄鋼、金銀、アスファルト		11~14: ヤシ、ココナッツ、ゴム、バイオ燃料		
石油および天然ガス 683億米ドル	2	石炭	水産業	6	
	8: 石炭		15、16: 海藻、塩		
	3	原油	漁業	7	
	9: 原油		17~19: マグロ、カツオ、サバ、エビ、カニ		
	4	天然ガス	林業	8	
	10: 天然ガス		20、21: 材木、松脂		

下流部門プロジェクトの潜在的な商品はインドネシア各地に分散しています。それぞれの地域には、相対的に異なる潜在的優位性があり、これが各地域の下流部門能力となります。

図1.3 – インドネシアにおける下流産業への投資可能性



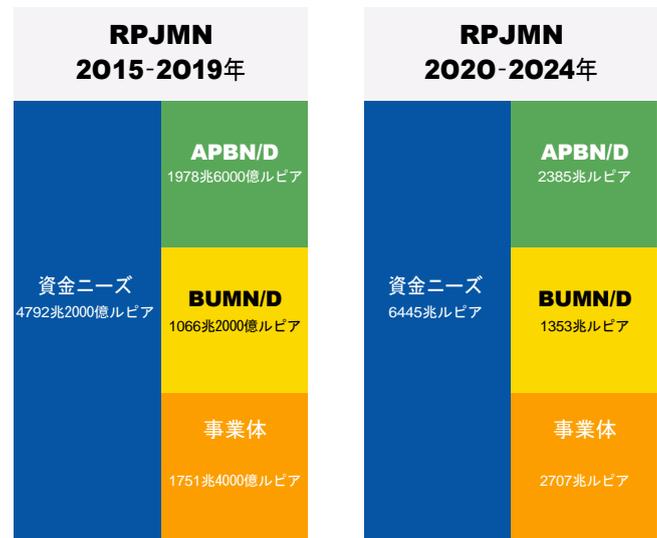
選択された商品に関する下流計画

<p>ニッケル</p> <ul style="list-style-type: none"> EVバッテリーパック: 2045年世界需要: 5兆9100億米ドル ステンレスHRC/CRC: 2045年世界需要: 3650億米ドル 	<p>鉄鋼</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設: 2045年世界需要: 5660億米ドル 鉄鋼HRC: 2045年世界需要: 148兆米ドル 自動車: 2045年世界需要: 5750億米ドル
<p>錫</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子部品: 2045年世界需要: 3210億米ドル 食品包装: 2045年世界需要: 64億7000万米ドル PVC: 2045年世界需要: 1350億米ドル 	<p>金銀</p> <ul style="list-style-type: none"> 宝飾品: 2045年世界需要: 1兆6600億米ドル チップ/半導体: 2045年世界需要: 8兆3600億米ドル
<p>銅</p> <ul style="list-style-type: none"> ケーブル産業: 2045年世界需要: 300兆米ドル 電気モーター: 2045年世界需要: 1970億米ドル 	<p>アスファルト (AsButon)</p> <ul style="list-style-type: none"> アスファルト抽出: 2045年世界需要: 12億米ドル B 5/20 B 5/30 CPHMA
<p>ポーキサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ソーラーパネル: 2045年世界需要: 4兆4000億米ドル 食品包装: 2045年世界需要: 1兆2500億米ドル 自動車部品: 2045年世界需要: 4250億ドル 建設資材: 2045年世界需要: 2450億ドル 	<p>石炭</p> <ul style="list-style-type: none"> コークス/セミコークス: 2045年世界需要: 4320億米ドル ジメチルエーテル (DME): 2045年世界需要: 460兆米ドル メタノール: 2045年世界需要: 2210億米ドル

3.7. プロジェクト資金調達スキーム

インフラ資金の提供に対する政府のコミットメントは、国家中期開発計画（RPJMN）に関する2020年大統領令第18号（大統領令18/2020）により定められたRPJMN文書に具体的に示されています。2020-2024年のRPJMNでは、6兆4450億ルピアです。上記の資金需要の数値に基づき、中央政府と地方政府の国家予算および地方予算（APBN/D）により、2015-2019年のRPJMNで1978兆6000億ルピア、2020-2024年のRPJMNで2,385兆ルピアの資金しか提供できません。国営企業と地方公営企業（BUMN/D）については、インフラ資金を提供するために、2015-2019年のRPJMNで1066兆2億ルピア、2020-2024年のRPJMNで1353兆ルピアの資金を提供できます。残りは、民間の事業体から1,751兆4000億ルピアおよび2707兆ルピアの資金が提供される見込みです。

インフラ整備のための資金源



出典：財務省

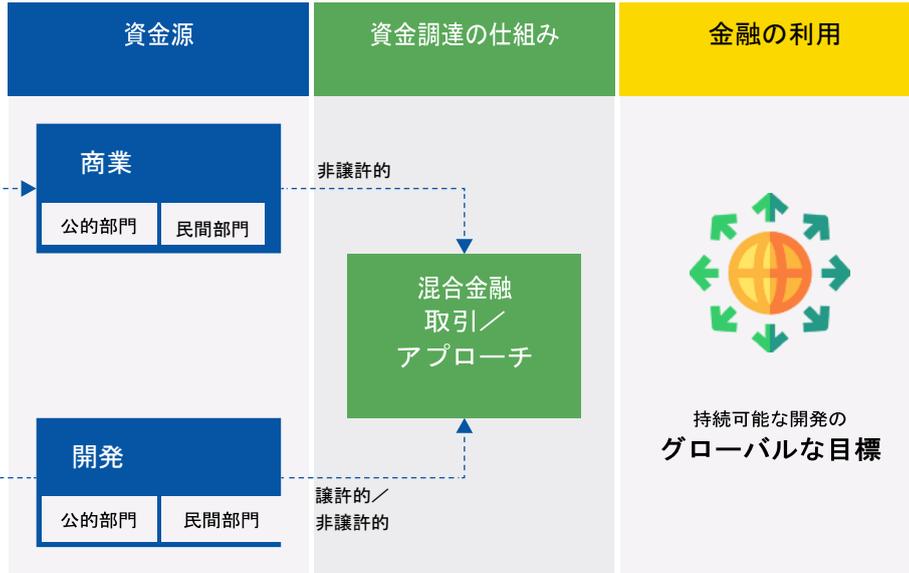
2020-2024 RPJMNでは、インフラ整備は基本サービス、経済開発、都市圏を支えるインフラが優先されます。重点的なインフラ整備は、持続可能な開発目標、デジタルトランスフォーメーション、社会および文化資本などの主流化を考慮したデジタルトランスフォーメーションの実施とともに、エネルギーおよび電力部門の開発によって支えられます。2020-2024 RPJMNのGDP成長目標を達成するためには、官民パートナーシップ（PPP）スキームやその他の創造的な資金調達スキームを通じて、公共投資や企業投資への参加を促す革新的な取り組みが必要です。これは、APBNやAPBDを最終的な代替資金調達源とするインフラ資金調達という、新しいパラダイムに沿ったものです。

インフラ整備のための資金需要を満たすという政府のコミットメントから生じる資金需要に関しては、上の図に示しているとおおり、税、物品税、PNBP収入以外の資金源の一つとして、外国からの融資が挙げられます。

またインドネシアは、開発資金を活用し、さまざまなリスク軽減手段を通じて、民間部門からの資金調達を促進する助けとなる混合金融の仕組みの開発に対しても積極的に貢献しています。OECDは混合金融を、開発途上国の持続可能な開発に向けた追加的な資金調達のための開発資金の戦略的利用と定義していますが、この場合の追加的な資金調達とは、実施される官民の開発資金が開発マンデートを有する場合であっても、開発途上国における開発成果を目標としない商業的資金調達を意味しています。

インドネシアは、SDGsの達成に必要な資金を提供するための共同行動を支援しています。この混合金融の仕組みの開発は金融サービス庁（OJK）が主導しており、金融規制当局は、開発金融機関（DFI）や商業銀行と積極的に協力して、クリーンエネルギー・プロジェクトを含むSDGs達成のための混合金融の利用に適した仕組みを作り、ガイドラインを定めています。インドネシアでは、海洋・投資調整省が混合型資金調達プログラムの調整役を務めています。

混合金融の仕組み



Source: OECD

Indonesia One SDG Fundは、戦略的開発金融を活用して民間部門から資金を呼び込むことを目的としています。再生可能エネルギーの注目すべき例としては、フランス開発庁（AFD）からの補助金を利用して、小水力発電所向け融資の最大15%をカバーする初期損失メカニズムを確立したことが挙げられます。これによりリスクが軽減され、他の商業銀行によるプロジェクトへの融資を促進するのに役立ちます。PT SMIは、エネルギー鉱物資源省と協力して、再生可能エネルギーの開発とエネルギー効率化プロジェクトを支援しています。この資金支援には、ソーラーパネルと発光ダイオード（LED）を組み合わせた街路照明プロジェクト、さまざまな再生可能エネルギー発電所、さまざまな電子機器に関する最低エネルギー性能基準（SKEM）の設置などが含まれます。

04 インドネシア各地域

インドネシアは、世界最大級の群島国家の一つです。1,905 km²の国土に17,000の島が点在しています。インドネシアには83,763の村や郡があり、514の市や県にわたって、7,177の郡があります。2022年7月以降、インドネシアには38の州が設置されています。Papua州と西Papua州の拡大により、新たに南西Papua州（州都はSorong）、中部Papua州（州都はNabire）、山岳Papua州（州都はJayawijaya）、南Papua州（州都はMeraukke）という4つの州が設置されました。2022年7月現在のインドネシアの38州を地域別に示します。

図1.4 - インドネシア各地域



島	No	州	州都
Sumatra	1.	Nanggroe Aceh Darussalam	Water Supply and Management Infrastructure
	2.	北Sumatra	Medan
	3.	南Sumatra	Palembang
	4.	西Sumatra	Padang
	5.	Bengkulu	Bengkulu
	6.	Riau	Pekanbaru
	7.	Riau諸島	Tanjung Pinang
	8.	Jambi	Jambi
	9.	Lampung	Bandar Lampung
	10.	Bangka Belitung	Pangkal Pinang
Java	1.	Banten	Serang
	2.	DKI Jakarta	DKI Jakarta
	3.	西Java	Bandung
	4.	中部Java	Semarang
	5.	Yogyakarta首都特別州	Yogyakarta
	6.	東Java	Surabaya
Kalimantan	1.	西Kalimantan	Pontianak
	2.	東Kalimantan	Samarinda
	3.	南Kalimantan	Banjarmasin
	4.	中部Kalimantan	Palangkaraya
	5.	北Kalimantan	Tanjung Selor
Nusa TenggaraおよびBali	1.	Bali	Denpasar
	2.	東Nusa Tenggara	Kupang
	3.	西Nusa Tenggara	Mataram
Sulawesi	1.	Gorontalo	Gorontalo
	2.	西Sulawesi	Mamuju
	3.	中部Sulawesi	Palu
	4.	北Sulawesi	Manado
	5.	南東Sulawesi	Kendari
	6.	南Sulawesi	Makassar
MalukuおよびPapua	1.	北Maluku	Ternate
	2.	Maluku	Ambon
	3.	南西Papua	Sorong
	4.	西Papua	Manokwari
	5.	Papua	Jayapura
	6.	中部Papua	Timika
	7.	山岳Papua	Wamena
	8.	南Papua	Merauke

インドネシアの各州の経済分布から判断すると、Java島とJava島外の経済の均衡化が図られてきたように思われる。中央および東インドネシアの州の中には、国内GDPに占める割合が増加しているところがあります。

表1.6 - 地域内総生産（GRDP）に対する各州の寄与率（%）

州	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
DKI Jakarta	17.21	17.31	17.55	17.55	17.18	16.64
東Java	14.65	14.61	14.62	14.59	14.48	14.26
西Java	13.01	13.09	13.24	13.21	13.01	12.65
中部Java	8.53	8.47	8.48	8.55	8.38	8.15
Riau	5.13	5.02	4.74	4.62	4.95	5.18
北Sumatera	4.98	4.95	4.99	5.15	5.07	4.99
東Kalimantan	4.31	4.24	4.07	3.86	4.11	4.81
Banten	4.1	4.1	4.12	3.97	3.93	3.9
南Sulawesi	3.02	3.08	3.14	3.2	3.22	3.16
南Sumatera	2.79	2.8	2.83	2.88	2.91	3.09
Lampung	2.23	2.22	2.22	2.24	2.19	2.16
中部Sulawesi	0.97	1.12	1.16	1.25	1.46	1.69
Riau諸島	1.66	1.66	1.67	1.61	1.63	1.61
西Sumatera	1.56	1.54	1.53	1.53	1.49	1.49
Jambi	1.38	1.39	1.35	1.3	1.37	1.44
Papua	1.37	1.41	1.18	1.26	1.39	1.37
西Kalimantan	1.29	1.3	1.32	1.36	1.36	1.34
南Kalimantan	1.16	1.15	1.13	1.14	1.17	1.31
Bali	1.55	1.56	1.57	1.42	1.3	1.28
Aceh	1.06	1.04	1.02	1.06	1.09	1.11
中部Kalimantan	0.92	0.93	0.94	0.97	1	1.04
DI Yogyakarta	0.87	0.87	0.88	0.88	0.88	0.87
南東Sulawesi	0.78	0.79	0.81	0.83	0.82	0.83
西Nusa Tenggara	0.9	0.83	0.83	0.85	0.83	0.82
北Sulawesi	0.8	0.8	0.81	0.84	0.84	0.82
北Kalimantan	0.56	0.57	0.6	0.64	0.65	0.72
東Nusa Tenggara	0.66	0.66	0.67	0.68	0.65	0.62
Bangka Belitung諸島	0.51	0.49	0.47	0.48	0.51	0.5
西Papua	0.52	0.53	0.53	0.53	0.5	0.48
Bengkulu	0.44	0.44	0.45	0.47	0.47	0.47
北Maluku	0.23	0.24	0.25	0.27	0.31	0.37
南Sulawesi	0.29	0.29	0.29	0.29	0.3	0.28
Maluku	0.29	0.29	0.29	0.29	0.29	0.28
Gorontalo	0.25	0.25	0.26	0.26	0.26	0.25

05 人工統計

世界の人口は、2015年から21億人増加し、2045年までに94億5000万人になると予測されています。世界的な人口動態は、都市化、移民の流れ、高齢化を推進する傾向にあります。そして、2045年のインドネシアの人口は3億2450万人に達すると推定されており、これは世界人口の約3.5%に相当します。また2050年までに、中高所得者層の数は84%を超え、約81億人になると推定されています。そしてアジアとラテンアメリカは、中高所得者層の数が最も多くなります。これは、世界市場の潜在能力がさらに高まり、ビジネスと投資の見通しによって、ますます多くの機会が生まれることを示しています。もちろんインドネシアはこの機会を捉え、世界の生産拠点の仲間入りをするようになるでしょう。豊富な天然資源と潤沢な労働力、そして政策と戦略的計画により、インドネシアは世界の輸出市場への貢献度を高めることができると信じられています。

表1.8 - インドネシアの人口動態予測

	総人口	合計特殊出生率	乳児死亡率	平均余命	高齢者の人数	依存人口比率
2020年	2億6958万	2,18	16,85	73.37年	1659万	44.33%
2045年	3億2405万	1,97	7,91	76.37年	4733万	52.01%

出典：Sensus Penduduk 2020

インドネシアの人口増加率はかなり抑えられた数字です。表1.8に示すような人口増加率は、一人当たりの所得の増加により、人々の生活の質を向上させることが期待されます。そして、一人当たり所得の伸びが人口の伸びを上回れば、インドネシアは高所得経済に到達することになります。

図1.5 - インドネシアの人口増加率



インドネシア経済は、2025年から2045年の間に年平均6%の成長が見込まれます。これを支えるのが、構造改革の加速、人口ボーナスの活用、技術進歩、経済競争力の向上です。インドネシアは2036年までに高所得国になり、2045年までにGDPが世界第5位になると予想されています。高度で包摂的な経済成長により、中高所得者層の数は2045年までに人口の約70%にまで増加します。しかし構造改革が通常通り進んでも、世界経済の成長率が相対的に低い場合、経済成長率（ベースライン）は年率5.1%に低下する可能性があります。

インドネシアの州別人口密度の分布を見ると、Java島が人口密度の最も高い地域となっています。このため、IKNの発展やJava島外のさまざまな新しい経済拠点の発展に伴い、人口密度の変化がJava島外に広がるだろうと推定されています。

表1.9 - 人口密度 (人/Km²)

順位	州	2019年	2020年	2021年
1	DKI Jakarta	15,900	15,907	15,978
2	西Java	1,394	1,365	1,379
3	Banten	1,338	1,232	1,248
4	Yogyakarta首都特別州	1,227	1,171	1,185
5	中部Java	1,058	1,113	1,120
6	東Java	831	851	855
7	Bali	750	747	755
8	西Nusa Tenggara	273	286	290
9	Lampung	244	260	262
10	Riau諸島	267	252	258
11	北Sumatera	200	203	205
12	南Sulawesi	189	194	196
13	北Sulawesi	181	189	190
14	Indonesia	140	141	142
15	西Sumatera	130	132	133
16	東Nusa Tenggara	112	109	111
17	南Kalimantan	110	105	106
18	Gorontalo	107	104	105
19	Bengkulu	100	101	102
20	南Sumatera	92	92	93
21	Aceh	93	91	92
22	Bangka Belitung	91	89	90
23	西Sulawesi	82	85	86
24	Riau	80	73	75
25	Jambi	72	71	72
26	南東Sulawesi	71	69	70
27	中部Sulawesi	49	48	49
28	北Maluku	39	40	41
29	Maluku	38	39	40
30	西Kalimantan	34	37	37
31	東Kalimantan	29	29	30
32	中部Kalimantan	18	17	18
33	Papua	11	13	14
34	西Papua	9	11	11
35	北Kalimantan	10	9	9

06 インドネシア の生活

6.1. ビジネス文化

インドネシアでは、ビジネスにおいて人脈を作り、良い関係を築くことが非常に重要です。そのため、ビジネスパートナーシップを始める際には、まずマナーを理解し、関係を構築してから、ビジネスの話をするようにしましょう。

インドネシア社会は、他の多くのアジア文化と同様に、調和と社会的合意を重視します。公の場で「体面」を保つことは、インドネシアのビジネス文化において非常に重要な側面です。どの関係者も、敬意を持って扱われることを期待しています。敵意や無礼な態度を公然と示すことは、受け入れ難いと考えられています。したがって、交渉や意思決定が必要になる状況では、全ての関係者の名誉を守る合意に達することが重要です。



インドネシアにおいて、宗教は日常生活の重要な部分を占めています。人口の約85%がイスラム教徒ですが、キリスト教徒やヒンズー教徒も数多く住んでいます。インドネシア諸島にさまざまな宗教が存在していることで、宗教的寛容の文化が生み出され、それは「*Bhinneka Tunggal Ika*」（多様性の中の統一）と訳される国のモットーに反映されています。しかしこの群島では、Javaの文化が長い間支配であったため、今日のインドネシアにおけるビジネス文化の標準となっています。

6.2 住居費および生活費

第144条第1項に示されているとおり、雇用創出法代替政令2022年第2号（2/2022）は、高層住宅の所有権をインドネシア国民、インドネシアの法人、法令の規定に基づく許可を有する外国国民、インドネシアに代理店がある外国法人、またはインドネシアに住所を有するもしくは代表者が居住する外国および国際機関の代表者に与えることを許可すると規定しています。2023年半ばには、インドネシアの生活費指数は30.8で、137か国中26位となっています。

インドネシア銀行の調査によると、2023年5月の平均消費性向は75.4%を記録しました。この数字は、前月の75.2%と比較して比較的安定していました。平均返済負担率も8.8%で、前月と比較して比較的安定していました。その一方で、消費者の貯蓄所得の割合は、2023年5月に15.7%に低下しました。これに伴い、所得に対する債務の割合は、前月の6.7%から7.6%に上昇しました。しかしこの支出グループは、消費者に対して耐久消費財の購入を納得させることになり、その傾向が強まっていることが観察されています。

さらにインドネシア銀行は、100万から200万ルピアの支出グループに対する有効求人指数も、前回の116.8から6.7低下して110.1になっていることを指摘しました。また、この支出グループの雇用機会期待指数も129から124.5に低下しました。そしてこの低下は当期所得指数にも現れており、数値は110から108.3に低下しています。

6.3. 健康および教育

都市部、特にJakarta, SurabayaおよびBaliなどの大都市では、国際基準の保健教育施設を利用することができます。政府所有の病院や診療所は、僻地の農村部にまで広がっています。健康保険制度は民間の保険と、外国人を含むインドネシアに住む全ての市民に対して国が提供する基本保険とに分けられます。2014年1月から、強制健康保険が導入されています。この強制健康保険制度は国家健康保険（Jaminan Kesehatan Nasional/JKN）と呼ばれており、全ての市民に対して基本的な医療と施設を提供するものです。

最低6カ月間インドネシアで働く外国人労働者は、家族とともにBPJS制度に登録しなければなりません。また起業家は、登録を義務付けられています。BPJSカードは、全ての政府所有の公立病院、診療所、保健所および、ほとんど全ての民間医療施設で使用することができます。全ての国民は、初等レベルで6年間、および中等レベルで3年間の合計9年間の学習が義務付けられており、公立学校は都市部でも農村部でも、インドネシア全土で通うことができます。インドネシアに住む外国人は通常、自国の教育当局から正式な認可を受けている、外国のカリキュラムを持つインターナショナルスクールに子供を通わせます。

インドネシアにあるさまざまなインターナショナルスクールでは、英国、米国、フランス、ドイツ、インド、日本、韓国、ニュージーランド、ロシア、シンガポールなどの国々のカリキュラムを実施しています。またこれらの学校では、国際バカロレア（IB）プログラムも提供しています。

07 Nusantara国家首都 (*Ibukota Negara Nusantara/IKN*)

インドネシア経済は2045年までに世界第5位に入ると思われます。また、この年の一人当たりGDPは23,119米ドルと予測されています。2036年には、インドネシアは中所得国の罫から抜け出すだろうと予測されています。そのため、インドネシアVISION 2045を達成するためには、経済の変革が必要です。経済変革は、人材、インフラ、規制の簡素化、官僚改革を活用し、産業の下流部門によって支えられるものです。したがって、経済の変革を支援し、奨励するためのIKNが必要となります。IKNは、インドネシア東部地域を含めた、包摂的かつ公平な経済成長を奨励しなければなりません。これまでは、Jakartaとその周辺が、全ての中心（政府、政治、産業、貿易、投資、技術、文化など）として知られてきました。

国家首都は、インドネシアVISION 2045に基づき、先進国としてのインドネシアの目標を達成するために建設されます。国家としてのアイデンティティを持って建設されるIKNは、インドネシアを中心とした開発の方向性を変えると同時に、インドネシア経済の変革を加速させます。もちろん、新しいIKNの建設に伴い、将来的には、IKN移転の準備と実現のために多くの労働者が必要となります。IKNには経済クラスターや新しい産業地域があり、当然のことながら、教育と訓練を受けた労働者が必要となります。新しい国家首都への移転は、特に雇用の面で地域社会に良い影響を与えることが期待されています。またIKNが東Kalimantanへ移転することによる、地元の労働者の吸収が期待されます。

さらに、IKNは国家経済のスーパーハブになることが予測されています。この目標は、東Kalimantanへの国家首都移転後の長期目標です。IKN Nusantaraで生み出される投資は、この目標への原動力となります。決定された6つの経済クラスターを通じて、以下のように、力強く、競争力がある、持続可能な経済に重点を置くことにより、IKNの発展は加速するだろうと予測されています。



出典：www.ikn.go.id

IKNにおける投資の機会と利点

IKN Nusantaraは、2022年法律第3号によって設立され、規制されているインドネシアの新しい首都です。Kalimantan島の東海岸に位置し、広さはJakartaのほぼ4倍の256,142 ha、海域は68,189 haです。Nusantara国家首都（IKN）は、単なるプロジェクトにとどまらず、国内外の投資家に対して門戸を開き、近代的かつ効率的なインフラの構築に貢献する巨大な投資機会となるものです。

インドネシア諸島全体の接続性を改善し、経済成長を向上させるIKNの実現に当たって、さまざまな投融資の機会が生まれます。IKNには豊富な投資機会があり、インフラ整備に対する政府のコミットメントも相まって、IKNは、インドネシアの経済成長と良好な事業展望を支える大きな可能性を秘めています。またIKNは国内経済だけでなく、グローバルな機会でもあります。なぜなら、インドネシアの国家首都が別の島に移転するのはごく最近のことだからです。

政府は、IKNへの投資を支援し、事業活動を促進するために、さまざまな競争的インセンティブを策定しています。

 <p>不動産取得税（BPHTB）手数料なしでの土地所有、95年の事業権（HGU）、80年の建設権（HGB）、80年の管理権（HPL）など、競争的な所有権や使用権の取得</p>	 <p>外国人労働者に関する、事業主または投資家に対する報酬手数料の免除</p>	 <p>事業主または投資家およびその従業員に対する一次住宅支援の提供</p>
 <p>4~6年間のタックスホリデー、個人年金および奢侈品税、スーパー控除、最大関税免除の形での財政的インセンティブ</p>	 <p>官民パートナーシップスキームでは、民間主導プロジェクトの決済期間を6カ月に短縮</p>	 <p>さらに投資家には、税制上の優遇措置を含むさまざまなインセンティブを提供</p>

IKN当局は、IKN地域の開発のために12の重点投資パッケージを用意しています。

最重点部門 (短期集中型)			重点部門 (長期集中型)		
 <p>再生エネルギー</p>	 <p>通信</p>	 <p>交通</p>	 <p>タウンシップ</p>	 <p>テクノロジー</p>	 <p>医療施設</p>
 <p>住宅</p>	 <p>水処理</p>	 <p>廃棄物処理</p>	 <p>商業インフラ</p>	 <p>教育</p>	 <p>工業地域</p>

これまでにIKN当局は、民間投資家からIKN Nusantaraの開発に関わる趣意書（LoI）を284通受け取っています。IKN建設の趣意書は、依然としてASEAN諸国からのものが多数を占めています。

政府は、国家歳入歳出予算（APBN）、地方政府からの予算配分、官民パートナーシップ（PPP）、そして直接民間投資という4つの主要な資金源にIKN開発を依存する予定です。しかしながら政府は、当該インフラプロジェクトへの民間部門の関与を高めることが可能なPPPスキームを、IKNインフラ開発において重点的に活用する予定です。

Nusantaraにおいて、300の投資パッケージ一覧が、趣意書に基づいて特定されています。

	特定された投資プロジェクト	推定投資額 (百万米ドル)	備考
 住宅	130	66601.089	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅開発関連プロジェクト <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト総面積：～452 ha
 商業	71	194～314	<input checked="" type="checkbox"/> 複合施設関連プロジェクト <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト総面積：～130 ha
 教育	63	67～110	<input checked="" type="checkbox"/> 学校インフラ整備関連プロジェクト <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト総面積：～45 ha
 交通	22	635	<input checked="" type="checkbox"/> 道路およびMUT開発関連プロジェクト <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト総延長距離：～79 km
 医療施設	8	13～21	<input checked="" type="checkbox"/> 病院インフラ関連プロジェクト <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト総面積：～8.5 ha
 通信	3	～321	<input checked="" type="checkbox"/> 光ファイバー網整備関連プロジェクト <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト総延長距離：～207 km
 エネルギー インフラ	2	～68	<input checked="" type="checkbox"/> 電気およびガスインフラ整備関連プロジェクト <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト総延長距離：ガス網～95 kmおよび電力網73 km
 タウンシップ	1	22～37	<input checked="" type="checkbox"/> 都市公園整備関連プロジェクト <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト総面積：～15.4 ha
 発電所	1	15～30	<input checked="" type="checkbox"/> 浮体式太陽光発電開発関連プロジェクト <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト総面積：～334 ha

政府は、IKN開発に資する投資環境の整備に取り組んでいます。また政府は、IKN開発の実施における法的な確実性および一貫性を保証します。

投資機会の詳細については、以下にお問い合わせください。

米国および欧州地域推進総局

tu.ditamerop@bkpm.go.id

東南アジア、オーストラリア、ニュージーランドおよび太平洋地域推進総局

tu.ditaasp@bkpm.go.id

東アジア、南アジア、中東およびアフリカ地域推進総局

tu.ditaata@bkpm.go.id

第2章

投資の手続き

01 事業許認可統合電子サービスまたはオンライン・シングル・サブミッション (OSS)

1.1. リスクベース・アプローチ (RBA) の概念

RBAについての最初の言及が登場したのは、雇用創出法11/2020に関する2020年法律第11号です。雇用創出法11/2020第6条では、投資エコシステムと事業活動の改善について書かれており、その一つがリスクベースの事業許認可です。リスクベースの事業許認可は、リスクレベルと事業活動規模の決定に基づいて行われます。リスクレベルは、低、中の低、中の高、高という4段階に分けられます。このリスクの程度によって、事業許認可の種類を決定します。一方、事業活動の規模のランク付けは、中小零細企業 (UMK-M) と大規模企業とで構成されます。

 リスク分析	 説明	 事業活動の分類
危険度	次の観点から実施 <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康 2. 安全性 3. 環境 4. 資源の利用および管理 	リスク分析の結果、事業規模は次のとおりに分類されます <ol style="list-style-type: none"> 1. 低 2. 中の低 3. 中の高 4. 高
危険の可能性	構成要素 <ol style="list-style-type: none"> 1. ほとんど起こり得ない 2. 起こり得ない 3. 起こり得る 4. ほぼ確実に起こる 	
s 事業活動規模	<ol style="list-style-type: none"> 1. 零細企業 2. 小規模企業 3. 中規模企業 4. 大規模企業 	

事業活動の分類



低



中の低



中の高



高

事業の許認可

✓ 事業基本番号 (NIB)

✓ NIB
✓ 基準を満たすための基準証明書および声
明書 (自己申告)

✓ NIB
✓ 検証に基づいて発行された基準証明書 (自己申告お
よび検証)

✓ NIB
✓ 事業許認可証
必要な基準証明書

また、2020年法律第11号の施行規則の一つであるリスクベース事業許認可の組織に関する政府規則5/2021では、リスクベース事業許認可について、事業活動のリスクのレベルに基づいた事業許認可であると規定しています。



12 OSS RBA (オンライン・シングル・サブミッションのリスクベース・アプローチ)

OSSシステムは、Webサイト (www.oss.go.id) からアクセス可能なPBBRのOSS機関によって管理および組織される統合電子システムです。リスクベース事業許認可の情報ゲートウェイおよび組織として、Webベースのソフトウェアの形で提供されます。OSSの管理および運営機関は、投資調整の分野で政府の業務を組織する政府機関であり、大統領に直接報告する政府機関であるBKPMです。

政府規則5/2021第193条に基づき、OSS機関は、以下に基づいてOSSシステムを通じて事業基本番号(NIB)を発行します。



13 情報、事業許認可および監督サブシステム

以前のOSSシステムからOSS RBAへと至る重要な進展の一つとして、以下の3つの統合されたサブシステムの存在が挙げられます。



政府は、情報へのアクセス、事業許認可の処理および監督の仕組みを単一のプラットフォームで実行するようにしたいと考えています。

OSSシステムは、以下の場合に使用しなければなりません。

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 関連省庁 | <input checked="" type="checkbox"/> KEKの管理 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 州政府 | <input checked="" type="checkbox"/> KPBPBコンセション委員会 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 県/市レベルの政府 | <input checked="" type="checkbox"/> ビジネスアクター |

この義務は、事業許認可の提出、処理および監督がOSSシステムのみを通じて実行されることを保証するために実施されています。そしてこのシステムは、政府規則5/2021により強化されており、リスクベース企業許認可組織には、次の16の部門が含まれます。



また、2021年投資大臣・投資調整庁通達第17号OSSシステムによるリスクベース事業許認可組織への移行に関する通達の改正に関する、2021年投資調整庁通達第18号（投資調整庁通達18/2021）に基づき、組織がリスクベース事業許認可となる以下の5部門追加されています。



また、電子的に統合されたリスクベース事業許認可システムに関する2021年投資調整庁規則第3号（投資調整庁規則3/2021）は、OSSシステムがBKPMによって構築され、管理されることを確認しています。また、OSSシステムは24時間フル稼働し、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークおよびサポートデバイスで構成されるシステムデバイスによってサポートされることが決定されています。

また、OSSシステムは、電子ベースのシステムであり、基本的な要件を満たすための相互接続および関係省庁とのデータ検証を行い、電子取引およびデータ保存設備または電子文書申請の実現可能性要件に従って、関係省庁とのリスクベース許認可および監督という文脈での電子的なデータ交換を可能にすることも規定しています。



a. 情報サブシステム

政府規則5/2021には、情報サブシステムで提供され、アクセス可能である情報は、以下を含むリスクベース許認可組織に関連することが記載されています。

- ✓ リスクレベルに基づくインドネシア標準産業分類 (*Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia/KBLI*)
- ✓ 空間計画
- ✓ 投資要件
- ✓ 事業許認可の要件や義務、期間、事業活動の実施および支援事業活動の基準、その他全ての事業分野の規範、標準、手順および基準の規定、NIB、標準証明書およびライセンスの提出に関するガイドラインおよび手順;
- ✓ 空間利用活動の適合性、建築承認および建築適格証明書ならびに環境承認などの基本要件
- ✓ 投資インセンティブおよびファシリティ
- ✓ 事業許認可および報告義務の監督
- ✓ 事業許認可サービスのシミュレーション、OSSシステムユーザーマニュアル、OSSシステム辞書およびよくある質問 (FAQ)
- ✓ 公的苦情サービス
- ✓ その他OSS機関の法令で定める情報



b. 事業許認可サブシステム

事業許認可サブシステムについては、事業主体から提出された事業許認可申請を処理するためのOSSシステムを用意します。事業体の基準は以下のとおりとするものとします。



事業許認可サブシステムは、上記のとおり定義されたビジネスアクターがOSSシステムに入った後にNIBを発行します。NIBは、全てのビジネスアクターが所有していなければなりません。NIBはOSS機関が発行し、ビジネスアクターが事業活動を行うための登録とその証明としてのビジネスアクターのIDとなるものです。

事業許認可サブシステムは、上記のとおり定義されたビジネスアクターがOSSシステムに入った後にNIBを発行します。NIBは、全てのビジネスアクターが所有していなければなりません。NIBはOSS機関が発行し、ビジネスアクターが事業活動を行うための登録とその証明としてのビジネスアクターのIDとなるものです。

NIBは、以下のものとしても効力があります。

- a. 輸入識別番号に関する法律および規則で言及されている輸入識別番号
- b. 税関部門の法律および規則で言及されている税関アクセス権
- c. 健康のための社会保障および雇用のための社会保障へのビジネスアクターの参加登録
- d. ビジネスアクターの義務的雇用報告書の最初の期間

OSSシステムが実施する、事業部門およびその他の投資条項に対する審査に基づいて、ビジネスプレイヤーが利用できるインセンティブや投資ファシリティが決定されます。さらにOSSシステムは、陸、海、森林地帯を含む事業拠点の審査も行います。

c. 監督サブシステム

リスクベース事業許認可の監督は、中央政府、地方政府、経済特区管理者、KPBPBコンセッション庁が、それぞれの権限に従って実施します。事業許認可の監督は、政府規則5/2021の規定に加えて、リスクベース事業許認可の監督のためのガイドラインおよび手続きに関する2021年投資調整庁規則第5号（投資調整庁規則5/2021）によっても規制されています。

監督は、以下を含む監督対象の指標を用いて、企業の遵守レベルを考慮しながら実施されます。



監督を行う目的は、要件および義務に対する事業者の遵守を確保し、安全、健康および環境に対する危険や、事業活動の実施によって生じる可能性のあるその他の危険の発生に関するデータ、証拠、報告を収集することにあります。さらに監督は、指導紹介または事業許認可違反に対する行政制裁の賦課も意図しています。

事業許認可の監督の構成は以下のとおりです。

- ✓ 日常的な監督は、事業報告および実地検査を通じて行うものとしします。
- ✓ 付随的な監督は、省、州政府、県や市の政府、KEK管理者やKPBPBコンセッション庁が特定の時期に実施する監督です。

02 事業の開始

既に述べたように、OSSシステムを通じて事業許認可申請を行うことができるビジネスアクターには基準が設けられています。OSSシステムによる事業許認可申請は無料です。また、OSS機関は、事業活動におけるビジネスアクターの登録証明として、ビジネスアクターのIDとしてNIBを発行します。ビジネスアクターが、事業体を設立し、事業許認可を取得する際に考慮しなければならない側面の一つとして、資本面が挙げられます。資本面については、リスクの程度と同様に、ビジネスアクターが行う事業活動に応じて事業許認可を決定します。

21. 資本に基づく会社分類



a. Division of Micro-, Small-, Medium-, and Large Business Scale

2021年投資調整庁規則第4号 「リスクベースの事業許認可サービスおよび投資ファシリティのガイドラインおよび手続きに関する規則」（投資調整庁規則4/2021）に基づき、インドネシアの法人の事業規模は以下の4つに分類されます。

零細企業

10億ルピア

事業用の土地および建物を除いた事業資本が10億ルピア（IDR）以下である企業。

小規模企業

10~50億ルピア

事業用の土地および建物を除いた事業資本が10億ルピア（IDR）以上50億ルピア以下である企業。

中規模企業

50~100億ルピア

事業用の土地および建物を除いた事業資本が50億ルピア以上100億ルピアである企業。

大規模企業

100億ルピア以上

事業用の土地および建物を除いた事業資本が100億ルピアを超える企業。

事業資本とは、事業活動を行うための自己資本及び貸付金と定義されています（協同組合および及び零細・中小企業の容易さ、保護及び権限付与に関する2021年政府第7号の規則の説明）（政府規則7/2021）。

外国投資企業については、規則4/2021に基づいて大規模事業者該当し、法令により別段の定めがある場合を除き、最低投資額を満たす必要があります。



b. 外国投資企業の払込資本金

投資調整庁規則4/2021では、法令で別段の定めがある場合を除いて、PMAの払込資本金の最低額は100億ルピアと定められています。例えば、5/2021年政府規則に基づく建設工事の資本要件は最低250億ルピアです。

代表事務所及び外国事業体については、投資額および資本価額に関する規定が免除されます。



c. 売却義務

雇用創出法の公布以前、すなわち鉱物および石炭鉱業法3/2020に関する2009年法律第4号の改正に関する2020年法律第3号に基づき、特定の部門に対して、PMA事業体からインドネシアの当事者への株式の売却を義務付ける規則が公布されています。この中で、生産操業活動段階でのIUP（鉱業許可）またはIUPK（特別鉱業許可）を有する事業体は、51%の株式を中央政府、地方政府、BUMN、地域所有企業、国内民間事業体に、段階的に売却しなければならないとされています。

さらに、投資調整庁規則4/2021に基づいて、PMA事業体の株式売却義務は依然として当事者を拘束しており、所定の時間枠に従って実施する必要があります。当該株式売却は、当事者や国内資本市場における合意に従い、直接所有を通じて、個人の市民または国内投資事業体（Penanaman Modal Dalam Negeri/PMDN）に対して実施することができます。インドネシア市民またはPMDN事業体が直接所有する株式は、各株主につき最低1000万ルピアと定められています。その一方で、国内資本市場における所有株式は、資本市場部門の法令の規定に従って規制されるものとします。

22 投資のための事業体の形態

国内投資（PMDN）および外国投資（*Penanaman Modal Asing/PMA*）のために、以下の形態の事業体を使用することができます。PMDNおよびPMAには、いくつかの形態の事業体を使用することができます。



a. 外国投資会社

投資法25/2007に関する2007年法律第25号の規定に従い、外国投資（PMA）とは、インドネシア共和国の領域内で事業を行うための投資活動であり、外国人個人、外国企業、外国資本または国内投資家とのジョイントベンチャーを十分に活用する外国政府が行うものであると規定されています。



b. 外国企業の代表事務所 (*Kantor Perwakilan Perusahaan Asing/KPPA*)

投資調整庁規則4/2021に基づき、外国企業の代表事務所（*Kantor Perwakilan Perusahaan Asing/KPPA*）は、インドネシア共和国の領域内に事務所を設立することへの承認を得た外国のビジネスアクターの代表者である、インドネシア国民または外国の個人もしくは外国企業であり、インドネシア共和国の領域内に事務所を設立することの承認を得ることにより、以下のとおりに制限規定が適用されます。

- a. 監督者、渉外担当者、調整者および会社またはその関連会社の利益の管理
- b. インドネシアまたはその他の国およびインドネシアにおけるPMA会社の設立および事業開発の準備
- c. 州都のオフィスビルに設置
- d. インドネシアの源泉からの収入を求めない。これには、国内の会社または個人との間での、商業的な商品またはサービスの売買のための活動の実施または契約や取引への従事が許可されていないことも含む
- e. インドネシアの会社、子会社、または会社の支店の経営にはいかなる形でも参加してはならない

外国企業の代表事務所に対するリスクベース事業許認可は、低リスクレベルに含まれ、外国企業の代表事務所が活動を行う限り有効です。





c. 外国商社の代表事務所 (KP3A)

外国商社の代表事務所 (*Kantor Perwakilan Perdagangan Perusahaan Asing/KP3A*) とは、インドネシア共和国商業大臣規則No. 10/M-DAG/PER/3/2006 (商業大臣規則10/M-DAG/PER/3/2006) に規定されている、以下の活動を行うことができる外国商社の代表のことです。



外国企業または外国企業を指名する外国企業の団体が生産した商品のマーケティングを紹介、促進および推進するとともに、国内企業やユーザーに対して商品の使用および輸入に関する情報または指示を提供する。



外国企業または共同出資の外国企業の商品の販売に関して、市場調査および国内販売の監督を行う



外国企業が必要とする商品の市場調査を行う



輸出を目的とした国内企業との契約を、指名した企業のために、指名した企業に代わって締結する。

インドネシアにおける外国商社の代表者は、販売代理店、製造業者の代理店、購入代理店の形態をとることができます。



d. 外国電力支援サービス会社の代表事務所 (JPTLA)

外国電力支援サービスの代表事務所とは、エネルギーおよび鉱物資源部門の組織に関する2021年政府規則第25号 (政府規則25/2021) に規定された外国電力支援サービスの事業体または個人によって設立された外国の代表事務所のことです。外国電力支援サービスの事業許認可は、以下の分野におけるコンサルタント業の種類に対して付与されます。

- a. 電気設備
- b. 電気設備の建設および設置
- c. 電気設備の保守



e. 外国建設サービス事業体の代表事務所 (BUJKA)

その他の代表事務所は、規則5/2021に規定されているように、外国建設サービス事業体 (Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing/BUJKA) の代表事務所であり、インドネシア共和国の領域内に建設業の分野で事務所を設立することを承認された外国からの法人という形での代表事務所です。BUJKAは、建設コンサルタントサービス、建設工事、総合建設工事の分野で建設活動を行うことができますが、大規模企業の資格要件を満たさなければなりません。



f. 電子システムを通じた貿易分野における外国企業の代表事務所（KP3A PMSE）

電子システムを通じた貿易分野におけるビジネスアクターの事業許認可、広告、育成および監督に関する2023年商業大臣規則第31号（商業大臣規則31/2023）により、電子システムを通じた貿易分野における外国企業の代表事務所（電子商取引分野の場合はKP3A）は、外国のPMSEの代理として行動することができるインドネシアにおける代表者として、海外の電子システムを通じた貿易の組織者（*Penyelenggara Perdagangan Melalui Sistem Elektronik/PPMSE*）により指名されたWNIまたはWNAの1人以上の個人が率いる事務所であると明確に示されています。



g. 恒久的施設

恒久的施設とは、インドネシアで事業を営む外国の個人または法人であり、外国の課税対象者または非居住納税者のことです。恒久的施設を有する外国企業の一例として、石油およびガス分野における事業活動を行うために設立された代表事務所が挙げられます。

23. 投資の制限

現在、全ての商業事業分野に自由に投資することができます。ただし、投資禁止が宣言されている事業分野や、中央政府のみが行うことができる事業分野は例外です。これらの事業分野は、サービスの性質を有しているか、戦略的な防衛および安全保障を目的としているものであり、その他のいかなる関係者とも実施または協力することができません。

技術を基盤とした先駆的な事業に従事する経済特区（SEZ）内に住所がある外国投資活動は、土地および建物の価格を除いた投資額が100億ルピア以下であれば、投資を行うことができます。

a. 開放されている事業分野

投資事業分野に関する2021年大統領令第10号（大統領令10/2021）および2021年大統領令第10号の改正に関する2021年大統領令第49号（大統領令49/2021）に基づき、投資に開放されている事業分野（外国投資および国内投資）は以下の構成にするものとします。

1. 重点事業分野とは、以下の基準を満たす事業分野です。

国家戦略プログラムやプロジェクト、資本集約的、労働集約的、ハイテク、先駆的産業、輸出志向、研究開発や志向の事業分野。

重点事業分野のリストに資本を投資する投資家に対しては、財政的インセンティブや非財政的インセンティブが付与されます。

協同組合および中小規模企業に割り当てられる事業分野	協同組合や中小規模企業と連携する大規模企業に開放される事業分野
<p>以下の条件を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> テクノロジーを使用しない、または単純なテクノロジーを使用する事業活動 特定のプロセスがあり、労働集約的で、世代から世代へと受け継がれる、特別な文化的遺産を有する事業活動 土地や建物の価額を除いた事業資本が100億ルピアを超えないこと 	<p>以下の条件を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 協同組合や中小規模企業が取り組むことが多い事業分野 大規模企業のサプライチェーンへの参入が推奨される事業分野

パートナーシップの実施



<p>大規模企業は、以下を含めたパートナーシップコミットメント宣言書を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の種類 業務の推定価値 パートナーシップの実施時間 	<p>パートナー候補</p> <p>省庁、地方政府や業界団体がパートナー候補のリストを作成する。</p>	<p>パートナー候補</p> <p>大規模企業は、その企業の株式所有権または経営権に関して提携していないパートナー候補のリストを提案する。</p>	<p>選定されたパートナー</p> <p>パートナーシップ契約書（契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係当事者の身元 事業活動 関係当事者の権利および義務 開発形態 パートナーシップ期間 支払いの条件およびメカニズム 紛争解決 	<p>大規模企業とMSMEがパートナーシップ契約書に署名</p>
--	---	--	---	----------------------------------

MSMEとのパートナーシップスキームを通じて割り当てられる投資事業部門（Bidang Usaha Penanaman Modal/BUPM）の詳細な特徴については、こちらにアクセスしてください。

Bidang Usaha Penanaman Modal



ID DAFTAR MASUK

BERANDA INFORMASI REGULASI PANDUAN KONTAK

BERANDA > BIDANG USAHA PENANAMAN MODAL (BUPM)

BIDANG USAHA PENANAMAN MODAL (BUPM)

Berdasarkan Peraturan Menteri Keuangan Republik Indonesia Nomor 130/PMK.010/2020 tentang Pemberian Fasilitas Pengurangan Pajak Penghasilan Badan dan Peraturan Badan Koordinasi Penanaman Modal Nomor 7 Tahun 2020 tentang Rincian Bidang Usaha Dan Jenis Produksi Industri Pionir Serta Tata Cara Pemberian Fasilitas Pengurangan Pajak Penghasilan Badan, Wajib Pajak badan yang melakukan penanaman modal baru pada Industri Pionir dapat memperoleh pengurangan Pajak Penghasilan badan atas penghasilan yang diterima atau diperoleh dari Kegiatan Usaha Utama yang dilakukan.

BIDANG USAHA PRIORITAS BIDANG USAHA DIALOKASIKAN DAN KEMITRAAN DENGAN KOPERASI DAN UMKM BIDANG USAHA PERSYARATAN TERTENTU BIDANG USAHA TERTUTUP

Lampiran I merupakan Bidang Usaha prioritas yang memiliki kriteria:

- a. program/proyek strategis nasional;
- b. padat modal;
- c. padat karya;
- d. teknologi tinggi;
- e. industri pionir;
- f. orientasi ekspor; dan/atau
- g. orientasi dalam kegiatan penelitian, pengembangan, dan inovasi.

Tax Holiday Tax Allowance Investment Allowance

Pencarian...

No	Bidang Usaha	KBLI	Cakupan Produk	Persyaratan
1	Industri pembuatan komponen robotik yang mendukung industri pembuatan mesin-mesin manufaktur	28299	Industri pembuatan komponen robotik	-
2	Industri pembuatan kendaraan bermotor dan komponen utama kendaraan bermotor	30912	Industri baterai untuk kendaraan bermotor listrik roda dua atau roda tiga	-
3	Industri logam dasar hulu (besi baja atau bukan besi baja) tanpa atau beserta turunannya yang terintegrasi	24203	Industri logam dasar yang menghasilkan aluminium dalam bentuk pelat yang berasal dari bahan baku selain scrap yang terintegrasi dengan industri pembuatan ingot aluminium (KBLI 24202A2)	-
4	Industri kimia dasar organik yang bersumber dari minyak bumi, gas alam, dan/atau batubara tanpa atau beserta turunannya yang terintegrasi	20117	Industri kimia yang menghasilkan ethyl acetat yang terintegrasi dengan acetic acid (KBLI 20117H1)	-
5	Industri kimia dasar organik yang bersumber dari minyak bumi, gas alam, dan/atau batubara tanpa atau beserta turunannya yang terintegrasi	20117	Industri kimia dasar organik yang menghasilkan marine fuel oil	-
6	Industri kimia dasar organik yang bersumber dari hasil pertanian, perkebunan, atau kehutanan tanpa atau beserta turunannya yang terintegrasi	20302	Industri yang menghasilkan serat stapel buatan selulosa asetat	-
7	Industri bahan baku utama farmasi tanpa atau beserta turunannya yang terintegrasi	21011	Industri bahan baku utama pembuatan vaksin	-
8	Industri kimia dasar organik yang bersumber dari hasil pertanian, perkebunan, atau kehutanan tanpa atau beserta turunannya yang terintegrasi	20115	Industri kimia dasar organik yang menghasilkan tocotrienol	-
9	Industri pembuatan kendaraan bermotor dan komponen utama kendaraan bermotor	29300	Industri baterai untuk kendaraan bermotor listrik roda empat atau lebih	-
10	Industri kimia dasar organik yang bersumber dari hasil pertanian, perkebunan, atau kehutanan tanpa atau beserta turunannya yang terintegrasi	20301	Industri pembuatan serat (tow), benang (yarn), strip filamen buatan rayon viscose	-

Halaman 1 Dari 19

3. 以下の要件を満たす協同組合、中小規模企業、零細企業を含む全ての投資家が一定の要件を満たす事業分野

国内投資	外国資本の所有に関する規制を伴う投資	特別許可による投資	その他の資本投資
設定され得る要件 a. 投資額 b. 特定の事業分野に対する許可事業分野 c. 一定の預託資本および富を必要とする事業分野	a. この規定は、2021年大統領令第10号が公布される前の特定の事業分野において承認された投資には適用されない。 b. 2021年大統領令第10号の規定を除き、インドネシアおよび投資家の出身国の間の協定に基づいて特別な権利を取得する投資は、より有利な投資となる。 c. また、外国資本の所有に関する規制は、合併、買収、または、同一事業部門における法令の規定に従った統合による新会社の設立を受ける会社に対しても適用される。		酒類の管理および監督分野において、別個の法令により限定される営業分野。これらの事業分野には、以下のものが含まれる。 a. 酒類卸売業（輸入業者、卸売業者及び再販売業者（KBLI 46333）） b. 酒類小売業（KBLI 47221） c. 街頭酒類小売業（KBLI 47826）

4. 全ての投資家が取り組むことができる事業分野は、上記の1、2、3に含まれない事業分野です。

b. 投資することができない事業分野

この事業分野は、国内投資家も外国投資家も投資を行うことができない事業分野です。出資法25/2007に基づき投資が禁止されている事業分野は以下のとおりです。

- 第一種麻薬の栽培および製造
- あらゆる形態の賭博やカジノ
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）附属書Iに掲げる魚種の漁獲
- サンゴの利用や採取、ならびに建材や石灰やカルシウム、水族館および土産物や装飾に使用する目的での天然サンゴや、天然の生きたサンゴまたは死んだサンゴの利用または採取
- 化学兵器の製造
- 工業化学原料とオゾン層破壊原料

c. 特定事業分野（単一目的および単一多数）

特定事業分野とは、当該事業分野に関する規制に基づき、その他の事業分野と合併することができない特定の事業分野のことです。単一目的に分類される事業分野には、病院、海運業、水運関連サービス、民間放送機関、加入放送機関、輸送管理サービス、倉庫業、その他の保管業などがあります。

単独過半数は、国内（国内）資本の所有株数が外国資本の全所有者よりも多くなければならないというものであり、例えば、単独過半数の事業分野は、その他の乗客のための航空輸送（KBLI 51109）で、外国資本は最大49%とされています。

24. PMA会社の設立プロセス



a. 払込資本に関する規定

前述のとおり、PT PMAの最低払込資本金は100億ルピアです。しかし、訪問滞在許可資格および限定滞在許可の移行を勧告された外国人株主は、投資調整庁規則4/2021に規定されている資本預託の基準を満たさなければなりません。

規定	限定滞在許可を有する株主	永住許可を有する株主
基準	株主として、会社の取締役またはコミサリスとしての職務を遂行するためには、最低10億ルピアまたは証書に記載された米ドル相当額の株式を保有することを条件とする	株主として、会社の取締役またはコミサリスとしての職務を遂行するためには、最低10億ルピアまたは証書に記載された米ドル相当額の株式を保有することを条件とする
	株主として、会社の取締役またはコミサリスとしての職務を遂行するためには、最低11億2500万ルピアまたは証書に記載された米ドル相当額の株式を保有することを条件とする	株主として、会社の取締役またはコミサリスとしての職務を遂行するためには、最低10億ルピアまたは証書に記載された米ドル相当額の株式を保有することを条件とする



b. 特定の事業分野における資本金

いくつかの事業分野には特定の資本金規制が設けられており、そのうちのひとつである建設業（BUJK外国投資）は大規模企業の資格要件に従っています。資本金に関して、一般的な分類における外国投資BUJKの資格は、以下のとおりに適用されます。

分類の決定	建設コンサルティングサービス	建設工事	総合建設
A. 年間売上高	最低25億ルピア	最低500億ルピア	最低500億ルピア
B. 財務能力評価	最低5億ルピア	最低250億ルピア	最低250億ルピア

外国資本の所有に関するその他の規制としては、商業銀行に関する2021年金融サービス庁規制No. 12/POJK. 03/2021（金融サービス庁規則No. 12/POJK. 03/2021）があります。この規制の第13条第2項の規定のとおり、インドネシアの法人に設立された銀行の払込資本の99%を上限として、外国人や外国の法人（インドネシアの関係当事者と提携）による所有を認めています。



c. 公証人による設立証書の作成

Perseroan Terbatas (PT) の形態で会社を設立するためには、公証人のもとで設立証書を作成し、法務人権大臣の承認を得なければなりません。

設立証書を作成する際に考慮しなければならない事項は、住所、事業内容、払込資本金、取締役会およびコミサリス会の任期、株主の氏名、株主の株式の比率、取締役会およびコミサリス会の名称と構成です。



d. 納税者番号 (Nomor Pokok Wajib Pajak/NPWP)

設立証書プロセスが完了すると、ビジネスアクターは自動的に納税者番号 (Nomor Pokok Wajib Pajak/NPWP) を取得するか、NPWPを自動的に取得しない場合は、電子登録 (e-reg) によってNPWPを登録することができます。また、物理的なNPWPカードを取得するために、ビジネスアクターは関連するPTの住所の地域の税務署 (Kantor Pajak Pratama/KPP) で再登録する必要があります。



e. 事業許認可

次のプロセスは、PT PMAが法人の設立およびNPWPの検証のための証書、SKを取得した後で、ビジネスアクターは事業活動を行うことができる合法性を持たなければなりません。政府は現在、事業許認可申請の簡素化と円滑化に取り組んでいます。リスクベース事業許認可の実施による事業許認可の簡素化は、許認可の種類を決定するために作られた方法です。この許認可では、ビジネスアクターが直接事業活動を行うことができる場合や、全ての事業活動が許認可を必要とするわけではないことから、ビジネスアクターが事業活動を行う前に特定の要件を必要とする場合があります。この概念の実施に続いて、定期的かつ構造化された監督活動が行われます。

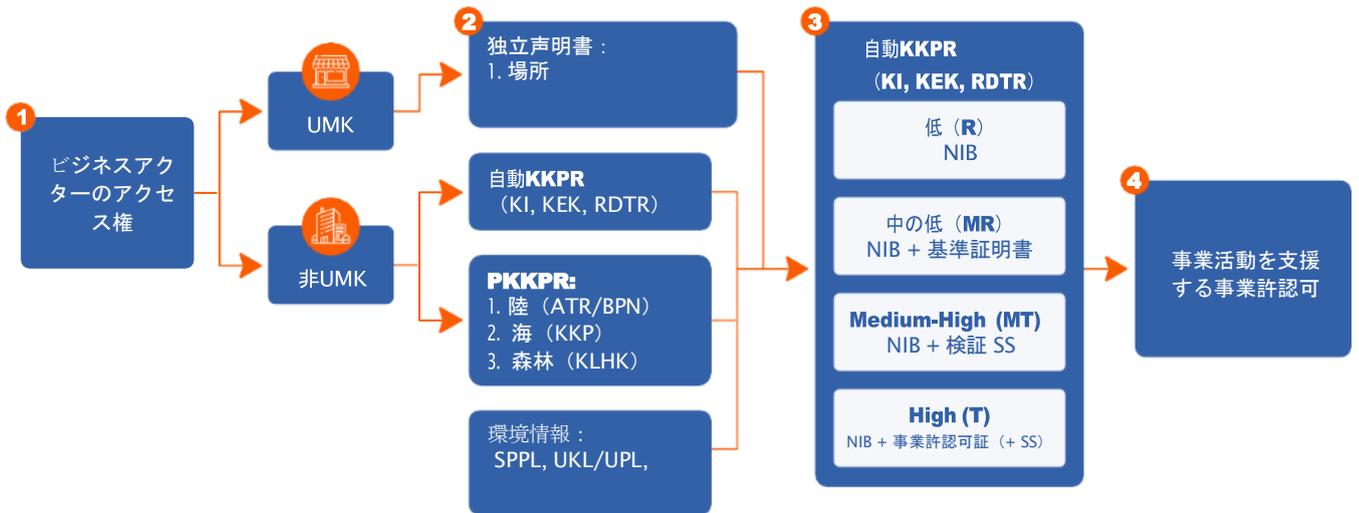
03 許認可取得

31. OSS RBAアクセス権

OSS RBAアクセス権は、アカウントを登録することによって、UMKおよび非UMKの両方のビジネスアクターに付与されます。事業体に含まれているビジネスアクターは、会社の電子メールアドレス、役員や会社の携帯電話番号、法人の設立の検証に関する法務人権省布告、会社のNPWPおよび役員のKTPやパスポートを記載した文書を作成する必要があります。

32. OSS RBAシステムで実行されるプロセス

OSSシステムにおいてリスクレベルに応じて実施されるプロセスでは、まずOSSシステムが、業務準備のための身元および合法性としてNIBを電子署名付きで自動的に発行します。NIBは、ビジネスアクターのデータ入力と一般的な事業計画、空間活用活動の適合性審査結果、事業活動のデータ入力に基づいて発行されます。また、NIB発行のプロセスでは、事業活動のリスクレベル検証プロセスも実施されます。



低リスク

低リスクの事業活動については、NIBは、事業活動、運営活動そして商業活動の準備を行うための合法性として優先するものとします。このプロセスでは、まず環境の管理および監視に関する誓約書を提出します。NIBは、環境を管理および監視する能力の声明に基づいたSPPLにもなります。低リスクの事業活動については、NIBは、事業活動、運営活動そして商業活動の準備を行うための合法性として適用されます。

中の低リスク

中の低リスクの事業許認可の発行の場合、OSSシステムのプロセスでは、まず事業活動基準を満たす能力の声明書を記入します。次のプロセスでは、ビジネス活動がUKL-UPL基準を満たすために必須であるかどうかを確認します。低リスクの場合と同様に、中の低リスクの場合は、NIBは、事業活動、運営活動そして商業活動を行うための合法性として適用されます。

中の高リスク

中の高リスク事業許認可の発行では、まずOSSシステムの事業活動基準を満たす能力に関する声明書を記入します。UKL-UPL基準に準拠する必要がある中の高リスクの事業活動について、ビジネスアクターは、事業活動基準を満たす能力に関する声明書の提出に加えて、OSSシステムで利用可能な環境管理能力に関する声明書とともにUKL-UPLの書式に記入し、NIBおよび未検証マークを含む基準証明書を取得するものとします。事業活動がUKL-UPLを必須としない場合、事業活動基準を満たす能力に関する声明書の記入に加えて、事業主体はSPPLの書式に記入し、未検証マークを含むNIBおよび基準証明書を取得する必要があります。

高リスク

NIB以外の高リスクな事業活動については、ビジネスアクターはまず許認可を取得する必要があります。許認可とは、中央政府または地方政府が事業活動の実施を承認するものであり、事業活動は、その実施前に満たしていなければなりません。ビジネスアクターは、AMDALが必須である事業活動許認可を申請する前に、環境実現可能性に関する法令の形で環境承認を取得しなければなりません。この法令は、許認可発行の条件となります。ただし、事業活動がUKL-UPL必須のカテゴリーに該当する場合は、NIBの発行時に、事業主体はUKL-UPLの書式に記入し、OSSシステムで利用可能な環境管理へのコミットメントの声明書を添付しなければなりません。

33. インドネシア標準産業分類 (*Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia/KBLI*)

KBLIは、財またはサービスの形で製品や生産物を生み出すインドネシアの経済活動や活動について、事業分野に基づいて分類するコードであり、インドネシアにおける統計組織の参照基準ならびに調整、統合および同期化の手段として使用されます。このコードは、統計分野における政府業務を組織する非省庁政府機関 (*Badan Pusat Statistik*) によって規制されています。OSS RBAは現在、2020 KBLIを使用して、ビジネスアクターによって運営される事業許認可の処理を行っています。2020 KBLIには、それぞれ異なる事業規模、リスク、権限が設けられています。各2020 KBLIの事業規模、リスク、権限の決定は、政府によってマップ化されており、この情報はウェブサイト (oss.go.id) で確認することができます。

34. リスクベース事業許認可の基本要件

リスクベース事業許認可の基本要件には、以下が含まれます。



空間利用活動の適合性
(*Kesesuaian Kegiatan Pemanfaatan Ruang/KKPR*)



環境承認



建築承認 (*Persetujuan Bangunan Gedung/PB3*) 及び占有証明書 (*Sertifikat Laik Fungsi/SLF*)

第3章

外国投資家のための 法律面の概要

01 人材

1.1 外国人労働者の活用

外国人労働者の雇用に関する2021年政府規則第34号（政府規則34/2021）を実施するために、労働大臣は、外国人労働者の活用に関する2021年政府施行規則第34号（労働大臣規則8/2021）に関する2021年労働大臣規則第8号を發布しました。これにより、最大限の成果を達成するために測定可能な形で、外国人労働者を活用できるようになりました。

雇用主は外国人労働者を雇用する前に、外国人労働者の労働許可証として有効な、外国人労働者雇用計画書（*Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing/RPTKA*）の証明書を労働省から取得する必要があります。

RPTKAを有効にするための申請段階

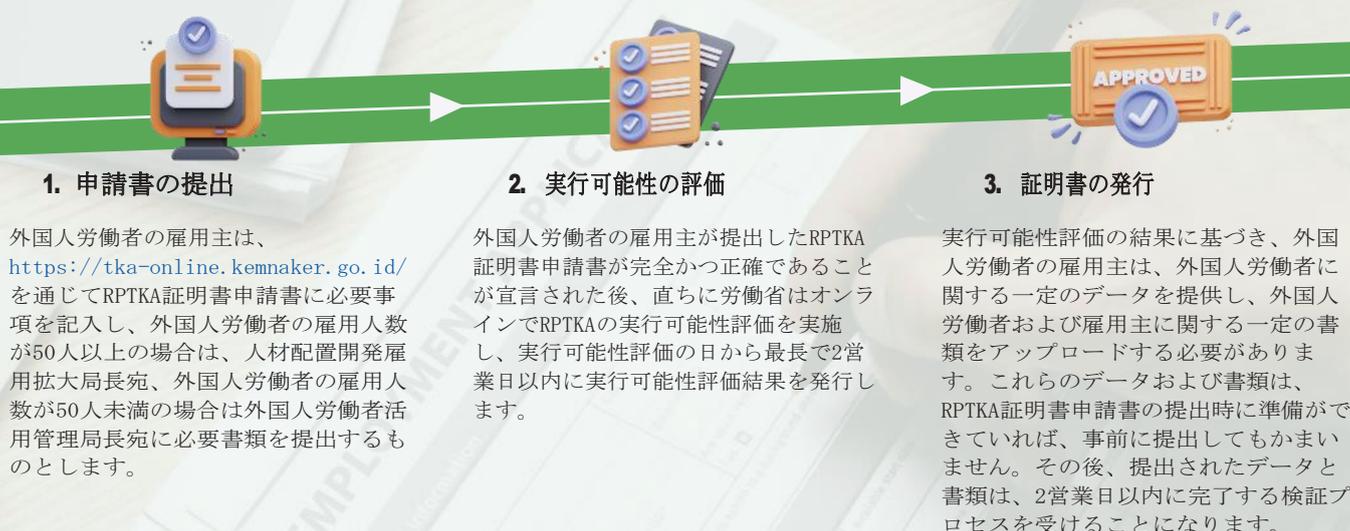


表3.1 - RPTKA証明書の種類および有効期間

RPTKAの種類	有効期間
一時的な作業のRPTKA	期間は最長6カ月で、延長不可
6カ月を超える作業のRPTKA	期間は最長2年間で、延長可能
DKPTKA以外のRPTKA	期間は最長2年間で、延長可能。この文書は、政府機関、外国の代表者、国際機関、社会機関、宗教機関および教育機関の特定の役職を対象としたTKAの雇用主に対して提供される。
経済特区のRPTKA	期間は最長5年間で、延長可能。具体的には、取締役またはコミサリスの地位にある者については、一度付与されれば、当該外国人労働者が取締役またはコミサリスになる限り有効である。

RPTKA証明書の修正

必要に応じて、外国人労働者の雇用主は、有効期間満了となる前に、RPTKA証明書の修正を申請することができます。RPTKA証明書を修正するためのデータおよび申請書類が完全かつ正確であることが宣言された場合、労働省は最長で2営業日以内にRPTKA修正の承認を発行します。

12 有期雇用労働者

指定期間の雇用契約 (*Perjanjian Kerja Waktu Tertentu/PKWT*)

PKWTは、特定の期間または特定の作業における雇用関係を確立するための、労働者や労務者と、雇用者との間に結ばれる雇用契約です。PKWTは試用期間を要求することはできず、まだ必要である場合には、試用期間が無効となり、作業期間は引き続き計算されます。さらにPKWTは、PKWTの署名から最長で3営業日以内に、労働省にオンラインで登録する必要があります。

PKWTは、以下の2種類で構成されています。



時間枠に基づく
PKWT

完了までそれほど時間がかからないと予想される作業、季節的な作業、新製品、新規の活動、まだ試験中または評価中である追加製品に関連する作業などのために設定された期間に基づくPKWT



特定の作業の完了に基づく
PKWT

一旦完了する作業および一時的な作業に対しての、特定の作業の完了に基づくPKWT

補償金の提供

雇用主はPKWTの終了時に、労働者に対して補償金を提供しなければなりません。ただしこの義務は、PKWTに基づく雇用関係で外国人労働者を雇用する雇用主には適用されません。補償金額は次のように決定されます。

<div style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: #4CAF50;">12</div> <div style="font-weight: bold; color: #4CAF50;">ヵ月</div> <p>12ヵ月間継続するPKWTの場合は、1ヵ月分の補償金を支給するものとします。</p>	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: #4CAF50;">12</div> <div style="font-weight: bold; color: #4CAF50;">ヵ月未満</div> <p>1ヵ月以上12ヵ月未満のPKWTの場合は、 (勤続期間) / 12 × (1ヵ月分の賃金) に 比例して計算されるものとします。</p>	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: #4CAF50;">12</div> <div style="font-weight: bold; color: #4CAF50;">ヵ月以上</div> <p>12ヵ月を超えるPKWTの場合は、 (勤続年数) / 12 × (1ヵ月分の賃金) に 比例して計算されるものとします。</p>
---	---	---

1.3. アウトソーシング

アウトソーシングとは、PKWTまたは無期雇用契約 (*Perjanjian Kerja Waktu Tidak Tertentu/PKWTT*) に基づく、アウトソーシング企業と雇用される労働者や労務者との間の労働関係であり、両者の契約は書面により行われなければなりません。アウトソーシング企業は、労働者や労務者の保護、福利厚生、労働要件および法令の規定に従って発生する紛争に対して全面的に責任を負います。これらはすべて、雇用契約、社内規定または労働協約によって規定されています。

14. 労働時間

特定期間の業務契約、アウトソーシング、労働時間および休憩時間、ならびに雇用の終了に関する2021年政府規則第35号（政府規則35/2021）は、全ての雇用者が実施しなければならない労働時間について規定しています。企業における労働者や労務者の労働時間の実施は、以下の条項を含む雇用契約、社内規定または労働協約により決定されるものとしします。

1週間に6営業日の場合は、1日7時間かつ1週間に40時間、または



1週間に5営業日の場合は、1日8時間かつ1週間に40時間

ただし一定の業種や職種の会社については、上記の規定が適用されず、規定よりも少ないまたは多い労働時間を適用することができます。規定よりも少ない労働時間を適用する一定の業種や職種の会社は、以下のような特徴を持つ必要があります。

- a. 1日7時間未満かつ1週間に35時間未満で労働が完了
- b. フレックスタイム制
- c. 勤務地の外で作業を行う場合がある

一方で、規定を超えて労働時間を実施する特定の業種または職種の企業は、労働大臣が決定した労働時間の規定に従って実施します。

15. 雇用の終了

労働の終了（*Pemutusan Hubungan Kerja/PHK*）とは、労働者や労務者と雇用者との間の権利および義務が終了する結果になる特定の事柄を理由とする雇用関係の終了のことです。レイオフが発生した場合、使用者は、退職金や謝礼および、資格のある労働者や労務者が受け取ることになっていた補償金を支払わなければなりません。

以下に、政府規則35/2021の規定に従って、PHKの理由および、PHKの結果として労働者や労務者が受ける権利の一例を示します。

レイオフの理由	レイオフの結果発生する権利
労働条件の変更をもたらし、労働者や労務者が雇用関係の継続を望まない会社の買収	退職金は規定の0.5倍、在職手当は規定の1倍、規定に基づく権利に対する補償金
会社が損失を被る原因となった効率化を会社が実施	
2年間継続して損失が発生した、または2年間非継続的に損失が発生したため、会社を閉鎖した	
不可抗力により会社を閉鎖する	
会社の損失の発生により、会社が債務支払停止状態となる	
会社の倒産	退職金は規定の1.75倍、在職手当は規定の1倍、規定に基づく権利に対する補償金
労働者や労務者が、労働契約、社内規定または労働協約の規定に違反し、以前にそれぞれ第1回、第2回、第3回の懲戒処分を受けたことがある	
労働者や労務者が定年に達する	退職金は規定の2倍、在職手当は規定の1倍、規定に基づく権利に対する補償金
労働者や労務者が、労働災害による疾病や障害が長引いたため、12カ月を超えて業務に従事できない場合	
労働者や労務者の死亡	

1.6 地域別最低賃金

賃金に関する政策は、賃金の構造と規模を始めとして、賃金の支払の形態と方法に至るまで、2021年の賃金に関する政府規則第36号（政府規則36/2021）に基づいて規制されています。これらの規定により、労働者や労務者に賃金を提供するために使用される基準は、州の最低賃金とされています。ただし、過去3年間の県や市における平均経済成長が、県の平均経済成長を上回っている場合、または過去3年間の県や市のインフレによって差し引かれた経済成長の数値が常に正であり、州の数値よりも高い場合には、知事が県や市の最低賃金を決定することがあります。

最低賃金の金額の計算

最低賃金は、購買力平価、雇用吸収率、賃金の中央値を含む経済的条件および雇用条件に基づいて、地方政府が決定するものとします。一方、毎月の最低賃金の計算は、州または県や市の賃金審議会が行います。

最低賃金は、当該企業での勤続期間が1年未満の労働者に対して適用されるものとします。一方、勤続期間が1年以上の労働者の賃金は、賃金の構造および規模によって導かれるものとします。また雇用者は、会社の能力および生産性を考慮した上で、定期的に賃金の見直しを行うことができます。さらに、当該賃金の見直しは、雇用契約、社内規定、または労働協約に記載するものとします。

表3.2 - 2023年のインドネシアの州別最低賃金

州	州別最低賃金額 (UMP)	州	州別最低賃金額 (UMP)
Aceh	3.413.666ルピア	西Nusa Tenggara	2.371.407ルピア
北Sumatera	2.710.493ルピア	東Nusa Tenggara	2.123.994ルピア
西Sumatera	2.742.476ルピア	西Kalimantan	2.608.601ルピア
Riau	3.191.662ルピア	中部Kalimantan	3.181.013ルピア
Jambi	2.943.000ルピア	南Kalimantan	3.149.977ルピア
南Sumatera	3.404.177ルピア	東Kalimantan	3.201.396ルピア
Bengkulu	2.418.280ルピア	北Kalimantan	3.251.702ルピア
Lampung	2.633.284ルピア	北Sulawesi	3.485.000ルピア
Bangka Belitung	3.498.479ルピア	中部Sulawesi	2.599.546ルピア
Riau諸島	3.279.194ルピア	南Sulawesi	3.385.145ルピア
DKI Jakarta	4.901.798ルピア	南東Sulawesi	2.758.948ルピア
Banten	2.661.280ルピア	Gorontalo	2.989.350ルピア
西Java	1.986.670ルピア	西Sulawesi	2.871.794ルピア
中部Java	1.958.169ルピア	Maluku	2.812.827ルピア
DI Yogyakarta	1.981.782ルピア	北Maluku	2.976.720ルピア
東Java	2.040.244ルピア	西Papua	3.282.000ルピア
Bali	2.713.672ルピア	Papua	3.864.696ルピア

17. 社会保障制度

社会保障機関に関する2011年法律第24号（社会保障機関法24/2011）に基づき、社会保障制度は社会保障機関（*Badan Penyelenggara Jaminan Sosial/BPJS*）が実施するものとします。社会保障機関は、保健プログラムを担当するBPJS-KSおよび雇用プログラムを担当するBPJS-TKから構成されます。雇用者は法律に従い、参加している社会保障制度に従って、雇用者自身および従業員を、BPJSの参加者として段階的に登録する必要があります。

02 ビザと入国

経済強化のための投資拡大を奨励するため、政府はさまざまな事業ファシリティを提供していますが、その一つが、移民に関する2011年法律第6号の施行規則に関する2013年政府規則第31号の修正第4条に関する2023年政府規則第40号（政府規則40/2023）の発行です。

21. ビザの種類



a. 訪問ビザ

訪問ビザは、政府の義務、教育、社会文化、観光、投資前、ビジネス、家族、ジャーナリズムの枠組みによりインドネシア領内を訪問する、または他の国への旅行を継続し、インドネシア領内の既存の輸送機器に加わるために立ち寄る外国人に対して付与されるものです。

政府規則40/2023に基づき、訪問ビザは、シングルビザおよびマルチプルビザが含まれます。さらに、法務人権大臣が以下の情報とともに訪問ビザの分類を決定します。

- a. ビザインデックス
- b. インドネシア領内で外国人が行うことができる活動の説明
- c. インドネシア領内での禁止事項、権利および義務
- d. 活動の目的や対象を明確にするために必要なその他の事項



b. 一時滞在ビザ

限定滞在ビザは、聖職者、専門家、労働者、研究者、学生として、就労するかしないかにかかわらず、インドネシア領内を旅行する外国人に対して付与されます。また、外国人の投資、別荘、およびその家族、家族帯同、帰還という状況において、インドネシア領内に限られた期間滞在する外国人に対しても付与されます。または、インドネシアの群島水域、領海、大陸棚、排他的経済水域で操業している船舶、浮遊機器、または施設での労働に参加する目的でも付与されます。

さらに、法務人権大臣は、以下の情報とともに限定滞在ビザの分類を決定します。

- a. ビザインデックス
- b. インドネシア領内で外国人が行うことができる活動の説明
- c. インドネシア領内での禁止事項、権利および義務
- d. 活動の目的や対象を明確にするために必要なその他の事項。政府規則40/2023では、便宜を与えるという形で、限定滞在ビザを申請するための新しい要件を以下のとおりに定めています。
 - 最低6カ月有効である国籍旅券
 - 身元保証人または入国保証書による保証の証明
 - 本人や家族がインドネシア領内に滞在する間の生活費を保有していることの証明
 - 旅券用のカラー写真
 - その他外国人の到着目的を説明する書類

さらに、訪問ビザまたは限定滞在ビザを申請する特定の外国人には、保証人（個人または法人）が必要です。保証人は、保証された外国人がインドネシア領内に滞在している間の生存と活動に責任を負い、市民資格、入国資格、住所の変更について報告する義務を負います。

ただし、この義務は、以下に分類される外国人には適用されません。

- a. インドネシア国民と合法的に結婚している外国人
- b. 投資部門の一般的な法律および規則に従ってインドネシアで投資を行う外国籍のビジネスアクター

ただしこれらの企業は、保証人として行動することを目的としてインドネシア領内に住所を有する法人を使用することができます。

- c. 相互に保証免除を付与する国の国民

22 一時滞在許可証

政府規則40/2023は、いくつかの重要な規定の改正を行なっているが、インドネシア領内における外国人の滞在に関する主要な規定は引き続き適用されます。

訪問ビザ所持者の一時滞在許可証

- シングルビザおよびマルチプルビザの所持者は、入国スタンプの押印日から最長180日間許可されるものとし、インドネシア領内の総滞在許可日数が12カ月以内であれば延長が認められます。
- 訪問ビザの所持者の、到着直後からの訪問滞在許可は、入国スタンプの発行日から最大30日間許可されるものとし、インドネシア領内の総滞在許可日数が60日以内であれば延長が認められます。

一時滞在ビザ所持者の一時滞在許可証

- 一時滞在ビザの一時滞在許可証は、最長10年間許可されるものとします。
- 一時滞在ビザの一時滞在許可証が10年未満であれば、一時滞在ビザを所持する一時滞在許可証申請者は一時滞在ビザの一時滞在許可証の延長を申請することができます。ただし、総滞在許可日数が10年を超えないことを条件とします。
- 一時滞在ビザ所持者の暫定居住許可から永久居住許可への移行申請は、外国人（聖職者、労働者、投資家、別荘所有者）または身元保証人が、その外国人の居住地を管轄する入国管理局の長に対して行うことができます。ただし、一時滞在ビザ所持者の一時滞在許可が付与された日から最低3年間継続してインドネシア領内に滞在している場合は、提出することができます。

23 ゴールデンビザ

ゴールデンビザは、暫定居住ビザ、暫定居住許可、永久居住許可、一定期間の再入国許可をまとめたもの。ゴールデンビザは、投資、家族統合、帰国、別荘活動のために付与されます。ゴールデンビザの期間は最長で5年または10年です。

投資活動に関するゴールデンビザは、以下の者に付与されます。

- a. インドネシアで会社を設立しようとする個人投資家である外国人
- b. インドネシアで会社を設立しようとしていない個人投資家である外国人
- c. インドネシアに設立される会社で、インドネシア領外の会社の支店または子会社である会社の取締役会またはコミサリス会のメンバーを務める外国人（1社につき10名まで）

ゴールドデンビザの所持者は、少なくとも以下の便宜を与えられるものとします。

- a. 法務人権大臣が定める入国検問所での優先チェック
- b. 入国管理局による優先サービス
- c. 協力協定に基づく関係省庁からの優先サービス

03 土地と環境

3.1. 土地の権利

土地の所有に対する規制に関する主要な原則は、農地問題の基本規定に関する1960年法律第5号（農地問題基本法5/1960）に含まれています。しかし、雇用創出法の実施として、管理権、土地の権利、階層所有権、土地登録に関する2021年政府規則第18号（政府規則18/2021）が發布されたことにより、土地部門の規定、特に、管理権（*Hak Pengelolaan/HPL*）の実施およびさまざまな土地の権利の行使に関する規則、高層住宅に関する規則、地上および地下空間の土地の権利またはHPL、ならびに土地の電子登録に関する規則に新たな面が加わることになりました。

土地の権利の種類には以下のものが含まれます。



a. 自由保有権（*Hak Milik/HM*）

自由保有権は、土地に居住する者が所有することができる、遺傳的で、非常に強力かつ完全な権利です。この種類の土地の権利は、他の関係当事者に対する譲渡や引き渡しをすることができます。自由保有権は、インドネシア国民、政府が規定する法人、宗教団体および社会団体のみを対象としています。



b. 建築権（*Hak Suna Bangunan/H3B*）

建築権は、自分の土地ではない土地に建物を建てて、それを所有する権利です。この権利は、インドネシア国民およびインドネシアの法律に基づいて設立され、インドネシアに住所を有する法人に付与されます。建築権が付与される土地には、国有地、管理権のある土地、自由保有権のある土地があります。

国有地および管理権のある土地の建築権は、最長30年間付与され、延長は最長20年、更新は最長30年とされています。一方、自由保有権原土地上の建築権は最長30年間付与され、自由保有権原に対する建築権の付与を通じて更新することができます。



c. 耕作権（*Hak Suna Usaha/H3U*）

耕作権は、農業、漁業または畜産の目的で国有地および管理権のある土地を耕作する権利です。この権利は、インドネシア国民およびインドネシアの法律に基づいて設立され、インドネシアに住所を有する法人に付与されます。

耕作権は、最長35年間付与され、延長は最長25年、更新は最長35年とされています。国有地における耕作権は、農地空間計画大臣による権利付与に関する法令により付与されます。一方、管理権のある土地における耕作権は、管理権保有者の承認に基づき、農地空間計画大臣による権利付与に関する法令により付与されます。



d. 使用権 (Hak Pakai)

使用権とは、当該土地を使用し、その収益を回収する権利です。政府規則18/2021に基づき、使用権は、**期限付き使用権**および**使用されている間の使用権**の2種類で構成されます。

	一定期間の使用権	不特定期間の使用権
使用権の対象	a. インドネシア国民 b. インドネシアの法律に基づいて設立され、インドネシアに住所を有する法人 c. インドネシアに代表者を有する外国法人 d. 宗教および社会関係機関 e. 外国人	a. 中央政府機関 b. 地方政府 c. 村落政府 d. 外国の代表者および国際機関の代表者
使用権を付与できる土地	a. 国有地 b. 自由保有地 c. 管理権のある土地	a. 国有地 b. 管理権のある土地
使用権の期間	a. 国有地および管理権のある土地を使用する場合、期間は最長30年で、延長は最長20年および更新は最長30年とする。 自由保有地を使用する場合は、最長で30年間付与されるものとし、自由保有地の使用権の付与に関する証書により更新することができる。	使用および利用されている限り、期間を無期限とする。



e. 管理権 (Hak Pengelolaan)

管理権とは、実施権限の一部が管理権の保有者に委任されている国家からの支配権です。この権利は、国有地および共有地に由来する場合があります。国有地に由来する管理権は、中央政府機関、地方政府、国営企業や地方公営企業、土地銀行および中央政府から任命された法人に付与されます。一方、共有地に由来する管理権は、慣習法上の共同体に割り当てられます。

管理権の保有者は、以下の権限を付与されます。

- ✔ 空間計画に従って土地の割当て、使用および利用に関する計画を策定する
- ✔ 管理権の対象となる土地の全部または一部を、その使用のために、または他の関係当事者と協力して使用および利用する
- ✔ 契約に従い、他の関係当事者からの年間料金や強制料金を決定する

旧土地権利者の優先権

国有地を利用する建築権、耕作権および使用権という形態による土地権利の付与、延長および更新の期間の後、当該土地は国の直轄地に復帰します。このように、使用、利用および所有の再編は、農業部門においては大臣の権限となりますが、政府では一定の要件を考慮した上で、当該土地の旧権利者に対して優先権を付与するものとします。

土地登記

政令第2021/18号により、行政手続および土地登記の実施を電子的に行うことができるようになり、かかる土地登記手続により作成された電子データおよび情報は、インドネシアで適用される法律により有効な法的証拠とみなされるようになりました。

さらに、土地登記をの迅速化のため、土所有者は、初回登記時に当時にもう一つの他の登記（区画土地登記: systematic Land Registration）を行うことが定められています。土所有者がこの登記を行わない場合には個別土地登記 (sporadic Land Registration)を行う必要があります。

土地登記の物理的データおよび法的データの収集結果の公示までの所要期間は区画土地登記の場合は14暦日で済むのに対して個別土地登記の場合は30暦日を要します。この公示は土地空間計画省(Ministry of Agrarian Affairs/Land and Spatial Planning)のウェブサイトで行うことができます。

3.2. 空間利用活動適合確認

営業免許を申請する前に、事業者ビジネス関係者は OSS システムを通じて空間適合活動確認(*Kesesuaian Kegiatan Pemanfaatan Ruang/KKPR*)を取得する必要があります。空間計画に関する2021年第21号政令(政令21/2021)により、中規模および大規模な事業者のKKPR確認書あるいはKKPR承認書の形式になります。一方、沿岸海域、領海、管轄区域内での事業活動に対するKKPRは海洋KKPR承認書となります。KKPRの有効期間は発行日から3年です。

3.3. 建物

建築確認

雇用創出法の制定以来、建築許可 (*Izin Mendirikan Bangunan/IMB*)に代わって、建築承認(*Persetujuan Bangunan Gedung/PBG*)の制度が定められました。建築規則に関する第2002年28号の実施政令である2021年16号(政令 ot 16/2021)によれば、建築承認(PBG)とはi建物所有者が建築技術基準に従って新築、変更、拡張、縮小、維持を行う場合に付与されま

建築適格性証明書(*Sertifikat Laik Fungsi/SLF*)

建築適格性証明書(SLF)は、建物の使用に先立ち、その機能的価値を証明するもので地方自治体が発行します。建物の検査および試験の完了後に工事監理者、施工管理者または監督者が作成した機能実現可能性証明書に基づいて技術庁が建物管理情報システム(SIMBG)を通じて発行します。

3.4. 環境

環境承認

環境承認とは、中央政府または地方政府の承認を得た環境実行可能性政令書(*Environmental Feasibility Decree*)または環境管理能力宣言書(*Environmental Management Ability Statement*)です。環境に重大または重大でない影響を与える事業あるいは活動を行う場合は環境承認が必要です。

環境保護および管理の実施に関する政令第2021年22号(政令22/2021)に従い、すべての事業あるいは活動は下記を有している必要があります。

 <p>環境影響分析書 (Analisis Mengenai Dampak Lingkungan Hidup/AMDAL)</p>	 <p>環境管理努力および環境監視努力 (Upaya Pengelolaan Lingkungan Hidup dan Upaya Pemantauan Lingkungan Hidup/UKL-UPL)</p>	 <p>環境管理・監視声明書 (Surat Pernyataan Kesanggupan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan Hidup/SPPL)</p>
<p>AMDAL は、環境に重大な影響を及ぼすすべての事業あるいは活動に必須です。基準は、当該の事業あるいは活動がアムダルスケールを付与されていること、あるいは、当該場所が保護地域内にあるか保護地域に直接隣接していることです。</p>	<p>UKL-UPLは意思決定の前提条件として適用される基準の形で定められた一連の環境管理および監視プロセスであり、営業許可や中央政府あるいは地域政府からの承認にも含まれています。UKL-UPLが必要とされる事業あるいは活動には、重大な影響を及ぼさない種類の事業あるいは活動、保護地域外あるいは保護地域に直接隣接していない種類の事業あるいは活動、Amdalが免除される種類の事業あるいは活動が含まれます。</p>	<p>下記はSPPLが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 環境に重大な影響を及ぼさない事業あるいは活動。 • 環境に重大な影響を及ぼさない零細・小規模事業あるいは活動 • 法定UKL-UPLから免除される事業あるいは活動

Amdal、UKL-UPL、SPPLが必要な事業あるいは活動のリストが、「環境分析、環境管理努力、環境監視努力または環境管理・監視宣言書のリストに関する環境林業大臣規則第2021年4号」に記載されています。

04 物流

4.1. 全国物流エコシステム (NLE : National Logistic Ecosystem) 協調プラットフォーム

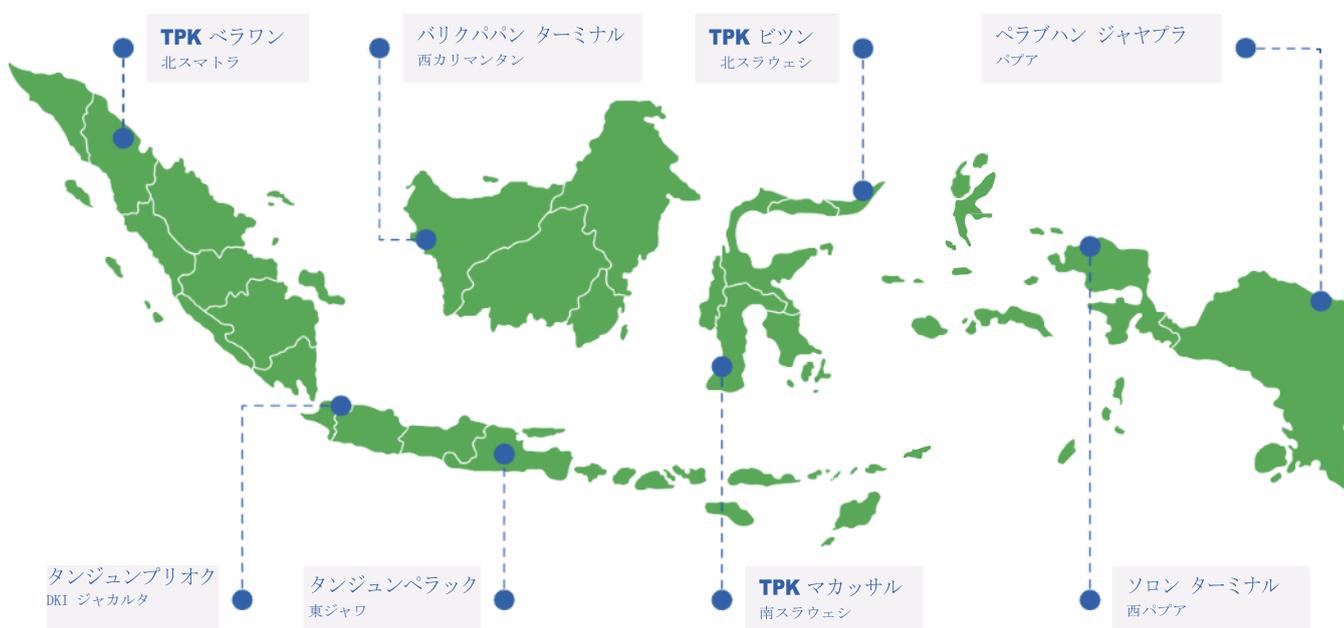
全国物流の効率を向上させ、投資環境を改善し、国民経済の競争力を高めるため、ジョコ・ウィドド大統領は「国家物流エコシステムの構造に関する2020年大統領令第5号（「指令5/2020」）を発令しました。これは、財務省傘下のインドネシア所在NLE協調プラットフォーム誕生のマイルストーンとなるものです。NLE協調プラットフォームは物流分野のサービスを上流から下流まで統合し、情報技術を活用して物流分野の政府サービスの業務プロセスを簡素化し、反復や重複を排除して官民の国内外の物流サービスシステムを連携させるほか、国家歳入支払を容易にし、物流プロセスに関連する事業者間の決済を支援します。

NLE をサポートしてNLE が最適に運営できるよう、輸出入活動に関するいくつかの規則が定められました。たとえば、「輸送機関の到着予定届、輸送機関の到着目録、および輸送機関の出発目録の提出のガバナンスに関する財務大臣規則158/PMK.04/2017を改訂するための2020年財務大臣規則第97/PMK.04/2020（財務大臣規則97/PMK.04）/2020)では、運送会社が自社のシステムをNLEに接続してオンラインで配送注文を提供することが義務付けられています。さらに、「輸入品の荷降ろし及び備蓄に関する2020年財務大臣規則第108/PMK.04/2020号（財務大臣規則108/PMK.04/2020）では、関税地域外での輸入品の荷降ろし許可申請書の提出と承認はNLEを通じて行うことができると規定されています。

42 インドネシアの海港

インドネシアには国際貿易を支えるハブ港がいくつかあります。これらハブ港は、ジャカルタのタンジュンプリオクとスラバヤのタンジュンペラックを主要国際港として、サバンからメラウケまでの物流活動を接続しています。

図3.1- インドネシアのハブ港



番号	インドネシアのハブ港	所在地	20フィートコンテナ換算 (TEU)
1.	TPK ベラワン	北スマトラ	434,576
2.	タンジュンプリオク	DKI ジャカルタ	1,832,887
3.	タンジュンペラック	東ジャワ	2,272,691
4.	TPK マッカサル	南スラウェシ	649,889
5.	バリクパパン ターミナル	西カリマンタン	202,231
6.	TPK ビツン	北スラウェシ	297,168
7.	ペラプハン ジャヤブラ	パプア	97,000
8.	ソロン ターミナル	西パプア	60,708

05 インフラストラクチャー

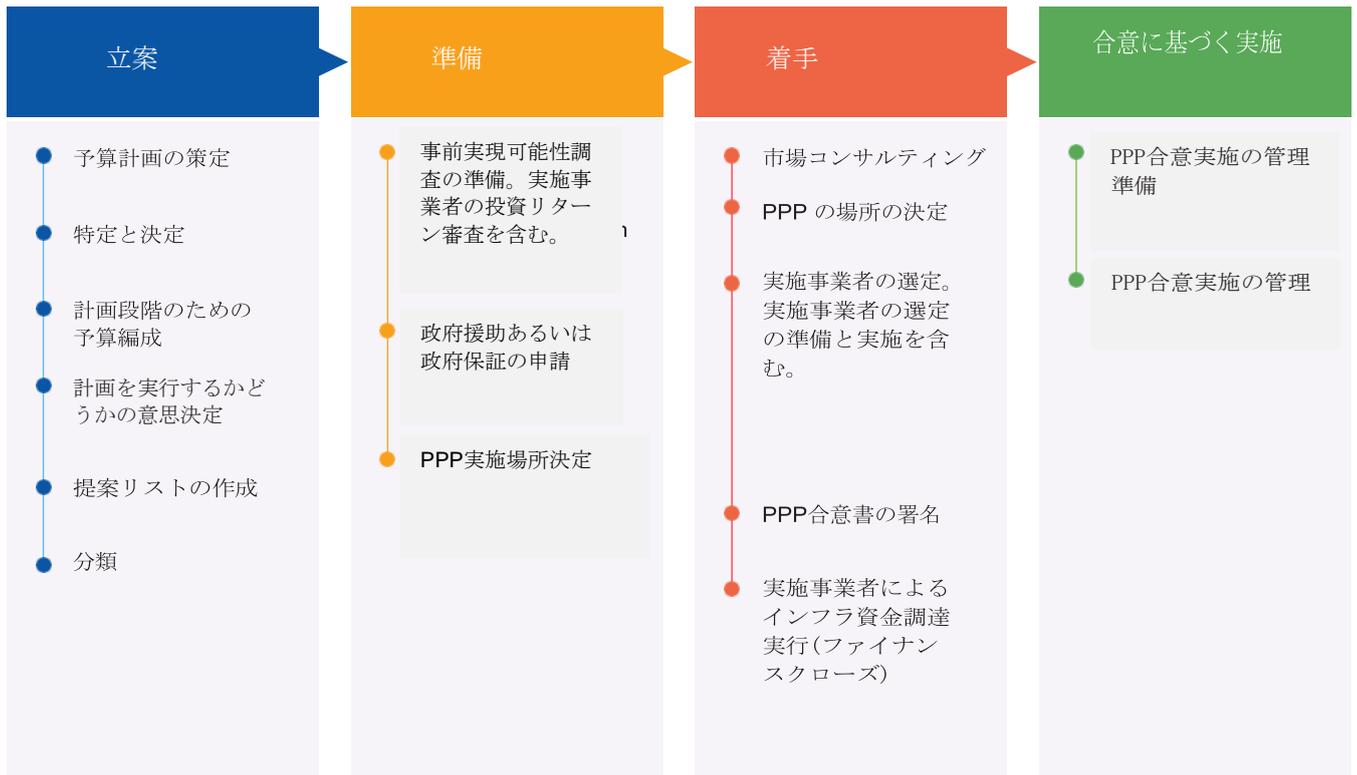
政府は2020～2024年の国家中期開発計画に従って年平均5.7～6.0パーセントのGDP成長を目標としており、GDPのうち6,445兆ルピアをインフラ支出に割り当てることを計画しています。しかし、政府の資金供給能力は2,385兆ルピアに過ぎませんでした（総必要資金のわずか37パーセント）。このため、官民パートナーシップ（Kerja sama Pemerintah dan Badan Usaha/KPBU）スキームやその他の創造的な資金調達スキームを通じて、公共投資や企業体の参加を促進する革新的な取り組みが必要です。

官民パートナーシップ(KPBU)

KPBUは、民間資金を投じることで、コミュニティへのインフラストラクチャー提供の資金需要を持続的に満たすことを目的としています。またKPBUは健全なビジネス原則に基づくインフラ提供への民間企業の参加が促進される投資環境を作り出すことが期待されています。

「インフラストラクチャー提供のための官民パートナーシップに関する 2015 年大統領令第 38 号 (大統領令 38/2015) に基づき、KPBU スキームを通じて協力する経済インフラおよび社会インフラの種類には以下があります。





事業者がKPBUを実施するにあたっては、以下の条件があります。関連するセクターのマスタープランと技術的に統合されていること、経済的および財政的に実行可能であること、そして計画を提出する事業者がインフラストラクチャー資金提供のための十分な財政能力を持っていることです。

06 貿易

6.1. 貿易協定

インドネシアは、KPBUは、関連するセクターのマスタープランと技術的に統合されているという条件で、事業者によって開始される場合があります。経済的および財政的に実行可能である。そして、イニシアチブを提出する事業者がインフラストラクチャー提供の実施に資金を提供する十分な財政能力を持っていること。

06 貿易

6.1. 貿易協定

インドネシアは、独立した市場としての地位を有するだけでなく、東南アジア諸国連合(ASEAN)の加盟国でもあり、世界中の国や地域との間でいくつかの自由貿易協定を締結し、履行してきました。インドネシアはASEAN加盟国としてASEAN自由貿易地域(AFTA)政策も実施しています。この政策は、ASEAN加盟国の関税率を0~5%とする共通実効特惠関税(CEPT)制度を通じて域内貿易を管理しますが、ただし除外リストに記載されている製品は対象外です。インドネシアは、ASEAN諸国以外の国々とも自由市場協定を締結しています。例えばASEAN-オーストラリア-ニュージーランド(AANZFTA)、ASEAN-中国(ACFTA)、ASEAN-韓国(AK-FTA)、ASEAN-インド(AIFTA)、ASEAN-日本(AJCEP)、ASEAN-香港-中国(AHKFTA)、インドネシア-韓国(IK-CEPA)、インドネシア-パキスタン(IPPTA)、インドネシア-モザンビーク(IMPTA)、インドネシア-EFTA(IE-CEPA)、インドネシア-日本(IJEPa)、インドネシア-チリ(IC-CEPA)、インドネシア-オーストラリア(IA-CEPA)などです。

62 輸出入

「貿易部門組織に関する政令第 29 号(政令第 29/2021号)に基づき、輸出業者と輸入業者は OSS システムを通じて企業識別番号を提出する必要があります。特に輸入業者の場合、企業識別番号は一般輸入業者識別番号 (Angka Pengenal Importir Umum/API-U) および生産者輸入業者識別番号 (Angka Pengenal Importir Produsen/API-P) として有効となります。

輸出入業者は、以下の基準に該当する物品の輸出入を禁止されます。



人、動物、魚、植物、環境の健康および安全に関連するもの。



国家安全保障、国益、公益に関連するもの。地域の社会、文化、道徳を含む。



保存が必要な天然植物、野生動物を含む。

特定の輸出に関しては、輸出業者が登録輸出者あるいは輸出承認を内容とする事業許可を貿易大臣から取得する必要があります。一方、特定の輸入に関しては、輸入業者が登録輸入者、生産者輸入者（資本財、原材料、補助材料、あるいは生産プロセス支援材料として使用する場合）あるいは輸入承認を内容とする事業許可を貿易大臣から取得する必要があります。

輸出入は、インドネシア国家シングルウィンドウ/SINSW プラットフォームによって支援されています。このプラットフォームは、輸出入にかかわる税関書類、検疫書類、免許書類、港湾/空港書類、その他の書類の取り扱いに関連するシステムや情報を統合する電子システムであり、データと情報のセキュリティを確保し、内部システム間の情報の流れとプロセスを自動的に統合します。さらに、貿易大臣から認定輸出業者および認定輸入業者指定を受ければ事業免許が取得しやすくなります。

63 物品の流通

物品の間接流通

物品の間接流通は、契約書、指定書あるいは取引受領書によって証明される契約を通じて流通事業者が行うものです。物品の間接流通は、一般的な流通チェーン、すなわち販売業者とそのネットワーク（販売業者、卸売業者、小売業者）、代理業者とそのネットワーク（代理業者、卸売業者、小売業者）、またはフランチャイズを通して行われます。



販売業者

販売業者(Distributor)が業務を行うには事業者識別番号およびその他の関連免許を取得する必要があります。販売業者、住所を明確にした上で事業所を運営しなければならないことに加えて、登録された倉庫も管理している必要があります。生産者がいずれかの販売業者を特定地域で物品の唯一の販売業者として指定した場合、かかる生産業者は同じ種類およびブランドの物品の流通のために他の販売業者を指定することはできません。独占販売業者の指定有効期間は少なくとも5年であり、一度延長する必要があります。販売業者または代理業者による物品の流通に関する契約の規定内容は「販売業者または代理業者による物品の流通に関する2021年通商大臣規則第24号(通商大臣規則24/2021)」に定められています。この規定では、販売事業は、販売業者、独占販売業者、代理業者、独占代理業者で構成されます。上記の各販売事業者は、二次販売業者または二次代理店を指定することができます。



代理業者

代理業者(Agent)が業務を行うにはビジネス識別番号およびその他の関連免許を取得する必要があります。代理業者は、自己を代理業者に指定した者から得た手数料に基づいて事業を運営するものであり、代理業者に指定した生産者、供給者、輸入者が所有しあるいは管理する物理的な物品に対する権利を譲渡することは禁止されています。生産者がいずれかの代理業者を特定地域で物品流通の唯一の代理業者として指定した場合、かかる生産業者は同じ種類およびブランドの物品の流通のために他の代理業者を指定することはできません。



卸売業者/小規模小売店

卸売業者(Wholesaler)または小規模小売店(Small shop)が業務を行うにはビジネス識別番号およびその他の関連免許を取得する必要があります。卸売業者は、契約に基づいて物品の生産者、販売業者、輸入業者と協力することに加えて、消費者に物品を小売することが禁止されています。



小売業者

小売業者(Retailer)が業務を行うにはビジネス識別番号およびその他の関連免許を取得する必要があります。小売業者は物品の流通において店舗販売施設(スーパーマーケットまたは従来の店舗)およびその他の販売施設(電子取引システム、電子機器を介した販売、または移動販売)を行う必要があります。小売業者が物品を輸入することは禁止されていることに注意してください。

物品の直接流通

物品の直接流通は、直接販売システムによる特別流通であり、単一段階または多段階で行われます。直接販売システムは、消費者への物品の販売収益に基づくコミッションあるいはボーナスを取得する直接販売業者が開発します。直接販売業者に付与されるコミッションあるいはボーナスの額は、会社の売上高の最大60%です。

直接販売システムで物品の流通を行う企業は、次の基準を満たしている必要があります。

 <p>直接販売する物品の独占販売権を所有していること</p>	 <p>マーケティングプログラムを有していること</p>	 <p>倫理規範を定めていること</p>	 <p>ネットワークを通じて直接販売業者を募集すること</p>	 <p>直接販売業者が開発したマーケティングネットワークを通じて消費者に物品を直接販売すること</p>
--	---	---	---	--

07 国産品の活用

71. 国産品の利用促進

「産業の強化に関する2018年政令第29号」（政令29/2018）に基づく国産品の利用拡大は国内産業の育成と産業構造の強化を目的としています。国産品の使用者である国の機関、省庁、その他の政府機関、地方機関、BUMN、その他の国有法人、地方自治体所有企業、製品/サービスの調達を行う民間事業者などは国産品を使用することが義務付けられています。また、国産品の調達には、物品の調達、役務の調達、物品・役務の共同調達があります。

製品/サービスの調達において、国産品の使用者は「国内構成要素レベル」(*Tingkat Komponen Dalam Negeri/TKDN*) 率および「企業利益ウェイト」(*Bobot Manfaat Perusahaan/BMP*)率の合計が40%以上である国産品が存在すれば国産品を使用することが義務付けられています。使用を義務付けられる国産品の最低率は25%です。TKDN率およびBMP率は産業大臣が発行する国産製品/サービスリストに掲載されています。また、産業大臣は特定の業界についてはTKDNの最低率を25%以外にすることができます。

72 国内構成要素レベル(TKDN)

TKDN は、物品、サービス、および物品とサービスの組み合わせにおける国内構成要素の割合です。物品TKDNは、直接材料、直接労働、工場間接費などの生産要素に基づいて計算されます。サービスTKDN の場合は人件費、作業機器/設備、および一般サービスを含む原価に基づいて計算されます。一方、物品とサービスの合計TKDNは、物品のTKDNとサービスのTKDNの評価に基づいて計算されます。また、TKDN率の計算においては、知的能力（ブレインウェア）の値を原価として計算できます。

73 企業利益ウェイト(BMP)

BMP は、インドネシアで投資および生産を行う企業に与えられる報酬率です。BMP の割合は、零細企業および小企業への支援という決定要因に基づいて計算されます。決定要因としては、パートナーシップを通じた小規模協同組合、労働安全衛生証明書および環境管理証明書を保有していること、コミュニティ開発、アフターサービス施設の利用可能性があります。

08 投資保護

投資組織の目的は、投資環境を妨げる要因を克服できた場合にのみ達成できます。この目的を達成するため、2007年投資法第25号（「法律25/2007」）は、インドネシアのすべての分野における投資の基準になるものとして、国内外の投資家の間、ある国の投資家と他の国の投資家の平等な取り扱いを定め、法的確実性、事業の確実性を保証し、免許申請から投資に至るまでの投資家の業務を保障し、法律による場合を除いて国は投資家の所有権の国有化や接収を行わないと定めています。

また、国有化する場合には、政府は市場価格に基づいて決定される額の補償を行うほか、補償や救済について合意がない場合には仲裁による和解を準備することとされています。投資家には外貨送金および本国送金を行う権利が与えられます。投資分野で政府と投資家との間で紛争が生じた場合には、仲裁や裁判外紛争解決に先立って協議と合意が優先されます。



第4章

税

インドネシア税制における納税者とは、税に関する法令規則に従って課税の権利と義務を有する納税者、源泉徴収者、徴税人を含む個人または事業体です。納税者は、個人納税者と法人納税者の2つに大別されます。

個人納税者とは、事業体や法人ではない個人の納税者です。個人納税者は国内納税者と国外納税者の2つに分けられます。一方、個人所得税の対象となるのは、個人が国内外から受け取った、または取得した追加の経済的能力である所得です。

法人納税者は、会社または法人として設立されているものです。法人納税者の主体は以下の2つに分けられます。



- a. 国内課税対象者と外国課税対象者。
- b. 国内課税対象者とは、インドネシア国内で設立されあるいは居住している納税者です。



外国課税対象者が納税者となるのは、インドネシアの恒久的施設を通じてインドネシアから所得を受領しあるいは獲得したときです。

恒久的施設(*Badan Usaha Tetap/BUT*)とは、自然人あるいは法人である非居住納税者がインドネシアで事業あるいは事業活動を行う際に使用する形式の1つです。**BUT** を通じてインドネシアで事業活動を行う外国企業には国内納税者と同じ税率で課税されるほか、支店利益税が追加されます。

インドネシアの一般的な税制は自己申告制であり、納税者 (**Wajib Pajak/WP**) を信頼して税法令に基づく納税額の計算、納付、自己申告をしてもらう徴収システムです。

納税者は、納税者識別番号 (**Nomor Pokok Wajib Pajak/NPWP**) を取得する必要があります。この番号は税務管理を目的として納税者に割り当てられ、税に関する権利義務を履行する際の身分証明あるいは納税者識別に使用されます。納税者は、個人であればその居住地、法人であればその所在地を管轄する税務署に登録して**NPWP**を取得します。**NPWP** の登録は税務を通じて、または ereg.pajak.go.id のアプリケーションを通じて行います。法人納税者は会社設立の認証時に、法務人權省の一般法務局 (**Administrasi Hukum Umum/AHU**) のシステムを通じて自動的に **NPWP** を取得します。

2024年から、個人納税者については国民識別番号 (**Nomor Induk Kependudukan/NIK**) を**NPWP** として使用するという規定が適用されます。ただし、これにより、**NIK** を保有するすべてのインドネシア国民が自動的に納税者になるわけではありません。**NIK** を**NPWP** として使用するには、個人納税者自身がはじめに有効化手続を行う必要があります。

01 法人所得税 (CIT)

1.1. 財務諸表

税規則の調和に関する 2021 年法律第 7 号に従い、インドネシアのすべての法人納税者は、インドネシア語で作成されたルピア単位の財務諸表を作成する必要があります。ただし下記に該当する特定の法人納税者は、規則第123/PMK. 03/2019号に従って財務大臣から許可を得た上で、英語および米ドル通貨で財務諸表を提出することが認められます。



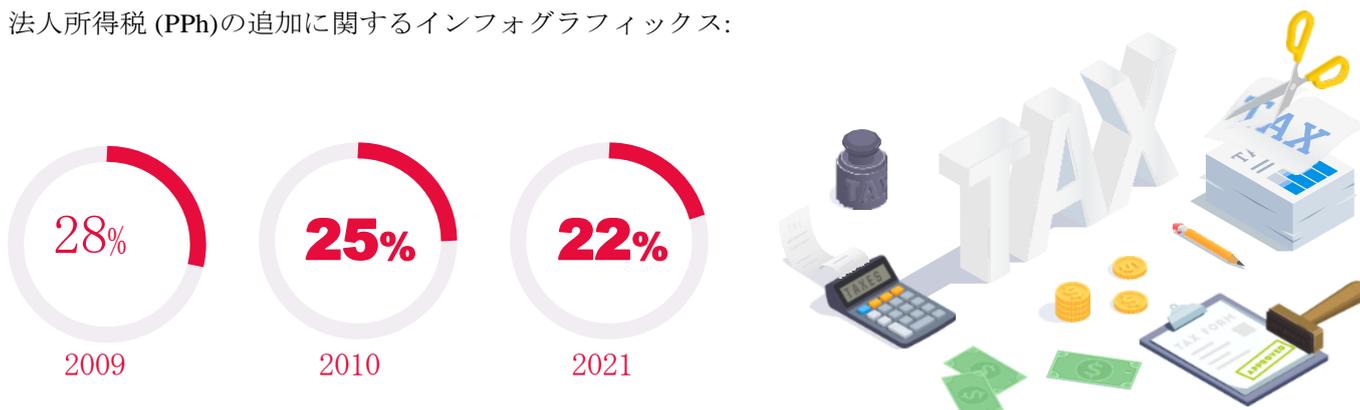
インドネシアで一般的に使用される会計年度は暦年と同じで、1月1日から12月31日までです。ただし、納税者は暦年とは異なる会計年度を使用することもできます。財務諸表は発生主義原則と遵守原則に基づいて作成する必要があります。記帳方法や会計年度を変更する場合は、最初に税務総局の承認を受ける必要があります。

財務諸表作成の基礎となる帳簿、記録および文書は、物理的なものおよび電子的なものを含め、インドネシアで 10 年間保管することが義務付けられています。

1.2. 税率

「税制の調和に関する法律 第7/2021号の第 17 条により、2022 年以降にインドネシアで適用される法人所得税率は 22% です。その株式の少なくとも 40% がインドネシア証券取引所で取引されており、かつその他の一定の要件を満たしている公開会社の法人所得税率は一般の法人所得税率より 3% 低くなります。

法人所得税 (PPh) の追加に関するインフォグラフィックス:



2018年7月1日発効の「特定の総売上高を有する納税者が受領または取得した事業所得に対する所得税に関する2018年政令第23号(政令第23/2018号)により、新規登録納税者は、2018年7月1日以降においては、上記の一般法人所得税率を利用することを選択しない限り最終所得税率0.5%が自動的に適用されます。かかる選択の届出はNPWP登録時または当該税が適用される年度の前年の遅くとも12月31日までに提出する必要があります。

政令第23/2018号第3条が定める最終税の対象となる特定の総売上高を持つ納税者とは次の者です。

- 1  個人納税者
- 2  協同組合、有限責任組合、商業パートナーシップ(企業)、または有限責任会社の形態の法人納税者

これらであって、かつ、1会計年度に受領あるいは取得した総売上高がIDR4,800,000,000.00(48億ルピア)を越えていない者

1.3. 税制上の優遇措置

インドネシア政府は、税制に関してさまざまな優遇措置(税控除、納税猶予、投資控除、特別税控除)や輸入関税の免除を提供しています。事業者は、選択した所得税制度の基準を満たしている限り、納税猶予または税控除を申請できます。制度の対象範囲、制度の適用者、制度の適用条件、および手続の詳細は、「サービスのリスクベース事業および資本投資制度のガイドラインと手続に関する2021年投資調整委員会規則第4号第V章」(投資調整委員会規則第4/2021号)に規定されています。

税優遇措置	定義	法的根拠
 納税猶予 (Tax Holiday)	納税猶予は、海外投資を誘致するための税制上の優遇措置の一種です。先駆的産業に新規投資を行う企業は、主たる事業活動によって生じた収入に対する法人所得税の控除を受けることができます。	規則第130/PMK.010/2020号
 税控除 (Tax Allowance)	税控除は、特定の事業部門あるいは特定の地域に投資を行う国内法人納税者に適用される所得税制度です。	所得税制に関する政令2019年第78号
 税の簡易処理 (Tax Facilities)	税の簡易処理はインドネシア企業に以下の目的で適用される税制優遇措置です。 (i) 労働集約型産業への投資促進 (ii) インドネシアでの雇用および雇用機会の創出支援 (iii) 質の高い人材育成への企業と産業界の関与の促進 (iv) 競争力強化 (v) 企業による研究開発(R&D)の奨励	当年度の課税所得の計算および所得税の決定に関する2010年政令第94号の改正に関する2019年政令第45号(政令45/2019)



輸入関税免除 (Import Duty Exemption)

輸入関税免除は特定物品の輸入に適用される輸入関税の免除措置です。

- a) 投資向け産業育成のための機械、物品、原料の輸入に対する輸入関税の免除に関する財務大臣規則第176/PMK.011/2009号
- b) 公益のための開発あるいは発電産業開発の枠組における資本財の輸入に対する輸入関税の免除に関する財務大臣規則第66/PMK.010/2015号
- c) 請負業務または石炭採掘権益業務契約の枠組みにおける物品の輸入に対する輸入税の免除または付加価値税の減免に関する財務大臣規則第116/PMK.04/2019号



a. 納税猶予(規則130/PMK.010/2020)

メリット：

カテゴリー	新規資本投資 *(ルピア)	納税猶予期間 *(年%)
ミニ納税猶予(50%)	1000億- 5000億	5年- 50%
納税猶予I	5 1000 億から1兆未満	5年- 100%
納税猶予II	1兆から5兆未満	7年- 100%
納税猶予III	5兆から15兆未満	10年- 100%
納税猶予IV	15兆から30兆未満	15年- 100%
納税猶予V	30兆以上	20年-100%

PMK-130が定める納税猶予を受けるためには企業が下記の基準を満たしている必要があります。

- 1  先駆的産業であること
- 2  インドネシア法人の地位を有していること
- 3  以下を取得するための申請が事前に承認または拒否されていることを条件として、これまで行われていない新しい投資を行うこと
 - a) 法人所得税控除
 - b) 税控除
 - c) 労働集約産業に対する所得税優遇措置（投資控除）
 - d) 経済特別区における所得税優遇措置
- 4  最低額1000億ルピアの新規投資計画があること
- 5  税務上の負債資本比率(財務大臣規則第169/2015号が定める現在の比率は4:1)
- 6  納税猶予が承認されてから1年以内に投資計画を実行することを確約していること
- 7  国内納税者株主向けの非課税証明書(Surat Keterangan Bebas Pajak/SKF)の要件を満たしていること

先駆的産業の基準を満たさない産業に従事する企業でも、以下の要件を満たしていれば納税猶予を申請できます。

1. 上記の2～6に記載されている納税猶予取得基準のうち5つを満たしていること
2. 先駆的産業の定量的基準でスコア 80以上を達成すること（財務大臣規則 第130/PMK.010/2020号付属書A 参照）
3. 国内納税者株主向けの非課税証明書 (Surat Izin Pajak/SKF) の要件を満たしていること

申請方法:

納税猶予申請は、納税者登録時、または OSS システムによる営業免許発行後遅くとも1年以内に、OSS システムを通じて提出します。

b. 税控除

メリット:

1.  固定資産、土地を含む有形資産への実際の投資額から純利益の30%を控除し、6年間にわたってそれぞれ5%ずつ課されます。
2.  適格固定資産および無形資産の加速減価償却および/または償却。
3.  インドネシアの恒久的施設以外の外国納税者に支払われる配当に対する源泉所得税率は、適用される二重課税回避協定に従って10%以下です。
4.  一定の条件下で5年超10年以下の損失を補償します。

要件/基準:

1.  投資額が多いあるいは輸出中心
2.  従業員が多い
3.  国産品の使用率が高い

申請方法:

納税猶予申請は、納税者登録時、または OSS システムによる営業免許発行後遅くとも1年以内に、OSS システムを通じて提出します。



c. 研究開発、人材育成、労働集約型事業への税優遇(政令2019年第45号)

1. R研究開発

メリット:

インドネシアでの特定の研究開発費については、総所得の最大 300% の控除が認められます。

要件/基準:

この優遇税制は、研究開発活動に従事し研究開発提を行う国内納税者が対象となります。対象となる研究開発活動の重点テーマは以下のとおりです。



申請方法:

納税者は、「インドネシアにおける特定の研究開発活動に対する総所得控除の付与に関する2020年財務大臣規則第PMK.010/2020号」(財務大臣規則第153/PMK.010/2020号)の第7条第(1)項および第(2)項の規定に基づき、財務証明書(SKF)および研究開発活動計画書を添えてOSSシステムから申請を行うことができます。

2. 就労プログラムと職業インターンシップ

特定の基準に基づく人材育成および開発を目的とした見習い、インターンシップ、および/または学習活動を行う組織に対する総所得からの控除の付与に関する2019年財務大臣規則第128/PMK.010/2019号。

メリット:

人材開発（実習、インターンシップ、および/または学習活動）のために発生した支出については、総所得の最大200%が控除されます。財務大臣規則第128/PMK.010/2019号付録Aに記載されている特定の能力に関する人材開発活動を行う企業には、人材開発にかかる総費用の100%の総所得からの控除と、これらの費用の100%の追加控除が認められます。

要件/基準:

この税優遇は、実習、見習い、および/または特定の能力に基づく学習を提供し、協力協定を締結しており、財務赤字になっていない国内納税者が対象となります。

申請方法:

納税者は、財務大臣規則第128/PMK.010/2019号の第7条の規定に従って、有効な協力協定および財務証明書(SKF)を添えて、OSSシステムを通じて申請する必要があります。

3. 労働集約型企業への税優遇

労働集約型産業を構成する特定の事業分野における新規投資または事業拡大に対する純所得控除の形での便宜供与に関する2020年大臣規則第16/PMK.010/2020号(財務大臣規則第16/PMK.010/2020号)

メリット:

労働集約型産業では、商業生産の開始から6年間の按分で、主要事業活動に使用される有形固定資産および土地への投資の純利益の60%が控除されます(年10%)。

要件/基準:

Do主たる事業内容が財務大臣規則第16/PMK.010/2020号付属書Aに記載されているものであり、かつ、少なくとも300人の現地従業員を雇用している国内納税者は、労働集約型産業/部門(投資控除)が定める特別控除の対象となります。労働集約型産業として**財務大臣規則付属書第16/PMK.010/2020**付属書Aに記載されている労働集約型は以下のとおりです。



申請方法:

優遇税制適用申請は下記の条件を満たした上で、OSSシステムを通じて行います。



1. インドネシア人を雇用する計画であること



2. 投資価値計画における固定資産の電子データ



3. 株主の財務証明書電子データ



d. 入関税の免除

この税制は下記に適用されます。

1) 資本財の輸入に対する輸入関税の免除

- a. 開発、拡張、修復/再構築にある企業は、この制度を利用することができます。
- b. この制度の適格産業部門は、観光、文化、公共交通機関、医療サービス、鉱業、建設、電気通信、港湾など、特定の製品の製造あるいはサービスに従事する産業です。
- c. 以下の要件を満たす製品
 - インドネシアで生産されていない製品
 - インドネシアで生産されているが要求仕様を満たしていない製品
 - インドネシアで生産されているが、数量が不足している製品
- d. 優遇期間:
 - 期間は2年であり、近代化、修復、あるいは再構築を目的とした開発のための機械の輸入を除き、2年間延長される場合があります。
 - 延長期間は、以下の条件に該当する場合に延長される場合があります。
 - 5,000 億ルピア以上 1 兆ルピア未満の投資計画については、現地調査の結果に基づいてさらに1年間の延長が認められる場合があります。
 - 1 兆ルピア以上 5 兆ルピア未満の投資計画については、現地調査の結果に基づいて1年間ずつ2回の延長が認められる場合があります。
 - 5 兆ルピアを超える投資計画の場合、現地調査の結果に基づいて最大5年間の追加猶予が与えられる場合があります。

申請方法:

この申請は、当該事業の管轄省が発行した推薦状をOSSシステム経由で提出して行います。

2) 生産用原材料の輸入に対する輸入税の免除

メリット:

- 営業免許/拡張免許(Business License/Expansion License)あるいはリスクベース営業免許(Risk-Based Business License)の能力の少なくとも30%を有し、産業開発が完了している企業の場合: 2年間の輸入関税免除を取得し、さらに1年の延長を取得できます。
- 現地調達率が30%以上で、建設および開発を行う企業の場合: 4年間の輸入関税免除を取得し、1年間の延長を1回受けることができます。

要件/基準:

- a. 生産段階にある企業（営業免許を取得済）
- b. 適格分野: 製品を生産する産業

申請方法:

この制度の適用申請は企業が商業生産を開始した日から 1 年以内に OSS システムを通じて行います。かかる期間は、当該企業が商業生産を開始したという OSS システムの独立した声明に基づいて決定されます。

3) 当該企業が公益目的の発電所の建設及び開発に使用する資本財の輸入に対する輸入関税の免除

メリット :

2年間の輸入関税免除を取得し、1回限り1年間延長可能です。

要求/基準:

a) この制度は、PT PLN (州電力会社) Persero あるいは電力供給事業免許所有者に適用されます。

b) 上記企業は、以下を所有している必要があります。

- 事業分野;
- PT PLN (Persero) との電力売買契約 (PPA)
- PT PLN (Persero) とのファイナンスリース契約 (FLA)、または
- 発電所事業免許所有者との電力売買契約

申請方法:

この制度は OSS システムを通じて申請することができ、エネルギーおよび鉱物資源分野の政府事管轄省によって承認および検証されたプロジェクトのニーズに応じた輸入計画 (Rencana Impor Barang/RIB) に従って付与されます。

4) 鉱山作業請負会社 (KK/PKB2B) が使用する資本財の輸入に対する輸入関税の減免または付加価値税 (Pajak Pertambahan Nilai/PPN) の停止

メリット :

この制度は作業契約が終了するまで付与されます。この制度は1年ごとに付与され、毎年 12 月 31 日に期限が切れます。延長するには鉱物石炭局長の推薦が必要です。

要件/基準:

この制度は、政府 (KK/PKB2B) と鉱山作業契約を結んでいる企業に適用されます。

申請方法:

この制度は、インドネシア共和国エネルギー・鉱物資源省・鉱物石炭局長からの推薦状を添付して OSS システムを通じて申請します。

1.4. 源泉徴収税

インドネシアでは、自己申告制度に加えて、いくつかの所得税に適用される源泉徴収制度も以下とおり導入しています。

税の種類	説明	税率
PPh 第21条	名目および形式を問わず、いずれかの者または個人が給与、賃金、ボーナス、福利厚生その他の支払として受領した収入から徴収します。	- 5% (IDR 0 > IDR 6000万) - 15% (IDR 6000万 > IDR 2億5000万) - 25% (IDR 2億5000万 > IDR 5億) - 30% (IDR 5億 > IDR 50億) - 35% (IDR 50億超)
PPh 第22条	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入税関長が徴収 ● 鉱産物輸出業者が徴収 ● 製品購入を担当する州財務担当者および予算執行代理人が徴収 ● 特定製品の購入または販売について特定指定事業体が徴収 	- 2,5% - 7,5% - 1,5% - 1,5% - 0,1% - 1,5%
PPh 第23条	<p>下記に起因して国内の WP および PE が得た所得から徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資本利用: <ul style="list-style-type: none"> - ロイヤルティ - 非金融機関への支払利息 - 土地、建物以外のリース料 - サービス料 ● 企業 WP が受領した賞金、賞品、ボーナスの支払い 	- 15% - 15% - 2% - 2% - 15%
PPh 第26条	インドネシアの PE に由来することが明確でない所得については、最終的に海外 WP 所得または所得から徴収されます。	20%、または二重課税回避協定 (P3B) あるいはインドネシアと所得受領国の間の租税条約に基づきます。
PPh 第4条(2)項 - 最終所得税 (PPh 最終)	<p>下記の稼得から徴収します</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 預貯金・当座預金の利息、割引 ● インドネシア銀行の証明書 ● 証券取引所における株式取引 ● 資本市場での利子債権および割引債券の売却 ● 土地・建物の賃貸料 ● 土地・建物の権利譲渡益 ● 建設事業収入 ● 宝くじ 	- 20% - 20% - 0,1% - 15% - 10% - 2,5% - 1,7% - 6% - 25%
PPh 第15条	<p>下記の賃貸料からの徴収:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国内航空会社・海運会社 ● インドネシアに BUT を所有する外国の海運会社および航空会社 	- 1,2% および 1,8% - 2,64%

この制度では、源泉徴収を行う納税者には源泉徴収票の作成が義務付けられています。源泉徴収税に関する規定は、他の税法や税法施行規則でも次のように規定されています。

- a. 所得税の源泉徴収および/または徴収に関する財務大臣規則 第12/PMK.03/2017号 (財務大臣規則 第12/PMK.03/2017号)。
- b. 統一源泉徴収/徴収証明書の作成のための様式と手順、および統一定期所得税申告書の記入と提出のための様式、内容、手順に関する税務総局規則第PER-24/PJ/2021号 (「税務総局規則第PER-24/PJ/2021号」)

1.5. 現物給付

業務やサービスに関連した現物給付および/または利点の形での報酬の提供は、受取人の所得税の対象となります。逆に、現物給付や利点の形で報酬を提供する企業の場合は、総所得からの控除となります。

現物給付および/または利点の形での報酬の受領者が下記である場合、すなわち

- | | |
|--|--|
| <p>1 </p> <p>国内納税者はPPh 第21条による源泉徴収の対象となります。</p> | <p>2 </p> <p>外国納税者はPPh 第26条による源泉徴収の対象となります。</p> |
|--|--|

現物給付および/または利点の形での報酬の付与には、特に、贈り物、作業用具、医療サービス、スポーツ施設、車両、住宅が含まれます。

受領者の所得税の対象とならない現物給付あるいは利点の形での報酬の提供には特に下記があります。

- | | | |
|--|---|---|
| <p>1 </p> <p>全従業員への飲食物の提供</p> | <p>2 </p> <p>特定地域での施設、インフラストラクチャー、設備の提供</p> | |
| <p>3 </p> <p>法令に基づいて省庁が要求する従業員の安全、健康、安全に関する要件に関連して、事業主が業務の実施にあたり提供しなければならない施設、インフラ、設備</p> | <p>4 </p> <p>州の歳入・支出予算、地方の歳入・支出予算、および/または村の歳入・支出予算によって調達または資金提供される現物給付および/または利点の付与。または</p> | <p>5 </p> <p>現物給付および/または利点の形態により業務またはサービスに関連して受領しあるいは取得した償還あるいは報酬の所得税の取り扱いに関する財務大臣規則2023年第66号 (財務大臣規則第66/2023号)が定める特定の種類の現物給付もしくは利点の付与</p> |

1.6. 移転価格設定

移転価格設定とは、ある企業から特別な関係にある別の企業への製品、サービス、または無形資産の販売価格を決定する際の企業の方針をいいます。移転価格設定は、独立企業間原則（ALP：Arm's Length Principle）を満たす限り認められます。この原則は、関連当事者との取引に公正価値を反映させるという規範に基づいています。

独立企業間原則は、関連当事者との取引において、比較データを用いて比較可能性分析を実施し、適切な移転価格手法を決定し、文書化することにより実現されます。

「特別関係者と取引する納税者が作成保管しなければならない追加文書および/または情報の種類並びにその管理に関する財務大臣規則第213/PMK.03/2016号」により、前年の総収益がIDR50,000,000,000(500億ルピア)を超え、または関係者との取引での有形物品の売上額がIDR20,000,000,000(200億ルピア)を超え、またはまたはインドネシアよりも税率が低い国に居住する関連当事者とのサービス売上、利息支払、無形物品の販売、取引がIDR5,000,000,000(50億ルピア)を超えた企業は移転価格文書(TP Doc)を作成する必要があります。

TP Docは、マスターファイル、ローカルファイル、および国別レポート(CbCR: Country-by-Country Report)で構成されます。マスター文書とローカル文書は、会計年度終了後4か月以内に提出する必要があります。国別レポートは、会計年度終了後12か月以内に提出する必要があります。

1.7. 税務管理

自己申告制度では、各納税者が月次税(定期SPT)と年次税(年次SPT)の両方について、納税額を計算し、国庫に納付し、納税申告書(Surat Pemberitahuan Pajak/SPT)を使用して納税額を申告する必要があります。

源泉徴収の月次納付期限は下記のとおりです。

- 1 所得税法第21条、第23条、第4条2項により、翌月の10日まで。
- 2 第25条所得税、0.5% UMKM 税、第4条第2項所得税、および外国サービスに係る PPN税は、翌月15日までに自ら納付する必要があります。
- 3 付加価値税の毎月の納税期限は翌月末までです。

税の納付が遅れた場合、最大24か月間にわたり、月ごとに遅延利息が課せられます。

定期所得税申告書の提出期限は翌月20日です。定期所得税申告書の提出が遅れるとIDR100,000(10万ルピア)の罰金が課せられます。定期付加価値税申告書の提出期限は翌月末です。定期付加価値税申告書の提出が遅れた場合は、IDR500,000(50万ルピア)の罰金が科せられます。年次個人納税申告書の提出期限は翌年度の3月末日です。年次個人納税申告書の提出が遅れると場合、IDR100,000(10万ルピア)の罰金が科せられます。法人年次納税申告書の提出期限は翌年度の4月末日です。法人年次納税申告書の提出が遅れるとIDR1,000,000(100万ルピア)の罰金が科せられます。

02 個人所得税

個人納税者が受領した所得または追加の経済的能力は所得税の対象となります。法律第7/2021号により国内個人納税者に適用される所得税率は以下のとおりです。



課税所得	税率
0ルピア < IDR 6000万ルピア	5%
6000万ルピア < IDR 2億5000万ルピア	15%
2億5000万ルピア < 5億ルピア	25%
5億ルピア < 50億ルピア	30%
50億超	35%

すべての個人の国内納税者は非課税所得 (Penghasilan Tidak Kena Pajak/PTKP)を得る権利があります。その額は扶養家族の人数によって異なります。インドネシアで適用されるPTKPの額は次のとおりです。

非婚の男性/女性		婚姻男性		配偶者合算 NPWP	
TK/0	54,000,000ルピア	K/0	58,500,000ルピア	K/I/0	112,500,000ルピア
TK/1	58,500,000ルピア	K/1	63,000,000ルピア	K/I/1	117,000,000ルピア
TK/2	63,000,000ルピア	K/2	67,500,000ルピア	K/I/2	121,500,000ルピア
TK/3	67,500,000ルピア	K/3	72,000,000ルピア	K/I/3	126,000,000ルピア

結婚して子がいる男性の場合、PTKPステータスは男性となります。一方、既婚女性の場合、PTKPステータスは常に非婚(Tidak Kawin/TK) となります。

個人納税者の所得税の対象となるのは、国内および国外から受け取ったすべての所得です。海外で行われた税額控除は税額控除として認められる場合があります。

外国の個人納税者が受け取る所得または追加の経済的能力は、20%の関税が適用される所得税第26条の規定、またはインドネシア政府と外国納税者の出身国政府との間の租税条約関税に基づくものとします。

03 配当

法律2021年第7号により、国内会社が支払った配当を国内個人納税者が受領した場合には課税対象とならず、支払ときの源泉徴収も行われません。ただしかかる配当を再投資する場合を除きます。

再投資の形式に関する規定は、「贅沢品の所得税、付加価値税および売上税並びに一般規定および課税手続に関する法律第2020年11号を実施するための財務大臣規則2021年第18/PMK.03/2021号(財務大臣規則第18/PMK.03/2021号)で定められています。

 <p>国家証券および 国家シャリア証券</p>	 <p>国有企業債、 スクーク</p>	 <p>政府所有金融機関 の債権または スクーク</p>	 <p>シャリア銀行 を含む投資パ ーセプション 銀行</p>
 <p>金融当局の監督 下で業務を行う民間 企業の債権または シャリア債権</p>	 <p>官民パートナ ーシップを通 じたインフラ 投資</p>	 <p>政府が定める優 先順位に基づいた 実体部門投資</p>	 <p>インドネシアで新 規に設立された企 業の株式保有</p>
 <p>インドネシアで 設立された企業 の株式保有</p>	 <p>投資管理機関との 協力</p>	 <p>零細および小企業 向け融資</p>	 <p>法令規則に従った 他の法形式の投資</p>

かかる配当は、企業による当該配当の支払い後3か月目の末日までに、最低3年間の再投資を行う必要があります。納税者は毎年、djponline.pajak.go.id を通じて投資の実施を報告する必要があります。納税者が受け取った配当金を再投資しない場合、当該納税者は受け取った配当額の10%の所得税を納める義務があります。

国内法人納税者が受け取った国内企業からの配当金は課税対象ではなく、支払時の源泉徴収は行われません。

外国の個人または団体が受け取った国内企業からの配当金は、20%の関税が適用される所得税第26条の規定、またはインドネシア政府と外国納税者の出生国の間の租税条約関税に基づくものとします。

04 付加価値税と贅沢品売上税

4.1. 付加価値税

付加価値税（VATまたはPPN）はインドネシア領土内で個人納税者または法人納税者が行った物品およびサービスの売買取引に課される税です。基本的に、PPN はすべての課税対象物品 (Barang Kena Pajak/BKP) およびサービス (Jasa Kena Pajak/JKP) に課税されます。ただし、政府は次のような特定の物品またはサービスの販売に対して免除を設けています。

- a. ホテル、レストラン、デリ、ショップ等で提供される飲食物（店内飲食、持ち帰りを含む）、ケータリング会社が提供する飲食物。
- b. お金、金の延べ棒、有価証券

さらに、政府は、以下の特定の JKP 物品の引き渡しに対する PPN の課税も免除しています。



2021 年法律第 7 号の施行により、2021年4月1日現在の PPN 率は 11% (11%) です。2025 年 1 月 1 日以降は 12% に引き上げられます。

BKP または JKP を最終消費者に販売する小売業者である納税者を除き、BKP または JKP のすべての販売者は、PPN 徴収証明書またはタックスインボイスを発行する必要があります。タックスインボイスは、BKP または JKP 購入者の PPN クレジットとして使用できます。

デジタルVAT

2020 年 7 月 1 日より、インドネシア政府は「電子システムまたは取引活動」(Perdagangan Melalui Sistem Elektronik/PMSE) を通じて他国から発信される無形物品および/またはサービスの利用にかかわる VAT の課税を規制しています。

PPN PMSE の収集は、政府が指定するアプリケーション提供会社によって行われます。アプリケーション提供会社を PPN 収集者として任命する手順は、「電子システムを通じた税関地域内で税関地域外からの無形課税物品または課税サービスの取引に対する付加価値税の収集者の任命、付加価値税の徴収、納付、申告のための手順に関する財務大臣規則第60/PMK.03/2022号」(財務大臣規則第60/PMK.03/2022号)で定められています。この規則は、ストリーミングサービスやその他のデジタル製品取引など、デジタル形式での無形の物品やサービスの使用の増加に対応して定められたもので、現在までに158社がPMSE収集者として登録されています。

42 贅沢品売上税

贅沢品売上税 (Pajak Penjualan Atas Barang Mewah/PPnBM) は、贅沢品の生産または輸入に対して生産者または輸入者に課される税です。PPnBMは、生産者による物品の引き渡し時、または当該物品の輸入時に1回だけ課せられます。PPnBMの関税は、贅沢品の種類に応じて10%から200%までと異なります。起業家が贅沢品に分類される課税対象物品を輸出する場合、PPnBMの関税は0%です。

贅沢品の基準は次のとおりです。



05 その他の税

51. PBB

土地建物税 (Pajak Bumi dan Bangunan/PBB) は、土地および/または建物を管理して利益を得る権利を持つ個人または事業者に課される税です。対象となる土地または建物が以下の場合、土地建物税は課されません。

 <p>政府および地方自治体が政府組織のために使用するもの</p>	 <p>宗教、社会問題、健康、教育、国民文化の分野で公益に奉仕するために使用されるもの</p>	 <p>墓や遺跡などに使われるもの</p>	 <p>保護林、自然保護林、観光林、国立公園、村が管理する牧草地、およびいかなる賦課も設定されていない国有地</p>	 <p>外交代表や領事館によって使用されているもの</p>	 <p>政府機関または国際機関の代表者によって使用されているもの</p>
--	--	--	---	--	---

一般的に、PBBは、地方政府が管理する「地方・都市PBB」(PBB Perdesaan dan Perkotaan/PBB-P2)と、税務総局を通じて中央政府が管理する「プランテーション、林業、鉱業PBB」(PBB Perkebunan, Perhutanan, dan Pertambangan/PBB-P3)に分けられます。

「地方税および課徴金に関する 2009 年法律第 28 号」は、PBB-P2 の賦課の基礎が課税対象物の販売価格 (Nilai Jual Objek Pajak/NJOP) であり、その金額は地域首長が決定するものであることを明確にしています

すべての納税者は、非課税対象物の販売価格 (Nilai Jual Objek Pajak Tidak Kena Pajak/NJOPTKP) を受け取る権利があり、その金額は地方自治体によって決定され、最低 IDR10,000,000 (1,000 万ルピア) となります。

PBB-P2 税率は自治体規則により最大 0.3% に設定されています。

「土地建物税に関する 1994 年法律第 12 号」では、PBB-P3 税の賦課基準は、課税対象物販売価格 (Nilai Jual Objek Pajak/NJOP) の一定割合である課税販売額 (Nilai Jual Kena Pajak/NJKP) に等しいと説明されています。NJKP PBB-P3 は、政令により NJOP の最低 20% から最高 100% と規定されています。PBB-P3 の税率は 0.5% です。

PBB-P2 の登録は、当該の土地および建物の管轄地方税務署 (Regional Revenue Office) で行うことができます。PBB-P3 の登録は、土地建物の管轄税務署 (Tax Service Office) で行うことができます。

5.2 印紙税

2021 年 1 月 1 日発効の「印紙税に関する 2020 年法律第 10 号」に基づき、印紙税が文書に課されます。ここで文書とは、手書き文書、印刷文書、または電子文書として定義されます。

印紙税は以下のものに課されます。

印紙税が課されるもの	下記の文書には印紙税は課されません
<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約書、証明書、陳述書 2. 公正証書 3. 土地証書 4. 有価証券及び先物契約書 5. 入札書 6. 金額が IDR5,000,000 (500 万ルピア) を超えることを記載した文書 7. 法廷で証拠として使用される文書 8. インドネシア証券取引所での株式の売買に関する文書 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 物品の保管、船荷証券、旅客および物品の輸送状、物品の配達および受領証明書に関する文書 2. 卒業証書 3. 雇用に関連する給与、待機料、年金、手当、その他の支払の領収書 4. 国庫、地方政府財務局、銀行その他の国からの指定機関からの国金領収証 5. 納税証明書 6. 組織内部で行われた金銭授受の受領証 7. 預金、有価証券、および銀行、協同組合、および金銭の預託を受けるその他の組織による預金者への預金払戻に関する文書 8. 信託管理人による顧客への有価証券の発行 9. 質券 10. 有価証券からの利益、利息、または利回りの配当証書

2021年版での印紙税は**収入印紙(Post-Stamp)**、**電子印紙(Electronic Stamp)**、**その他の形式の印紙**の3種類となります。印紙には、神鳥ガルーダの画像、「印紙」(Stamp)という文言、および価額が表示されているのが一般的です。収入印紙は、偽造防止のため特殊なデザイン、素材、印刷技術が使用されています。電子印紙は、電子文書に印紙税を課するために使用されます。電子印紙は固有のコードと特定の情報を備えています。その他の形式の印紙は、デジタル印紙印刷機、コンピューターシステム、印刷技術、その他の技術を使用して作成されます。

Image source: Sonora.id

印紙税は文書ごとに1回課され、税額はIDR10,000 (1万ルピア)です。

06 時効

納税者が納税申告書(SPT)を通じて申告した納税額は、当該納税者が税務分野の犯罪行為を犯さない限り、5年後に確定します。税務総局は、5年以内であれば、以下の条件に基づいて納税催告書または税過少納付評価通知書を発行することができます。



納税催告書 (Surat Tagihan Pajak/STP) は、調査の結果判明した税金過少納付や、脳税請求書の作成漏れ、税請求書の作成遅れ、納税申告書の提出遅れによる税不足額の徴収、納付遅れによる利息の徴収のために国税総局が発行するものです。利息は月ごとに計算され、最大 24 か月間徴収されます。

調査の結果、過少納付税額があることが判明した場合には過少納付評価通知書 (Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar/SKPKB) が発行されます。SKPKBにおける税金過少納付額には、最大 24 か月間、月単位で計算される行政制裁が課されます。



納税者は、SKPKBの発行から3か月以内であれば異議を申し立てることができます。税務長官は、納税者からの異議申し立てに対して 12 か月以内に決定を下す必要があります。納税者の異議が却下されまたは一部のみが認められた場合、納税者は 30% (30%) の罰金の形で行政制裁を課されます。

納税者は、異議の却下決定から3か月以内であれば税務裁判所に控訴することができます。納税者の控訴が却下されるかまたは一部のみが認められた場合、納税者は 60% の罰金という形で行政制裁を課されます。



首都ヌサンタラ の税制度

首都ヌサンタラを世界の持続可能な都市として、インドネシアの今後の経済の牽引役として、そして国家アイデンティティの象徴として実現するためには、首都ヌサンタラの開発・発展を加速しなければならず、これは優先度が高く、国家経済にとって戦略的価値があることです。以上を踏まえて、投資や経済活動を行いあるいは首都ヌサンタラや提携地域での建設や開発に資金を提供する事業者に対しては、事業許可、事業手続の簡便、設備投資の便宜を図る特別な政策を定める必要があります。

「首都ヌサンタラにおける事業に対する営業免許、事業優遇制度、投資優遇制度の付与に関する2023年政令 第12号(政令2023年第12号)に基づき、政府は下記のような首都ヌサンタラ所得税優遇制度を定めています。



1. 国内法人納税者向け法人所得税控除

メリット：

以下を条件として、納付すべき法人所得税から法人所得税の100%が控除されます。

a. インフラストラクチャーおよび公共サービス事業部門の場合、以下の控除が行われます。

30 会計年度
2023年度から2030年度ま
での投資に対して

25 会計年度
2031年度から2035年度ま
での投資に対して

20 会計年度
2036年度から2045年度ま
での投資に対して

b. 先駆的経済事業部門の場合、以下の控除が行われます。

20 会計年度
2023年度から2030年度ま
での投資に対して

15 会計年度
2031年度から2035年度ま
での投資に対して

10 会計年度
2036年度から2045年度ま
での投資に対して

c. その他の事業部門の場合、以下の控除が行われます。

10 会計年度
2023年度から2030年度ま
での投資に対して

10 会計年度
2031年度から2045年度ま
での投資に対して

要件:

IDR10,000,000,000 (100億ルピア)以上の投資
を行う国内法人納税者

申請方法:

設立後30日以内にOSSシステムを通じて申請します。



2. 金融センターの財務部門活動に対する所得税優遇制度

メリット:

- a. 銀行、保険、シャリア金融の分野で事業活動に従事する者は、下記を条件として、首都ヌサンタラあるいは提携地域からの所得について、納付すべき法人所得税の100%の法人所得税控除を受けることができます。

25 会計年度
2023年度から2035年度までの投資に対して

20 会計年度
2036年度から2045年度までの投資に対して

- b. 上記の3部門以外の金融部門の事業活動従事者は、下記を条件として、首都ヌサンタラあるいは提携地域からの所得について、納付すべき法人所得税の85%の法人所得税控除を受けることができます。

25 会計年度
2023年度から2035年度までの投資に対して

20 会計年度
2036年度から2045年度までの投資に対して

- c. 首都ヌサンタラの金融センターへの投資から外国被課税者が受け取った所得は、10年間、所得税の源泉徴収あるいは徴収が免除されます。

要件:

首都ヌサンタラの金融センターの金融部門で事業活動を行う国内納税者および恒久的施設 (BUT) であること。

申請方法:

設立後30日以内にOSSシステムを通じて申請します。



3. 本社あるいは支社の開設あるいは移転による法人所得税の免除

メリット:

10会計年度にわたり、納付すべき法人所得税の100%に相当する法人所得税が免除されます。当該10会計年度の終了後の10会計年度については法人所得税の50%が免除されます。

要件:

外国被課税者である事業者が首都ヌサンタラに本社あるいは支社を開業あるいは移転した場合。外国被課税者は以下の資格を満たす必要があります。



インドネシア国外に少なくとも2か所の関連部門あるいは関連事業所を有していること。



首都ヌサンタラで経済実体があること。



インドネシアで有限責任会社の形態の法主体を設立していること。

申請方法:

設立後30日以内にOSSシステムを通じて申請します。



4. 特定の能力を有する人材の指導と育成のための見習い、インターンシップ、あるいは学習活動の組織に対する総所得控除

メリット:

2035年までの実習、インターンシップ、および学習活動にかかる総費用の最大250%に対して総所得を控除します。

要件:

特定の能力を有する人材のコーチングと開発の枠組において、見習い、インターンシップ、あるいは学習活動のために首都ヌサンタラで教育あるいはトレーニング活動のために人材を組織しあるいは関与させる国内法人納税者であること。

申請方法:

OSSシステムを通じて申請します。



5. 特定の研究開発活動に対する総所得の控除

メリット:

特定の研究開発活動について一定期間内に発生した総費用の最大350%に対して総所得を控除します。この控除制度は2035年までです。

要件:

首都ヌサンタラに居所あるいは事業活動の拠点を持ち、発明、イノベーション開発、新技術の習得、あるいは国の産業競争力強化のための産業開発技術移転を目的とした特定の研究開発活動を実施する国内法人納税者であること。

申請方法:

OSSシステムを通じて申請します。



6. 公共施設、社会施設、あるいはその他の非営利施設の建設にかかる寄付金あるいは費用に対する総所得の控除

メリット：

納税者の課税所得の計算に関する総所得控除制度は、公共施設、社会施設、あるいはその他の非営利の性質の施設の建設に対する寄付金あるいは費用の額の最大200%を控除するものです。この控除制度は2035年まで有効です。

要件:

首都ヌサンタラ内の公共施設、社会施設、その他の非営利施設の建設に寄付や費用を提供した国内納税者であること。かかる寄付金あるいは費用は、公共施設、社会施設あるいはその他の非営利施設の建設のための金銭、物品、あるいは費用の形で提供されるものとし、以下の条件があります。



前会計年度の年間所得税申告書で、納税者が財政純利益を得ていること。



寄付あるいは費用の提供を行うことにより、寄付あるいは費用提供を行った課税年度で損失が生じないこと



有効な裏付証拠があること



ヌサンタラ首都当局から技術承認と仕様を取得していること

申請方法:

OSS システムを通じて申請します。



7. 第21条 政府が負担する所得税および最終課税

メリット：

所得税法第21条が定める特定従業員の所得に対する所得税は、政府がかかる所得税を負担する形で優遇されるものであり、最終課税です。この制度は2035年まで適用されます。

要件:



特定の雇用主から所得を受領または取得している従業員であること



首都ヌサンタラに居住する従業員であること



首都ヌサンタラの管轄税務署に納税者番号を登録している従業員であること



以下の条件を満たす雇用主であること

- 首都ヌサンタラに居住していること
- 首都ヌサンタラの管轄税務署に登録されている納税者識別番号、または首都ヌサンタラ内の事業活動場所での納税者識別番号を持っていること
- 政府負担の第21条最終所得税の利用に関する届出を税務局長に提出し、税務局長の承認を得ていること

申請方法:

政府負担の第21条最終所得税の利用届出書を税務局長に提出します。



8. 零細企業、中小企業、および中小企業における特定の事業の総売上高に対する最終最終所得税は0% (ゼロパーセント)

メリット:

1会計年度における総事業売上がIDR50,000,000.00(500億ルピア)以下である首都ヌサンタラ所在の事業所から受領した所得について、一定期間、最終税率を0% (ゼロパーセント) とする所得税優遇制度です。この制度は2035年まで適用されます。

要件:

首都ヌサンタラでの投資額がIDR10,000,000.00 (100億ルピア) 未満である恒久的施設を除いた国内納税者であり、下記の要件を満たしていること。



首都ヌサンタラに居所ある、あるいは支社があること



首都ヌサンタラで事業を行っていること



首都ヌサンタラの管轄税務署に雇用主として登録されているか、または首都ヌサンタラ内の事業活動場所での納税者識別番号を持っていること



首都ヌサンタラで投資を行っており、管轄当局が発行した零細企業、小企業および中企業の適格証書を有していること

申請方法:

投資から遅くとも3か月以内に最終所得税優遇制度の適用を申請します。



9. 土地あるいは建物の権利譲渡における所得税免除

メリット:

土地あるいは建物の権利の譲渡に対する所得税免除制度では、土地あるいは建物の権利譲渡の代金に対する係る所得税額の100%が免除されます。この制度は2035年まで適用されます。

要件:

首都ヌサンタラの土地あるいは建物の権利を譲渡する納税者であること

申請方法:

財務省が提供している電子チャンネルを通じて申請します。



10. 首都ヌサンタラの経済的スーパーハブの建設と開発のために設立されたカリマンタン島の特定地域である提携地域への投資を行う国内法人納税者

メリット：

以下の条件の下で、納付すべき法人所得税の100%が免除されます。

25

会計年度
2023年度から2030年度ま
での投資に対して

20

会計年度
2031年度から2035年度ま
での投資に対して

15

会計年度
2036年度から2045年度ま
での投資に対して

要件:

インフラストラクチャーおよび公共サービス分野への投資を少なくとも 10,000,000,000 IDR (100 億ルピア) 行う国内法人納税者であること

申請方法:

設立後 30 日以内に OSS システムを通じて申請します。



11. 付加価値税および贅沢品売上税の免除

メリット：

- a. 付加価値税は徴収されません。
- b. 課税対象品の引き渡し時の贅沢品売上税が免除されます。
どちらの制度も2035年まで適用されます。

要件:

- a. 加価値税の徴収免除は以下に対して適用されます。
 - 特定の戦略的課税対象物品あるいは課税対象サービスの提供
 - 特定の課税対象物品の戦略的輸入
- b. 首都ヌサンタラで事業活動を行い、業務を行い、あるいは居住する個人、団体、省庁/機関への贅沢品占有の形での課税対象物品の引き渡しに対する贅沢品売上税が免除されます。

申請方法:

上記制度の申請方法は財務大臣規則に定められています。



12. 関税優遇制度

メリット:

首都ヌサンタラおよび提携地域における公益を目的とした中央政府または地方政府による物品の輸入に対する輸入税および輸入税制（Pajak Dalam Rangka Impor – 「PDRI」）の適用免除。

首都ヌサンタラおよび提携地域における産業開発および開発のための資本財の輸入に対する輸入税および PDRI の免除は最長 2 年間であり、建設および開発の完了期間に応じて延長される場合があります。

首都ヌサンタラあるいは提携地域における産業の建設と発展のための物品および資材の輸入に対する輸入税の免除は最長4年間であり、2年間延長される場合があります。

この優遇制度は2045年まで適用されます。

要件:

首都ヌサンタラおよび提携地域における公益を目的とした、中央政府、地方政府、契約または労働協約に基づく第三者、あるいはその他の当事者による物品の輸入であること

首都ヌサンタラの発展を目的として、首都ヌサンタラおよび提携地域に輸入される商品・サービスを生産する産業のための資本財の輸入であること

首都ヌサンタラの開発・発展を目的として、首都ヌサンタラ及び提携地域に輸入される物品・サービスを生産する産業向のための物品及び資材の輸入であること

申請方法:

OSS システムを通じて申請します。



2023

2022



9 10 11 12 13 14 15 16

よくある質問

資本投資に関する優遇制度はBKPMのみが提供できるものでしょうか？

投資関連の優遇制度にはさまざまな種類があり、各省庁/機関がそれぞれの任務と機能に応じて、また現行の規定と規則に従って提供しています。

外国人がポートフォリオを通じて株式を購入した場合、その会社はPMAと呼ばれますか？

PT PMA が間接ポートフォリオ投資を通じて PT PMDN の株式の一部を所有している場合、PT PMDN のステータスを PT PMA に変更するにはステータス取得手続を経る必要があるため、PT PMDN が直ちにPMAステータスになることはありません。

PMA 事業者はLKPM報告のみを義務付けられていますか？

いいえ、PMDN事業者もLKPM提出を義務付けられていますが、ただし、零細事業者や上流の石油・ガス事業、銀行、ノンバンク金融機関、保険の事業者は対象外です。

税金控除や納税猶予以外に、PMA/PMDN が利用できる税優遇制度はありますか？

BKPMに関する現行規定により、税優遇が認められるのは法人所得税、職業活動であり、機械、物品および材料の輸入に対する輸入税の免除のみが認められます。

PMDNからPMAへ、またはその逆の変更を行うにはどのような手続をとればよいですか？

PMDN のステータスを PMA に、またはその逆の変更を行うには、公正証書を修正します。特に PMA については、2021 年大統領令第 49 号に従う必要があります。

外国人は、PMDN ステータスの会社の株式を、会社のステータスを PMA に変更せずに購入できますか？

会社に外国株がある場合、ステータスは PMA になります。

外国人が株式の 1% しか所有していない場合でも、その会社は PMA になりますか？

はい、その会社のステータスは PMA です。

PMAの場合、データに変更があったときにはまずBKPMに報告する必要がありますか？

必要ありません。OSS 経由で直接にデータを変更してください。

親会社がPMAにステータスを変更した場合、子会社の投資ステータスはどうなりますか？

子会社にとって、これは PT の株主が存在することを意味します。外国投資家としてのステータスを持つ PMA。したがって、適用される規制により、外国投資家がいる場合には、その会社のステータスは PMA になります。

会社がSEZ内に位置する場合、どのような優遇措置が得られますか？

「経済特別区に関する 2009 年法律第 39 号第 6 章」では、SEZ 内で事業活動を行う事業者には、所得税 (PPh) の便宜、物品輸入の便宜、土地に関する権利の入手の容易さなどの便宜が提供されるとされています。税金、関税、消費税の優遇措置の詳細は財務大臣規則 No. 104/PMK.010/2016 を参照してください。

NIB を所有している場合に、過去にBKPMが発行していたPMA向けの投資原則許可および地方政府が発行していたPMDNは引き続き必要ですか？

投資原則許可は、リスクベースの営業免許では発行されなくなりました。したがって、事業活動が低リスクであればNIB を使用して事業活動を行うことができます。

用語集

A

APBN

(Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara)

APBNとは国の予算収入および支出を意味し、下院によって承認された国の年次財政草案です。

AMDAL

(環境影響分析)

計画された事業または活動が環境に与える重大な影響を評価する調査。

ASN

(Aparatur Sipil Negara)

ASNは、政府によって公共部門に雇用されている公務員です。

B

バティック

バティックは、蠟と染料を使用して見事なパターンとデザインで広がる点を作り出す織物。

Bhinneka Tunggal Ika

インドネシアの公式国家モットーで、古ジャワ語に由来し、「多様性の中の統一」と訳されます。

保税物流センター

(Pusat Logistik Berikat/PLB)

保税物流センター (PLB)は、輸入関税および輸入税の対象になっていない輸入品を保管することを目的とした多機能倉庫です。

保税地域

保税地域とは、特に輸出を目的として、物品や物質/材料の加工、建物/建築物の工事設計、エンジニアリング、輸入品や材料あるいはインドネシアの他の関税地域(DPIL)から搬入された物品および材料の選別、初期検査、最終検査、梱包などの事業活動が行われる一定の境界で区切られた建物、場所、または区画をいいます。

建築承認

(Persetujuan Bangunan Gedung/PB3)

建築許可(Izin Mendirikan Bangunan/IMB) に代わるライセンスであり、建物の技術基準に準拠し、建物の建設、変更、拡張、縮小、維持などの活動に従事する事業者には義務付けられています。

建築適格性証明書

(Sertifikat Laik Fungsi)

建築物が使用される前に、その機能的価値を宣言するために地方自治体が発行する証明書。

BUMD

(Badan Usaha Milik Daerah)

BUMD は、地方政府が資本の全部または相当部分を所有する企業。

BBUMN

(Badan Usaha Milik Negara)

BUMNは、政府が利益を得ることを目的として政府が資本の全部または相当部分を所有する国有企業です。i

事業者

事業者とは、法主体として法人化されているかどうかにかかわらず、インドネシア共和国の法域内で設立され、独立してあるいは契約に基づきビジネス部門内でさまざまな経済活動に従事する個人または事業体を指します。

事業活動支援のための営業免許

(Perizinan Berusaha Untuk Menunjang Kegiatan Usaha/PB-UMKU)

運営または商業段階での業務活動または製品に必要な免許。

BUT

(Badan Usaha Tetap)

Badan Usaha Tetapは恒久的施設であり、自然人または法人の非居住者納税者がインドネシアで事業に従事または事業活動を行うために使用する事業形態です。

C

企業利益ウェイト

(Bobot Manfaat Perusahaan)

インドネシアで投資および生産を行う産業企業に与えられる報酬の価値

空間利用活動の適合性

(Kesesuaian Kegiatan Pemanfaatan Ruang/KKPR)

企業による事業での空間利用と地域の空間利用計画の適合性

D

国内構成要素レベル

(Tingkat Komponen Dalam Negeri/TKDN)

物品、サービス並びに物品とサービスの組み合わせに含まれる国産品の量。

E

環境承認

環境に影響を与えるすべての事業計画または活動には、次のような特定の環境文書を取得することが必須です。AMDAL (環境影響分析)、UKL-UPL (環境管理の取り組みおよび環境モニタリングの取り組み)、またはSPPL (環境管理およびモニタリングの取り組み声明書)。

一人当たり支出

一人当たり支出は、特定の品目またはサービスについて行った1人当たり支出の平均金額であり、個人がどの程度寄与しているかを詳細に理解することができます。

F

自由貿易地域と自由港

(KPBPB)

KPBPBは、インドネシア共和国の領土内であるものの関税地域外とみなされ、輸入税、付加価値税、贅沢品売上税、物品税が免除される地域を指します。

自由貿易地域

関税や税金を徴収されることなく製品を輸入、加工、輸出できる国内の指定地域。

G

GDP

(Gross Domestic Product : 国内総生産)

一定期間内に国内で製品やサービスの生産によって生み出された付加価値の標準的な尺度。

I

IKN

{Ibu Kota Negara Nusantara}

東カリマンタンに位置する国家首都ヌサンタラ。

所得税

(PPH)

ある課税年度に受領した所得に対して個人または法人に課される税。

工業団地

産業活動の集中のために指定された地域であり、それを支える施設やインフラを備え、工業団地会社が開発管理する地域。

J

雇用創出法

雇用創出法は、営業許可および土地取得プロセスの規制要件を合理化することで雇用機会を拡大し、国内外の投資を誘致することを目的としています。

K

KBLI

{Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia}

KBLIはインドネシア業務分野標準分類とも呼ばれ、インドネシアにおける事業活動を標準化および分類する制度です。

KEK

{Kawasan Ekonomi Khusus}

KEK または特別経済区とは特別な投資を誘致するための特別な施設とインセンティブを提供する、明確な地経学のおよび地政学的利点を備えた指定区域です。

L

土地建物税

{Pajak Bumi dan Bangunan}

すべての土地あるいは建物に課せられる固定資産税です。免除が認められる場合もあります。

M

MICE

MICEは、「Meetings, Incentives, Conferences, and Exhibitions」（会議、インセンティブ、会議、展示会）の略語で、観光および宿泊の専門業種を示します。小規模な会合から大規模な会議や展示会まで、様々なイベントの企画・運営が含まれます。

鉱業営業免許

(Izin Usaha Pertambangan (IUP))

鉱業に従事するための免許。

N

国家経済回復プログラム

(Program Pemulihan Ekonomi Nasional/ Program PEN)

国民経済のための一連の活動であり、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの緩和促進のため、あるいは国民経済や金融システムの安定への脅威に対処し国家経済を回復させるために政府が実施する国家財政政策の一環です。

国家物流エコシステム

輸送業者による受け取りから倉庫への到着までの製品と国際文書の流れを同期させる物流エコシステム。

NIB

(Nomor Induk Berusaha)

NIBは事業識別番号であり、適法に事業を行うためにOSSまたはビジネスライセンス機関によって発行された企業IDです。

NPWP

(Nomor Pokok Wajib Pajak)

NPWPは納税者識別番号であり、納税者が納税に関する権利と責任を履行する際の識別として割り当てられる税務管理ツールです。

O

OSS

OSS管理組織庁は、投資調整分野における政府事務を組織する政府機関です。

OSS System

(Online Single Submission : オンラインシングルサブミッション)

OSS システム別名電子統合事業ライセンスシステムは、OSS局が管理されるシステムで、インドネシア国内の事業活動を促進するために、地域レベルと中央レベルの両方の許可を統合するシステムです。

アウトソーシング

アウトソーシングは、アウトソーシング会社と被雇用者/労働者との間の労働関係であり労働者/労働者、PKWT または期間不定の雇用契約 (Perjanjian Kerja Waktu Tidak Tertentu/PKWTT) を基礎とします。

P

Penanaman Modal Asing

インドネシア共和国の領土内で事業を行うために資本を投資する活動のうち、全額を外国資本を使用して、あるいは国内投資家と提携して、外国投資家によって行われるものを指します。

PHK

(Pemutusan Hubungan Kerja)

PHKすなわち雇用終了とは、特定の事由により従業員/労働者と雇用との権利義務が終了することをいいます。

PKWT

(Perjanjian Kerja Waktu Tertentu)

PKWTは、労働者と雇用主の間で締結される雇用契約であり、一定の期間または一定の業務における雇用関係です。

人口密度

単位面積あたりの居住者数。付加価値税 (Pajak Pertambahan Nilai/PPN) 別名VAT(Value Added Tax) は、課税対象起業家 (PKP) になった個人納税者または法人納税者による商品やサービスの売買に課される税です。

生産林

林産物の生産を主な機能とする森林地域で、永続生産林、限定生産林、転換生産林などに分類されます。

生産年齢層

経済的生産性と生物学的生殖能力の両方を備えた15歳から64歳までの年齢層

官民パートナーシップ

(PPP)

民間代理人（または民間経済事業者）と公的代理人（政府機関または公的機関とも呼ばれます）との間の長期契約であり、公的資産またはサービスの開発あるいは管理を行います。その中で民間代理人は契約期間を通じて重大なリスクおよび管理責任を負い、報酬は実績、維持、あるいは資産やサービスの需要や利用に大きく関連します。

R

RDTR

地方/都市の空間レイアウトの概要を示し、各地方/都市のゾーニング規制を定めた包括的な計画。

RPTKA

(Rancangan Penggunaan Tenaga Kerja Asing)

RPTKA、すなわち外国人労働者活用計画検証書は、インドネシアで外国人労働者を雇用する前に投資家取得しなければならない外国人労働者の活用計画に関する文書です。

S

経済特別区

経済機能を遂行し特定の優遇措置を取得する目的で指定された、インドネシアの法的管轄内で特定の境界が設定されている地域。

特別鉱業許可

(Izin Usaha Pertambangan Khusus/IUPK)

特別鉱業許可区域内で採掘作業を行うための許可。

SPPL

環境管理監視声明書

事業あるいは活動に責任を負う事業者が、自己の事業あるいは活動による環境影響に関して環境管理および監視を行う旨を陳述した誓約書。

国家資本参画

国家資本参画とは、国家予算から国家の富を分離すること、あるいは企業やその他の資金源からの準備金を割り当てて国有企業（SOE）やその他の有限責任会社の資本として使用し、企業としての方法で管理することをいいます。

超優先地

超優先地は、インドネシア政府が開発およびプロモーションの優先地として指定した5箇所の観光地を指します。

持続可能な開発目標

「現在および将来にわたる人と地球の平和と繁栄のための共有の青写真」として機能するように設計された17の相互に関連した目標の総称です。

T

税額控除

税額控除は、企業の所得税から特定の控除の形で税を減免する政策です。

納税猶予

特定の労働集約型産業における新規設備投資または事業拡大による純利益を縮減するための制度。

税制上の優遇措置

税制上の優遇措置は、特定の経済活動を奨励するために国が提供する税制上の特別な便益（税控除、納税猶予、投資控除、特別税額控除など）です。

納税申告書(SPT)

SPTは、税、課税対象、非課税対象、資産、債務の計算あるいは納付の申告書で、適用される税法および規則に基づいて作成されます。

納税者

税法および規則に基づいて納税の権利義務を有する個人または事業体（法人）を指します。

U

UKL-UPL

環境管理努力および環境監視努力

A意思決定の前提条件として使用される基準の形で定めらえるほか、営業免許や中央政府/地方政府の承認にも含まれる一連の環境管理および監視プロセス。

V

外国人労働者活用計画検証書

(Rancangan Penggunaan Tenaga Asing (RPTKA))

その事業活動で外国人労働力を使用する場合には、投資活動（外国直接投資および国内直接投資）に必要な外国人労働者の雇用計画に関する文書。

事業所案内

ニューヨーク

+1 646 885 6600

iipc.newyork@bkpm.go.id

ロンドン

+44 (0)20 3440 3830

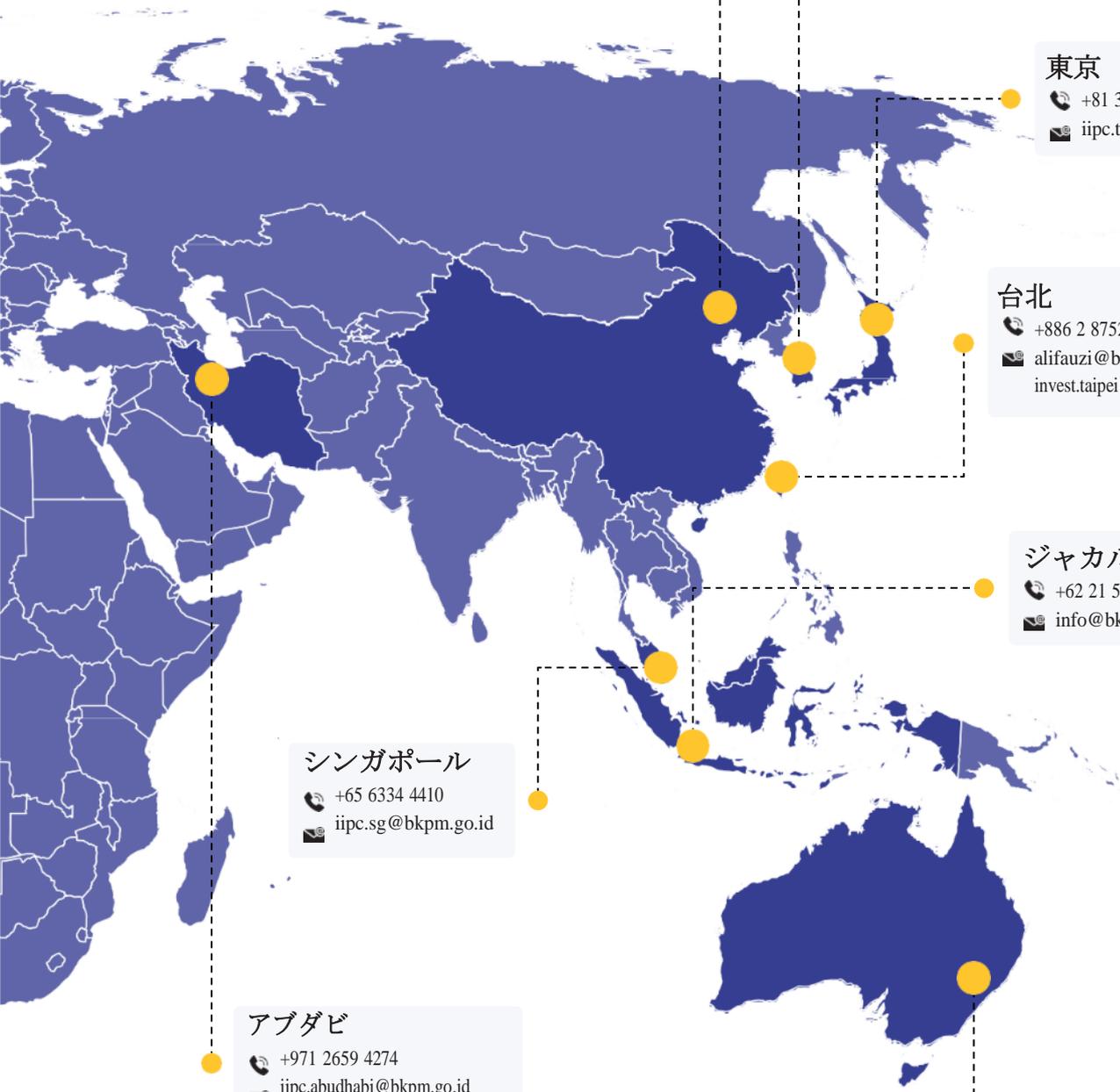
+44 (0)20 3440 3831

iipc.london@bkpm.go.id

iipc.london@investinindonesia.uk



BKPM 海外事業所の詳細はこちらへ
(インドネシア投資促進センター)



北京

+86 16600062703
iipc.beijing@bkpm.go.id

ソウル

+82 2 6137 9455
iipc.seoul@bkpm.go.id

東京

+81 3 3500 3878
iipc.tokyo@bkpm.go.id

台北

+886 2 8752 6170
alifauzi@bkpm.go.id
invest.taipei@bkpm.go.id

ジャカルタ

+62 21 5252 008
info@bkpm.go.id

シンガポール

+65 6334 4410
iipc.sg@bkpm.go.id

アブダビ

+971 2659 4274
iipc.abudhabi@bkpm.go.id

シドニー

+61 2 9252 0091
iipc-aussie@bkpm.go.id
invest@iipcsydney.com



**MINISTRY OF INVESTMENT/
INDONESIA INVESTMENT COORDINATING BOARD**



**ASEAN-JAPAN
CENTRE**

Jl. Jend. Gatot Subroto No. 44, Jakarta 12190
電話 +6221 525 2008 (Hunting)
ファックス +6221 525 4945
C. 169 (お問合せ窓口)

www.bkpm.go.id

-  @bkpmindonesia
-  @bkpm
-  @bkpm_id
-  BKPM TV-Invest Indonesia